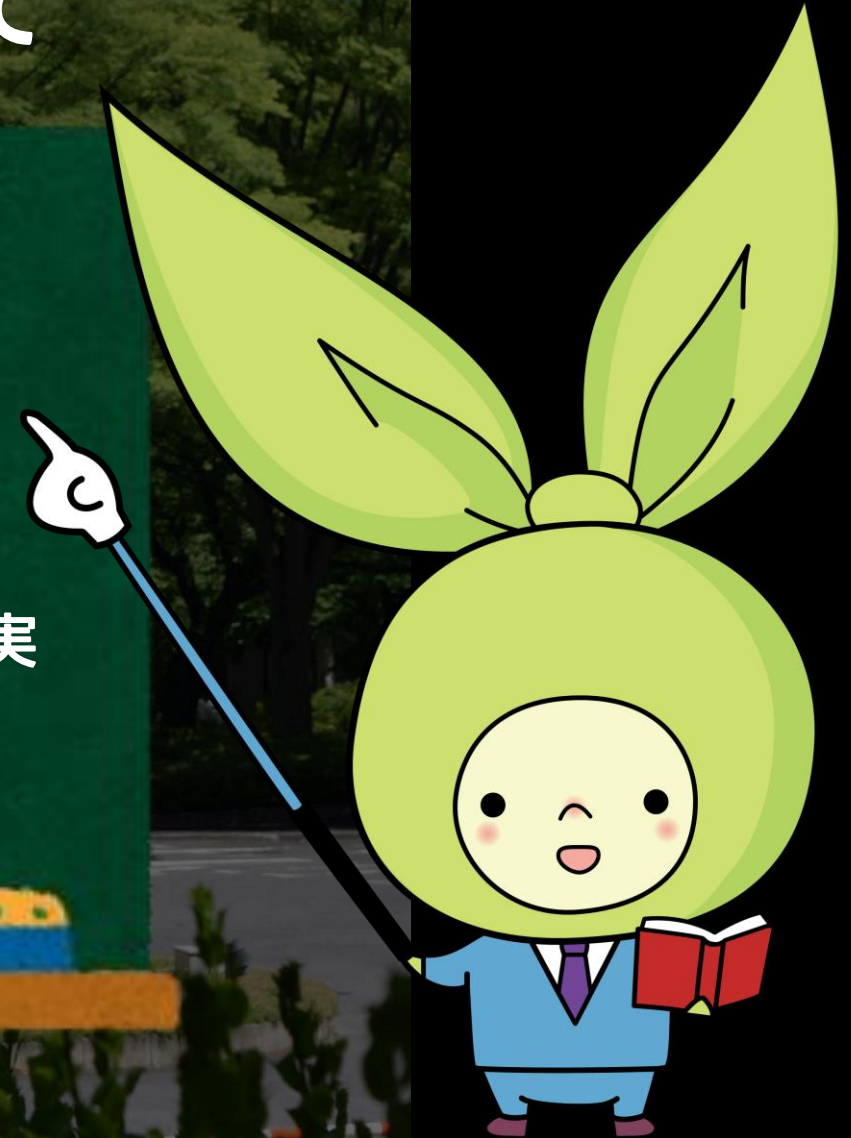


授業期間短縮のためのオンデマ ンド授業導入について

令和8年度から、対面実施授業の一部を
オンデマンド授業へ組替えて実施することで、
授業期間が短くなるよ！

年間スケジュールの詳細は学年暦授業毎の実
施予定はシラバスを確認してね！

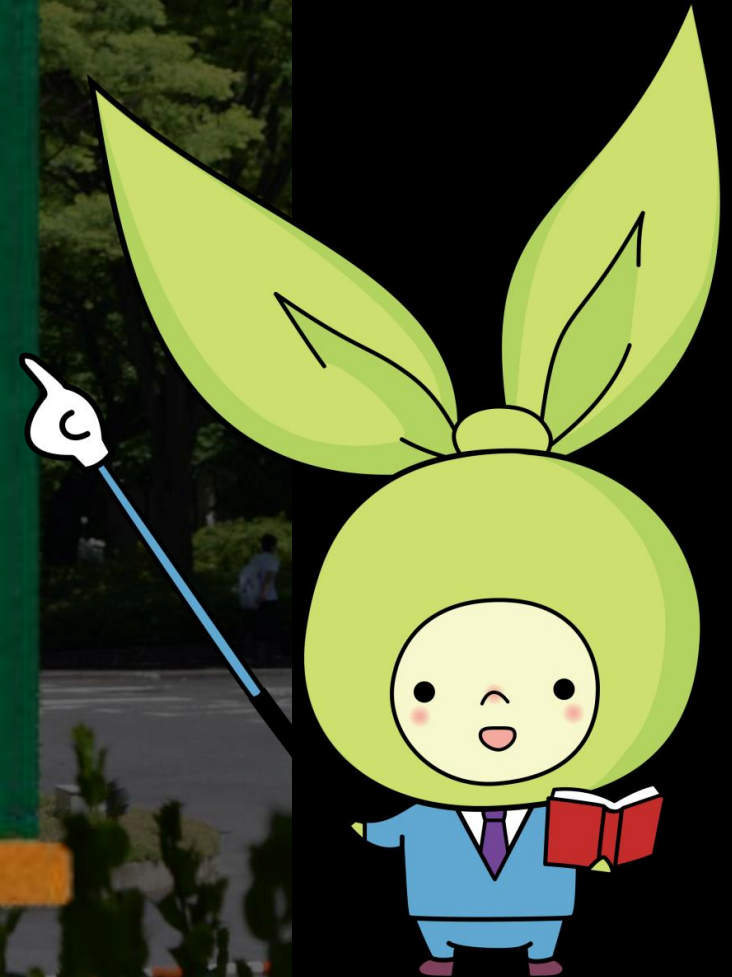


オンデマンド動画の視聴について

- 授業の動画は、WebClass で見ることができるよ！
- 科目ごとに視聴方法や視聴期間がちがう場合があるから、履修科目の案内を確認してね！
- すでに公開されている動画は、視聴期間中なら、いつでもOK！

公開開始の目安

- 第1ターム開始の授業：4月9日以降
 - 第3ターム開始の授業：10月1日以降
- くわしい日程は、シラバスをチェックしよう！



2026（令和8）年度 在学生ガイダンス資料

（2年次：2025年度入学者・学籍番号「25」から始まる学生）

◎ 「英語」の履修にかかわる重要情報

- 英語科目の履修登録は忘れずに**各自で行ってください**（自動登録はされません）。
- 2年次は、1年次末の TOEFL ITP テストスコアによりレベル分けが行われます。選択科目はレベルによって履修できる科目が決まります。

1. 英語の授業開始日について

英語の授業は他の授業と同様に4月13日（月）より始まります。

2. 英語II履修情報について

Web学生システムのメッセージで、レベルと履修情報をお知らせします。指定クラスとレベルは、1年次末に実施したTOEFL ITPテストのスコアにより決定されます。

3. 指定クラス「英語 II (Academic English Skills 2)」の履修について

英語 II (Academic English Skills 2)は学術的英語を用いて自らの考えを積極的に発信するスキルの獲得を目的とする授業です。統一テキストを使用する週1回の対面式授業と自習形式のE-ラーニングを組み合わせた英語授業です。

各学部の指定クラスが開講される曜日と時限は下表のとおりです。履修登録画面で該当の曜日・時限を選択すると、英語 II（Academic English Skills 2）の指定クラスが表示されるので、各自で履修登録してください。

● 指定クラスの開講曜日・時限（AES）

教養学部	月2限
経済学部	月2限または水2限
教育学部	月1限または水1限

理学部	金2限
工学部	火1限または木1限

※注：経済学部生、教育学部生、工学部生について

上記の曜日・時限どちらか一方に指定クラスが割り当てられています。履修登録画面で該当の曜日・時限を選択し、確認してください。（登録できるクラスのみ表示されるので、一方の曜日・時限に表示がなければ、もう一方の曜日・時限に表示されています。）

● 学期毎の開講科目と履修登録時期

開講学期	科目名	履修登録時期
第1ターム	英語Ⅱ (Academic English Skills 2a)	第1ターム (4月)
第2ターム	英語Ⅱ (Academic English Skills 2b)	
第3ターム	英語Ⅱ (Academic English Skills 2c)	第3ターム (9～10月)
第4ターム	英語Ⅱ (Academic English Skills 2d)	

※2025年度入学の教養学部生に、第4タームで「英語Ⅱ ((Global Studies and Sustainability: The SDG Approach))」を履修するよう案内していましたが、この科目は開講しないこととなりましたので、「英語Ⅱ (Academic English Skills 2d)」を履修してください。

4. 選択科目の履修について

英語Ⅰ・Ⅱには、下表のようにレベルに応じた特徴のある選択科目があります。これらの科目は、英語Ⅰ (GES1)、英語Ⅱ (AES2)の代わりに履修することができます。また、英語Ⅰ (GES1)、英語Ⅱ (AES2)に加えてこれらの科目を履修することも可能です。なお、代替科目は同一科目名の科目を重複して履修することはできません。

選択科目には人数制限があり、定員を超過した場合には抽選を行います。第1タームと第2タームの授業はともに第1ターム初回授業の翌日（土日祝を除く）午前9時までに履修登録してください。また、第3タームと第4タームの授業はともに第3ターム初回授業の翌日（土日祝を除く）午前9時までに履修登録してください。

開講学期	科目名	対象レベル	定員	代替対象科目
第1・2 ターム連続	英語Ⅰ (English for Specific Purposes 1a)	レベルA・B	20名	GES1a GES1b GES1c GES1d JStudies
	英語Ⅰ (Academic Communication Skills 1a)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅰ (Academic Essay Writing 1a)	レベルA	10名	
第1 or 3ターム	英語Ⅰ (Basic English 1a)	レベルC	35名	
第3・4 ターム連続	英語Ⅰ (English for Specific Purposes 1b)	レベルA・B	20名	
	英語Ⅰ (Academic Communication Skills 1b)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅰ (Academic Essay Writing 1b)	レベルA	10名	
第2 or 4ターム	英語Ⅰ (Basic English 1b)	レベルC	35名	
第1・2 ターム連続	英語Ⅱ (English for Specific Purposes 2a)	レベルA・B	20名	AES2a AES2b AES2c AES2d
	英語Ⅱ (Academic Communication Skills 2a)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅱ (Academic Essay Writing 2a)	レベルA	10名	
第1 or 3ターム	英語Ⅱ (Basic English 2a)	レベルC	35名	

第3・4 ターム連続	英語 II (English for Specific Purposes 2b)	レベルA・B	20名
	英語 II (Academic Communication Skills 2b)	レベルA・B	15名
	英語 II (Academic Essay Writing 2b)	レベルA	10名
第2 or 4 ターム	英語 II (Basic English 2b)	レベルC	35名

※General English Skills を GES、Japanese Studies in Global Contexts を JStudies
Academic English Skills を AES と記載しています。
GES の選択科目は GES1a,b,c,d のいずれにも替えることができます。
AES の選択科目は AES2a,b,c,d のいずれにも替えることができます。

●選択科目の授業内容

それぞれの授業の内容については、かならずシラバスで確認してください。

English for Specific Purposes (ESP) 1, 2

特定の学術的なテーマを取り上げます。英語による講義を通して内容を理解するにとどまらず、学生の積極的な参加によって学術的英語スキルを向上させることを目的とした双方向的授業です。
(週1回授業、セメスター制)

Academic Communication Skills (ACS) 1, 2

主に留学希望者のための授業で、TOEFL iBT や IELTS のスピーキングのセクションに重点を置いた訓練を行うとともに、口頭発表など、留学先の大学でのアカデミックな活動に問題なく参加できるコミュニケーション能力を養成します。(週1回授業、セメスター制)

Academic Essay Writing (AEW) 1, 2

主に留学希望者のための授業で、TOEFL iBT や IELTS のライティングのセクションを視野に入れた訓練を通して、留学先の大学でのレポート、論文執筆などで十分に力を発揮できるよう指導します。(週1回授業、セメスター制)

Basic English (BE) 1, 2

習熟度が低い学生を対象に、英語の基礎から徹底的に訓練する授業です。(週1回授業+Eラーニング、ターム制)

*各選択科目についての詳細は、下記の担当者までメールでお問い合わせください。

ESP: ヒューズ准教授, hughes@mail.saitama-u.ac.jp

ACS: エドワーズ准教授, edwards@mail.saitama-u.ac.jp

AEW: ヴァイ教授, vyesl@mail.saitama-u.ac.jp

BE: 横山教授, syokoyama@mail.saitama-u.ac.jp

5. 英語 I の再履修

1年次で英語 I (General English Skills 1)の単位を修得できなかった場合、2年次以降に再履修することができます。再履修の場合、クラス指定や学部の指定はありません。各自で科目を選択して履修登録してください。

6. 卒業要件単位

英語スキル教育科目群の卒業要件単位の標準は英語Ⅰが4単位、英語Ⅱが4単位、計8単位です。ただし、**卒業要件単位は学部により取扱いが異なる場合があります。**学部事務室等に問い合わせるなど、各自正しい情報を確認するようにしてください。

2026（令和8）年度 在学生ガイダンス資料 （3年次、4年次、4年次以上：2016～2024年度入学者の学生）

◎ 「英語」の履修にかかわる重要情報について

1. 英語の授業開始日について

英語の授業は他の授業と同様に4月13日（月）より始まります。

2. 英語Ⅰの再履修

1年次で英語Ⅰ（General English Skills 1）の単位を修得できなかった場合、2年次以降に再履修することができます。

英語Ⅰ（General English Skills 1）は週1回の対面式授業と自習形式のE-ラーニングを組み合わせた科目です。再履修の場合、クラス指定や学部の指定はありません。各自で科目を選択して履修登録してください。なお、定員に達した場合は、その時点で履修登録を締め切ります。

開講学期	科目名	履修登録時期
第1ターム	英語Ⅰ（General English Skills 1a）	第1ターム（4月）
第2ターム	英語Ⅰ（General English Skills 1b）	
第3ターム	英語Ⅰ（General English Skills 1c）	第3ターム（9～10月）
第4ターム	英語Ⅰ（General English Skills 1d）	

3. 英語Ⅱの再履修

2年次で英語Ⅱ（Academic English Skills 2）の単位を修得できなかった場合、3年次以降に再履修することができます。

英語Ⅱ（Academic English Skills 2）は週1回の対面式授業と自習形式のE-ラーニングを組み合わせた科目です。再履修の場合、クラス指定や学部の指定はありません。火曜2限に英語Ⅱ（AES）の再履修者専用のクラスもあるので、こちらを受講できます。

各自で科目を選択して履修登録してください。なお、定員に達した場合は、その時点で履修登録を締め切ります。

開講学期	科目名	履修登録時期
第1ターム	英語Ⅱ（Academic English Skills 2a）	第1ターム（4月）
第2ターム	英語Ⅱ（Academic English Skills 2b）	
第3ターム	英語Ⅱ（Academic English Skills 2c）	第3ターム（9～10月）
第4ターム	英語Ⅱ（Academic English Skills 2d）	

4. 代替科目の履修について

英語Ⅰ・Ⅱには、下表のようにレベルに応じた、それぞれ特徴のある代替科目があります。これらの科目は、英語Ⅰ(GES1)、英語Ⅱ(AES2)の代わりに履修することができます。また、英語Ⅰ(GES1)、英語Ⅱ(AES2)に加えてこれらの科目を履修することも可能ですので、積極的に履修してください。なお、代替科目については、同一科目名の科目を重複して履修することはできません。

代替科目には人数制限があり、定員を超過した場合には抽選を行います。第1・2タームの授業はともに第1ターム初回授業の翌日(土日祝を除く)午前9時までに履修登録してください。また、第3・4タームの授業はともに第3ターム初回授業の翌日(土日祝を除く)午前9時までに履修登録してください。

抽選結果は締め切り日の翌日(土日祝を除く)までに、Web学生システムのメッセージでお知らせします。詳細はシラバスで確認してください。

開講学期	科目名	対象レベル	定員	代替対象科目
第1・2 ターム連続	英語Ⅰ(English for Specific Purposes 1a)	レベルA・B	20名	GES1a GES1b GES1c GES1d
	英語Ⅰ(Academic Communication Skills 1a)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅰ(Academic Essay Writing 1a)	レベルA	10名	
第1 or 3ターム	英語Ⅰ(Basic English 1a)	レベルC	35名	
第3・4 ターム連続	英語Ⅰ(English for Specific Purposes 1b)	レベルA・B	20名	
	英語Ⅰ(Academic Communication Skills 1b)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅰ(Academic Essay Writing 1b)	レベルA	10名	
第2 or 4ターム	英語Ⅰ(Basic English 1b)	レベルC	35名	
第1・2 ターム連続	英語Ⅱ(English for Specific Purposes 2a)	レベルA・B	20名	AES2a AES2b AES2c AES2d
	英語Ⅱ(Academic Communication Skills 2a)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅱ(Academic Essay Writing 2a)	レベルA	10名	
第1 or 3ターム	英語Ⅱ(Basic English 2a)	レベルC	35名	
第3・4 ターム連続	英語Ⅱ(English for Specific Purposes 2b)	レベルA・B	20名	
	英語Ⅱ(Academic Communication Skills 2b)	レベルA・B	15名	
	英語Ⅱ(Academic Essay Writing 2b)	レベルA	10名	
第2 or 4ターム	英語Ⅱ(Basic English 2b)	レベルC	35名	

※General English Skills を GES、Academic English Skills を AES と記載しています。

GES の代替科目は GES1a,b,c,d のいずれにも替えることができます。

AES の代替科目は AES2a,b,c,d のいずれにも替えることができます。

タームにより開講しない科目がありますので注意してください。

[代替科目の授業内容]

English for Specific Purposes (ESP) 1, 2

特定の学術的なテーマを取り上げます。英語による講義を通して内容を理解するにとどまらず、学生の積極的な参加によって学術的英語スキルを向上させることを目的とした双方向的授業です。(週2回授業)

Academic Communication Skills (ACS) 1, 2

主に留学希望者のための授業で、TOEFL iBT や IELTS のスピーキングのセクションに重点を置いた訓練を行うとともに、口頭発表など、留学先の大学でのアカデミックな活動に問題なく参加できるコミュニケーション能力を養成します。(週2回授業)

Academic Essay Writing (AEW) 1, 2

主に留学希望者のための授業で、TOEFL iBT や IELTS のライティングのセクションを視野に入れた訓練を通して、留学先の大学でのレポート、論文執筆などで十分に力を発揮できるよう指導します。(週2回授業)

Basic English (BE) 1, 2

習熟度が低い学生を対象に、英語の基礎から徹底的に訓練する授業です。(週1回授業+Eラーニング)

*各選択科目についての詳細は、下記の担当者までメールでお問い合わせください。

ESP: ヒューズ准教授, hughes@mail.saitama-u.ac.jp

ACS: エドワーズ准教授, edwards@mail.saitama-u.ac.jp

AEW: ヴァイ教授, vyesl@mail.saitama-u.ac.jp

BE: 横山教授, syokoyama@mail.saitama-u.ac.jp

5. 卒業要件単位

外国語科目の卒業要件単位は、学部により取り扱いが異なりますので、所属学部の履修案内の該当箇所を確認してください。英語スキル教育科目群の卒業要件単位は、英語Ⅰが4単位、英語Ⅱが4単位、合計8単位が標準です。

情報メディア基盤センターホームページの利用方法(学生編)

<https://www.itc.saitama-u.ac.jp/>

【はじめに】

情報メディア基盤センターのホームページを「お気に入り」(または「ブックマーク」)に登録しましょう。

登録方法はブラウザ(ホームページを閲覧するソフトウェア。例としてMicrosoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safariなど)によって異なりますので、各自で検索してください。

Edge, Chrome, FireFox は☆をクリックして登録します

The screenshot shows the homepage of the Information Media Infrastructure Center at Saitama University. Key elements are annotated with red boxes and arrows:

- A red arrow points to the star icon in the browser's address bar, indicating how to bookmark the page.
- A red box highlights a link that says "ここをクリックすることでトップページ(この画面)に戻れます" (Click here to return to the top page (this screen)).
- Another red box highlights the "クイックリンク" (Quick Links) section on the right side of the page, which contains various service links.

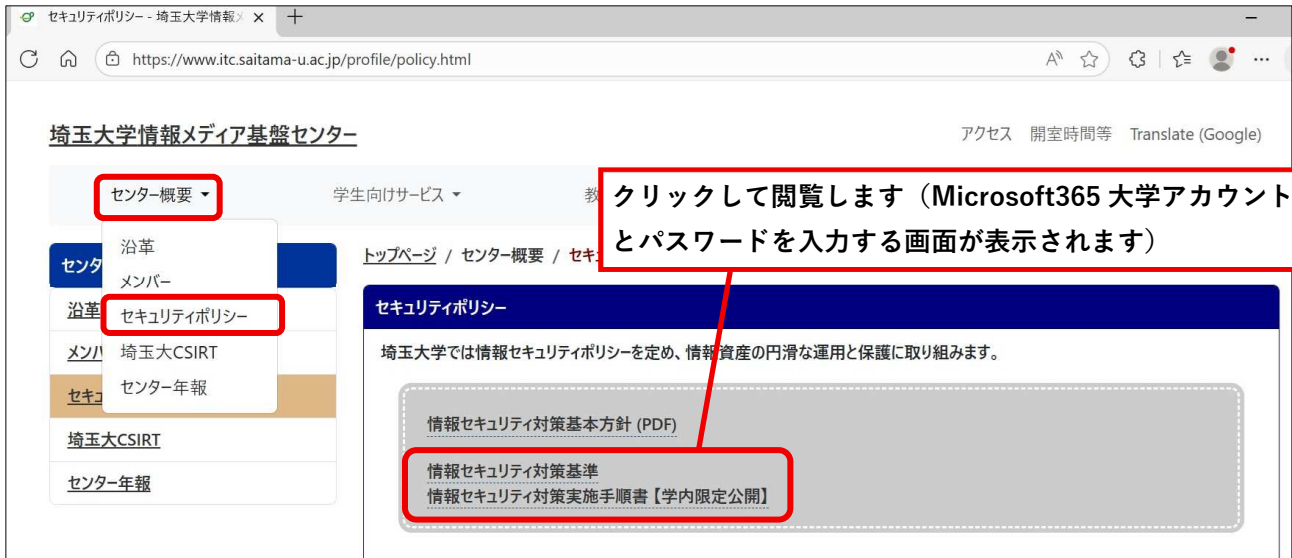
- **クイックリンク**
当センターが提供するサービスのうち、よく利用されるサービスのリンクです。
- **【Microsoft365 関連 重要掲示】**
「(全学) 統一認証アカウント」と「Microsoft365 大学アカウント」 および共通パスワードについて説明しています。このほか、アカウントに関する重要なお知らせを掲示していますので、必ずお読みください。

- セキュリティポリシー

当センターのサービスを利用する際は、セキュリティポリシーを遵守してください。

「センター概要▼」の▼をクリックしてリストを開き、「セキュリティポリシー」をクリックして確認できます。

閲覧には [Microsoft365 アカウント](#) とパスワードの入力が必要です。



【全学統一認証アカウント通知書（兼 Microsoft365 大学アカウント通知書）について】

学内のサービス利用に必要なアカウントと共通パスワードが印字されています。通知書は紛失しないようにしましょう。

他人にアカウントとパスワードを知られ、不正利用される恐れがあります。

「全学統一認証アカウント通知書（兼 Microsoft365 大学アカウント通知書）」を受け取ったら、[パスワード変更システム](#)で次の登録を行いましょう。

1. [多要素認証\(OTP\)の登録](#)をしましょう。
登録を行わない場合、Microsoft 365 及びこれに関連するサービス利用が制限されることがあります。
2. [パスワードリセット通知用のメールアドレスを登録](#)しましょう。
事前にメールアドレスを登録しておくことで、パスワード忘失時に自分でパスワードを再発行することができます。
※登録せずにパスワードを忘失した場合は、窓口での手続きが必要です。再発行までに最短でも半日かかります。

- 全学統一認証アカウントと Microsoft365 大学アカウントのパスワードは共通です。
- [パスワードは自分で変更することができます。](#)

- [「全学統一認証アカウント」と「Microsoft365 大学アカウント」の違い](#)、それぞれのアカウントで使えるサービスの違いをしっかりと理解しておきましょう。

【センターホームページの利用方法】

- 1 「センター概要▼」「学生向けサービス▼」「教職員向けサービス▼」「申請書・マニュアル▼」「お問い合わせ▼」の各項目をクリックすると一覧が表示されます。



- 2 「学生向けサービス▼」をクリックすると次の項目の一覧が表示されます。
情報メディア基盤センターが提供する全てのサービスは在学中のみ利用することができます。



- 3 学生向けサービスの主な項目について簡単に説明します。詳細は必ずホームページで確認してください(各項目をクリックして確認できます)。

3.1 [Exchange Online\(@ms.\)](#)

学生一人一人に付与している大学メールアドレス(xxxxxx.x.999@ms.saitama-u.ac.jp)を「Exchange Online」と呼んでいます。このアドレスを使用することは、本学の学生であることの証明にもなります。基本的に本学教職員から学生へのメールはこのアドレスに届きます。

このページでは、Webメールの使い方のほか、メールアプリ(Outlook等)の設定方法を説明しています。スマホアプリを用いたメール送受信も可能です。

当センターホームページの「クイックリンク」内「[Exchange Online](#)」より Web メールを利用することができます。

メールアドレスは入学時に配布される「全学統一認証アカウント通知書(兼 Microsoft365 大学アカウント通知書)」に印字されています。



3.2 [Microsoft365 の多要素認証\(MFA\)](#)

本学ではセキュリティ強化のため「多要素認証」を必須化しています。このページでは Microsoft365 の多要素認証の設定方法を掲載しています。

認証には主にスマートフォン等の携帯電話端末を利用しますので、機種変更や電話番号の変更を行う場合には注意が必要です ([機種変更／電話番号変更の事前準備](#))。

機種変更等により多要素認証ができなくなった場合は、[多要素認証のリセット\(初期化\)の手続き](#)が必要になります。

3.3 [学内無線 LAN \(Wi-Fi\)](#)

大久保キャンパス内で利用できる無線 LAN(su-wireless)の利用方法を掲載しています。キャンパス内のどこで su-wireless を使えるか、利用できる場所(無線アクセスポイントの設置個所)の確認もできます。

3.4 [Microsoft365 Apps \(Excel/Word/PowerPoint など\)](#)

Microsoft 社のアプリケーション (Excel・Word・PowerPoint・Outlook など) のダウンロード・インストール方法を掲載しています。

利用には [Microsoft365 大学アカウント](#) とパスワードが必要です。

なお、各アプリケーションの操作方法については、当センターではサポートをしておりません。

3.5 [情報倫理と情報セキュリティ e-ラーニング](#)

情報倫理および情報セキュリティを学ぶための e ラーニング教材「INFOSS 情報倫理」の受講方法を掲載しています。

受講やマニュアルの閲覧には、[Microsoft365 大学アカウント](#) とパスワードが必要です。

4 お探しの情報が見つからない場合は「[※※ 全サービス一覧 ※※](#)」をクリックします。

【当センターへのお問い合わせについて】

各サービスについてホームページの記載や掲載しているマニュアルを読んでも理解できない、うまくいかない場合は…

「お問い合わせ▼」→「はじめに」や「よくある質問と答え（学生編）」をよく読み、確認後に「[お問い合わせフォーム【学内利用者用】](#)」より質問してください。

フォームより送信された内容は当センターに所属する教員およびセンター業務に従事する職員全員で受信しています。

- 「マニュアルを読んでもわかりません（できません）」ではなく、「マニュアルの〇ページまですすみましたがXXXというエラーが出て先に進めません」というように具体的に質問しましょう。エラーメッセージを正確に書いていただくと早期解決につながります。
 - 電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
 - やり取りの内容には、学外秘の機密情報が含まれることが多いため、やむを得ない場合を除き[【学内利用者用】の問い合わせフォーム](#)からお問い合わせください。
 - 問い合わせの際にパスワードを記載しないでください。
 - 当センターで提供しているサービス以外についてはお答えできません。
[お答えできない例]
 - Microsoft アカウントの利用について
 - 当センターで提供しているMicrosoft365 大学アカウントとは別のもので、ご自身で作られたものです。Microsoft へお問い合わせください。
 - パソコン(研究室所有・個人所有のものなど)が壊れた・起動しない・初期セットアップ方法等について
 - 購入店にご相談ください。
 - CampusSquare について
 - ログイン後の操作等については教育企画課へお問い合わせください。
お問い合わせフォームは[こちら](#)
 - WebClass について
 - ログイン後の操作等については教育企画課教務担当へお問い合わせください。
- E-Mail : sokikaku[at]gr.saitama-u.ac.jp
([at]は半角の@に置き換えてください)
電話 : 048-858-3588
【電話受付時間】 平日 8:45-16:45

埼玉大学では Microsoft 365 Appsが 利用できます

さんろくご
365って
なあに？



埼玉大学
マスコットキャラクター
メリンちゃん

在学中にMicrosoft Officeの ソフトウェアを無償で使用できます

- **Microsoft 365 Apps**を使えば、学生個人でソフトウェアを購入する必要がなく最新バージョンのMicrosoft Officeが利用できます。
- 個人が所有するWindows PCおよびMac、タブレット、スマートフォンそれぞれ5台までインストールすることができます。
- 本学に在籍する期間において利用可能です。

対象PC	Microsoft 365 Appsでインストール可能なソフトウェア						
Windows & Mac OS	Word	Excel	Power Point	Outlook	One Note	One Drive	Teams

本学では、レポート作成、実験データの処理、プレゼンテーション資料の作成などにOfficeのソフトウェアを活用しています。



ホームページも
みてね！

- **Microsoft 365 Apps**を利用するためのMicrosoft 365 大学アカウントは入学後に配布されます(手続きは必要ありません)
- **Microsoft 365 Apps**の詳細については、情報メディア基盤センターホームページにてご確認ください



埼玉大学情報メディア基盤センター
〒338-8570埼玉県さいたま市桜区下大久保255
<https://www.itc.saitama-u.ac.jp/>
お問い合わせ： <https://forms.office.com/r/SOTZfkZbM8>

Microsoft 365 Apps at Saitama University

What is
Microsoft
365 Apps ?



Microsoft 365 Apps is free
for current **SU** students.

- Each user can install **Microsoft 365 Apps** on up to each five home or personally-owned PCs/Macs, tablet and mobile devices.
- You can use the latest apps and services on **Microsoft 365 Apps**.
- Only available for a Student of University.

The following applications are included and available for you to install on Windows and macOS

Windows & Mac OS	Word	Excel	Power Point	Outlook	One Note	One Drive	Teams
------------------------	------	-------	----------------	---------	-------------	--------------	-------

Microsoft 365 university account for using
Microsoft 365 Apps will be distributed automatically
after enrollment. No paperwork is required.



For more
information,
Please VISIT
our **Website**.



**Information Technology Center
Saitama University**

<https://www.itc.saitama-u.ac.jp/>
Contact Us : <https://forms.office.com/r/S0TZfkZbM8>

CampusSquare による保証人への Web 成績開示について

当該お知らせの内容については、保証人（保護者等）と共有いただくようお願いいたします。

保証人による学生の成績確認についてご案内いたします。「保証人用アカウント」を発行すると、あなたの保証人が「CampusSquare」のサービスを利用する事ができるようになります。アカウントを発行された保証人はあなたの成績情報等にアクセス可能となりますので、保証人以外の人へアカウントを発行しないように、十分ご注意ください。

初期設定に必要な、保証人にアクセスいただくためのアカウント情報（ID・パスワード）については、学生本人の大学付与メールアドレスへ6月頃通知予定となります。メールが届き次第、成績確認をご希望の保証人の方へは学生ご本人より保証人用アカウント情報をお伝えいただければと思います。

【閲覧可能メニュー】

学生個人情報、出身校・入試情報、連絡先情報、学籍異動情報、履修情報、成績修得状況、取得資格・賞罰情報、学研災・学研賠情報、学費収納情報、外部試験結果情報

1. 初期登録方法

手順①	学生から受領したメールに記載の URL にアクセスし、 <u>保証人のメールアドレス</u> 入力及び任意の <u>ログインパスワード</u> の設定をして、保証人用アカウントの本登録を行う。 ※保証人のメールアドレス宛てに登録通知が自動送信されます。 ※今後ご登録いただいたメールアドレス宛に大学から保証人宛のお知らせが送信される場合があります。
手順②	アカウント登録完了後、CampusSquare が利用できるようになるため、メニューより操作いただき、成績情報の確認等行ってください。

【詳細マニュアル】

[CampusSquare マニュアル_ログイン方法（保証人アカウント）](#)

2. 成績閲覧方法

手順①	埼玉大学 HP より、教育・学生支援 > 【教務システム】保証人の方と進んでいただき、CampusSquare のログイン画面（“成績確認はこちら”をクリック）へアクセスしてください。
手順②	ID（h+学生学籍番号（アルファベットはすべて小文字））とパスワードを入力しログイン
手順③	メニューより学生生活 > 学生ポートフォリオを選択
手順④	学生ポートフォリオ上段にある項目より、成績修得状況を選択

3. 本件お問い合わせ先

学生の方の保証人アカウントに関する問い合わせについては、CampusSquare 問い合わせフォーム (<https://forms.office.com/r/LH8YLPFChr>) からご連絡ください。「お問い合わせ」フォームにアクセスできない場合や保証人の方は、以下のとおりメールで受け付けております。

埼玉大学教育企画課 教学マネジメント担当係 Email: kyokikaku[at]gr.saitama-u.ac.jp

なお、成績に関するご質問等については、上記の宛先では承ることができませんので、各開講学部等にお問い合わせください。

【ID 通知メール配信例】

件名：CampusSquare 保証人アカウント通知/ CampusSquare Guarantor Account Notification

本文：

【学籍番号】 【氏名】 様

保証人の CampusSquare 利用（成績確認等）にあたり、ユーザ ID 及び初期パスワードを下記の通り発行いたしましたので、通知いたします。

保証人アカウント情報

ID：【●●●●】

初期パスワード：【●●●●】

アクセス URL：https://web.risyu.saitama-u.ac.jp/campusweb/portal.do?_display=login

注1) 保証人の方が利用を希望される場合には本メールの転送をお願いいたします。

注2) 初回ログイン後は、パスワード変更画面よりパスワードの変更をお願いいたします。

注3) パスワード変更後は、メールアドレス登録画面から本学からの通知を受け取ることができる、メールアドレスを登録いただきますよう、お願いいたします。

We hereby notify you that we have issued the following user ID and initial password for the guarantor's use of the CampusSquare (e.g., to check grades).

Guarantor Account Information

ID: [●●●●]

Initial password: [●●●●]

Access URL: https://web.risyu.saitama-u.ac.jp/campusweb/portal.do?_display=login

Note 1) Please forward this e-mail to the guarantor if he/she wishes to use the service.

Note 2) After logging in for the first time, please change your password from the password change screen.

Note 3) After changing your password, please register your e-mail address so that you can receive notifications from the University from the e-mail address registration screen.

ピアサポートルームについて

ピア=仲間！！

私たち学生同士が仲間として、
互いの学生生活を豊かにし、思いを高め合い、
悩みを相談し合える場所です！！
ぜひお気軽に来室してください♪

くつろぎの空間



のんびりお話ししたいとき
困っていることがあるとき

空きコマや休み時間にふらっと立ち寄って
学生サポーターと雑談&お悩み相談できる
みんなの居場所がここにあります！

エコキャップアート



埼玉大創立70周年記念事業として
エコキャップアートを企画しました。
その後も継続して
エコキャップ運動をしています。



教育機構棟2階
月曜・火曜・木曜
10:00~17:00
お待ちしております♪

イベント企画



学生が企画を立ち上げ
参加者全員で企画を盛り上げます。
この他にもみなさんの何かやりたいという
気持ちを形にできる場所です。

ボランティア活動支援



いろいろなボランティア情報があり、
それぞれの興味に合わせて活動を
サポートします。

もし、隣の席の友だちが倒れたら。
あなたの60分が、友だちの60年を守る。

心肺蘇生とAED 実技講習

大学1年生、一番はじめに身につけるべき
「最強の必修講習」



昨年度受講した学生の声



若くても心停止し倒れる可能性がある。

何かあった時、周りに親や先生はもういない。



高校で講習を受けたけど、定期的に受講しないと忘れてしまう。

教職を目指す学生は必ず講習を受けるべき。



万が一のことがあってから学ぶのでは遅い。



教育学部養護教諭養成課程の専任教員と
心肺蘇生法の教育方法を学んだ学生が丁寧に説明します。

希望する受講日時を以下から選び、申し込んでください（先着順）

4/21(火) 全学1号館301：13:00-14:00 14:10-15:10 15:20-16:20 16:30-17:30

4/23(木) 全学1号館301：9:00-10:00 10:10-11:10 11:20-12:20

4/24(金) 教育学部C棟：13:00-14:00 14:10-15:10 15:20-16:20 16:30-17:30

講習内容 119番通報・胸骨圧迫とAED操作に関する簡易実技講習60分

講習定員 1回につき200名

講習場所 全学講義棟1号館301教室、教育学部C棟1F

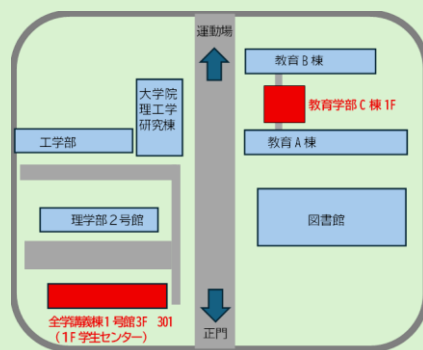
受講希望日時を以下のgoogle form（URL/QRコード）から
申し込んでください（先着順：空きがあればいつでもgoogle formから変更可）

申し込み 4月20日（月）締め切り

(<https://forms.gle/cSqtsQsNsatsN7xc78>)

担当教員：教育学部 学校保健学講座 関由起子

問合せ先：yseki@mail.saitama-u.ac.jp



緊急避難場所・経路図

Evacuation Sites and Route Map



A~T 緊急避難場所
Evacuation Site

→ 避難経路
Evacuation Route

★ 危機対策本部
Emergency Center

★ 部局災害対策室
Departmental Emergency Center

AED 設置場所
AED available

建物の耐震性
Structural Resistance of Buildings for Earthquakes

耐震性が確保されている建物
Buildings that have adequate resistance to earthquakes



液状化の可能性
Liquefiability
(震度5.0以上の地震動を想定)
(for earthquakes of intensity 5.0 or above)

なし None
低い Low
高い High

- | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|-----------------------|
| A ① 本部棟(事務局) ★ | H ⑫ 工学部情報工学科棟 | L ⑳ 工学部環境社会デザイン学科第2実験棟 | P ⑤⑥ 教育学部 H棟 |
| B ② 研究機構棟 | ⑬ 大学院理工学研究科棟 | ㉑ 工学部環境社会デザイン学科3号館 | ⑨⑩ 総合研究棟 2号館 |
| C ③ 教養学部棟 ★ | ⑭ 工学部電気電子物理工学科棟 2号館 | ㉒ 工学部環境社会デザイン学科第3実験棟 | ⑪⑫ 教育学部 B棟 |
| ④ 第2食堂 | ⑮ 工学部電気電子物理工学科棟 1号館 | ㉓ 納品検収センター | ⑬⑭ 総合研究棟 3号館 |
| ⑤ 保健センター | ⑯ 工学部講義棟 | M ⑰ 工学部機械工学・システムデザイン工学科棟 | ⑯⑰ 教育学部 C棟 |
| ⑥ 学生会館 | I ⑱ 情報メディア基盤センター
・科学分析支援センター | ㉔ 工学部電気電子物理工学科棟 3号館
・応用化学科棟 3号館 | ⑱⑲ 教育学部 A棟 ★ |
| D ⑦ 全学講義棟 1号館
(学生センター) | J ⑲ 総合研究棟 1号館 | N ㉕ オープンイノベーションセンター研究棟 | Q ⑳ 図書館 2号館 |
| E ⑧ 全学講義棟 3号館 | K ㉑ 工学部応用化学科 2号館 | O ㉖ 課外活動共用施設 | ㉑ 図書館 1号館 |
| ⑨ 全学講義棟 2号館 | ㉒ 工学部応用化学科 1号館 | ㉗ 武道場 | ㉒ 図書館ラーニングcommons |
| ⑩ 教育機構棟 | L ㉓ 工学部実習工場・研究実験棟 | ㉘ 弓道場 | R ㉓ 経済学部研究棟 |
| F ⑪ 理学部 3号館 | ㉔ 工学部環境社会デザイン学科 2号館 | ㉙ 第1体育館 | ㉔ 経済学部 B棟 |
| ⑫ 理学部講義実験棟 | ㉕ 工学部環境社会デザイン学科
1号館 | ㉚ 総合体育館 | ㉕ 経済学部 A棟 ★ |
| ⑬ 理学部 1号館 | ㉖ 工学部環境社会デザイン学科第1実験棟 | ㉛ 第1食堂(けやきホール) | S ㉖ 国際交流会館 1号館 |
| G ⑭ 理学部 2号館 ★ | | P ㉜ 教育学部 コモ1号館 | ㉗ 国際交流会館 3号館 |
| | | ㉝ 教育学部 D棟 | ㉘ 国際交流会館 2号館 |
| | | | T ㉙ 学生宿舎 |

緊急避難場所・経路図

Evacuation Sites and Route Map



A~T 緊急避難場所
Evacuation Site

→ 避難経路
Evacuation Route

★ 危機対策本部
Emergency Center

★ 部局災害対策室
Departmental Emergency Center

AED 設置場所
AED available

建物の耐震性
Structural Resistance of Buildings for Earthquakes

耐震性が確保されている建物
Buildings that have adequate resistance to earthquakes



液状化の可能性
Liquefiability
(震度5.0以上の地震動を想定)
(for earthquakes of intensity 5.0 or above)

なし None
低い Low
高い High

- | | | | |
|----------------------------------|--|------------------------------------|-----------------------|
| A ① 本部棟(事務局) ★ | H ⑫ 工学部情報工学科棟 | L ⑳ 工学部環境社会デザイン学科第2実験棟 | P ⑤⑥ 教育学部 H棟 |
| B ② 研究機構棟 | ⑬ 大学院理工学研究科棟 | ㉑ 工学部環境社会デザイン学科3号館 | ⑨ 総合研究棟 2号館 |
| C ③ 教養学部棟 ★ | ⑭ 工学部電気電子物理工学科棟 2号館 | ㉒ 工学部環境社会デザイン学科第3実験棟 | ⑩ 教育学部 B棟 |
| ④ 第2食堂 | ⑮ 工学部電気電子物理工学科棟 1号館 | ㉓ 納品検収センター | ⑪ 総合研究棟 3号館 |
| ⑤ 保健センター | ⑯ 工学部講義棟 | M ⑰ 工学部機械工学・システムデザイン工学科棟 | ⑫ 教育学部 C棟 |
| ⑥ 学生会館 | I ⑱ 情報メディア基盤センター
・科学分析支援センター | ㉔ 工学部電気電子物理工学科棟 3号館
・応用化学科棟 3号館 | ⑬ 教育学部 A棟 ★ |
| D ⑦ 全学講義棟 1号館
(学生センター) | J ⑲ 総合研究棟 1号館 | N ㉕ オープンイノベーションセンター研究棟 | Q ⑭ 図書館 2号館 |
| E ⑧ 全学講義棟 3号館 | K ㉑ 工学部応用化学科 2号館 | O ㉖ 課外活動共用施設 | ⑮ 図書館 1号館 |
| ⑨ 全学講義棟 2号館 | ㉒ 工学部応用化学科 1号館 | ㉗ 武道場 | ⑯ 図書館ラーニングcommons |
| ⑩ 教育機構棟 | L ㉓ 工学部実習工場・研究実験棟 | ㉘ 弓道場 | R ⑰ 経済学部研究棟 |
| F ⑧ 理学部 3号館 | ㉔ 工学部環境社会デザイン学科 2号館 | ㉙ 第1体育館 | ⑱ 経済学部 B棟 |
| ⑨ 理学部講義実験棟 | ㉕ 工学部環境社会デザイン学科
1号館 | ㉚ 総合体育館 | ⑲ 経済学部 A棟 ★ |
| ⑩ 理学部 1号館 | ㉖ 工学部環境社会デザイン学科第1実験棟 | ㉛ 第1食堂(けやきホール) | S ⑳ 国際交流会館 1号館 |
| G ⑩ 理学部 2号館 ★ | | P ⑳ 教育学部 コモ1号館 | ㉜ 国際交流会館 3号館 |
| | | ㉟ 教育学部 D棟 | ㉝ 国際交流会館 2号館 |
| | | | T ㉞ 学生宿舎 |

通報の要点

☆通報は、落ち着いてゆっくり丁寧に！

- ①大学名 埼玉大学
- ②大学住所
さいたま市桜区下大久保255
- ③電話番号
048-858-3928
(埼玉大学総務課総務係)
- ④連絡者氏名 ○ ○ ○ ○
学籍番号 ○○○○○○○○
- ⑤概要説明
・いつ、
・どこで、
・何があったか など
・今現在の状況(被害)
・不審者の情報(人相・身長・
体格・年齢(○○歳位)・性別・
服装・逃走方向 など)

関連緊急連絡先

区分	機関名 電話番号
平日	埼玉大学総務課(総務係) 048-858-3928
	埼玉大学守衛所 048-858-3006
休日 ・	埼玉大学守衛所 048-858-3006
夜間	浦和西警察署 048-854-0110 (110番)
	さいたま市桜消防署(代表) 048-836-0119 (119番)
	さいたま市桜消防署 (大久保出張所) 048-857-0119 (119番)

不審者侵入時の 対応マニュアル (学生用)



Saitama University



国立大学法人埼玉大学

埼玉大学マスコットキャラクター
メリンちゃん

不審者を見かけたら、すぐに近くの教職員へ!!

※学生は、直接不審者対応や警察への通報はせず、速やかに避難し、近くの事務室や守衛所に状況を伝えてください。

目撃



①不審者を見かけたら
身の安全を確保して
その場を離れてください

避難



②近くの事務室へ駆け込むまたは近くの教職員に状況を伝えてください。

通報



③不審者の状況を落ち着いて伝えてください。

夜間・休日は 以下に連絡してください。

埼玉大学守衛所 048-858-3006

通報先 (警察署) 110番



Key Points When Reporting

☆Stay calm. Speak slowly and clearly.

- ①University Name :
Saitama University
- ②University Address :
255 Shimo-Okubo, Sakura-ku,
Saitama City
- ③Phone Number:048-858-3928
(General Affairs Division,
General Affairs Department)
- ④Your Information:
Name: _____
Student ID Number: _____
- ⑤Incident Details:
When did it happen?
Where did it happen?
What happened?
Current situation (any
injuries or damage?)
Description of the suspicious
person:
Facial features, Height,
Build, Approximate age,
Gender, Clothing,
Direction of escape

Related Emergency Contacts

区分	
Week days	General Affairs Division 0 4 8 - 8 5 8 - 3 9 2 8
	Campus Security Office 0 4 8 - 8 5 8 - 3 0 0 6
Nights/Week ends /	Campus Security Office 0 4 8 - 8 5 8 - 3 0 0 6
	Urawa-Nishi Police Station 0 4 8 - 8 5 4 - 0 1 1 0 (Police: 1 1 0)
Holidays	Sakura Fire Station 0 4 8 - 8 3 6 - 0 1 1 9 (Fire/Ambulance: 1 1 9)
	Sakura Fire Station, Okubo Branch 0 4 8 - 8 5 7 - 0 1 1 9 (Fire/Ambulance: 1 1 9)

Suspicious Person Response Manual (For Students)



Saitama University

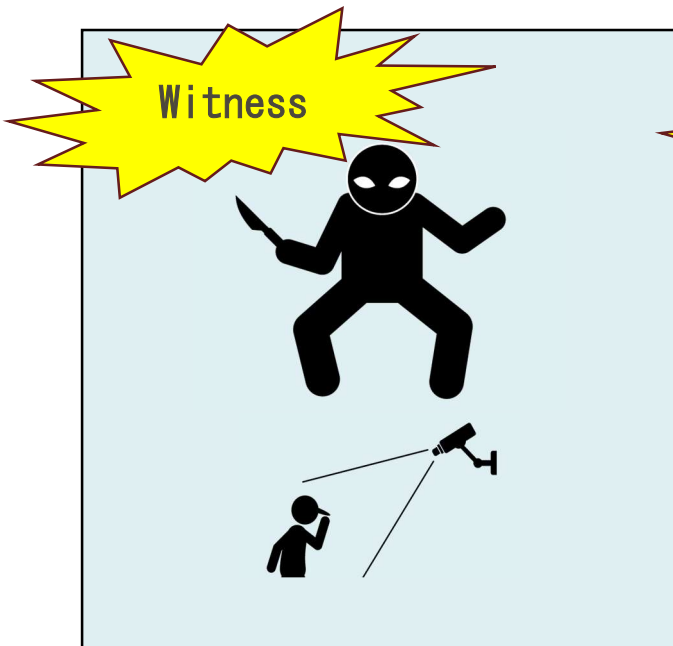
Saitama University



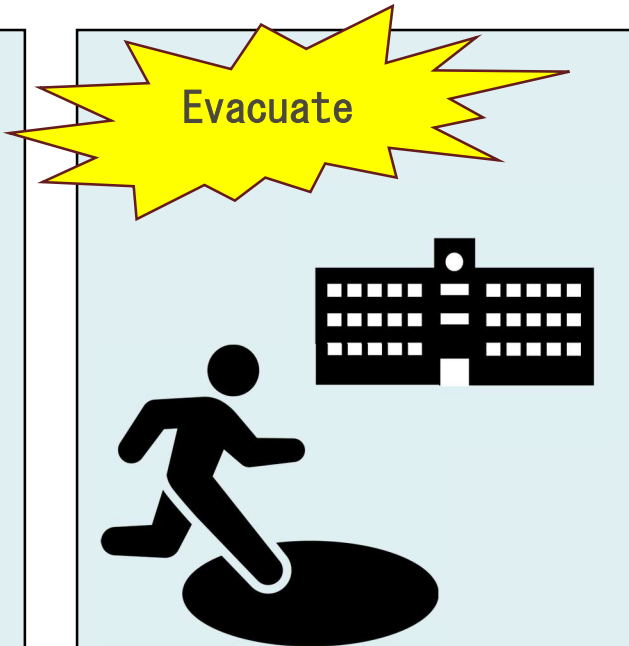
If you see a suspicious person,

immediately notify a nearby faculty or staff member!!

Students must **NOT** approach the suspicious person or contact the police directly. Ensure your own safety, evacuate promptly, and report the situation to the nearest administrative office or campus security office.



1. Secure your personal safety and **leave the area immediately.**



2. **Go to the nearest administrative office** or **inform a nearby faculty/staff member.**



3. Calmly explain the situation and provide as much detail as possible.

After Hours / Weekends Contact

Campus Security Office Tel: **048-858-3006**

Police: 110



安全管理ガイドライン

(国立大学法人埼玉大学安全衛生管理指針)

(令和8年3月版)

国立大学法人
埼 玉 大 学

目 次

はじめに	1
第1章 本ガイドラインの目的	1
第2章 秘密の保持	1
第3章 安全衛生管理体制	
3.1 安全衛生管理体制	2
3.1.1 学長	3
3.1.2 総括安全衛生管理者	3
3.1.3 産業医	4
3.1.4 化学物質管理者	4
3.1.5 安全衛生責任者	4
3.1.6 衛生管理者、衛生推進者	4
3.1.7 火元責任者	5
3.1.8 保護具着用管理責任者	5
3.1.9 作業主任者	5
3.2 教職員の責務	5
3.3 学生の協力義務	6
第4章 教育・研究開始時における安全教育の手続き	
4.1 教職員の安全教育	6
4.2 学生の安全教育	
4.2.1 全学的な安全教育	6
4.2.2 専門的な安全教育	6
第5章 日常生活上の安全管理	
5.1 全般的な注意事項	6
5.2 交通安全	7
5.3 防火と消火	
5.3.1 確認事項	7
5.3.2 防火・消火設備に関する注意事項	7
5.3.3 火災予防	8
5.3.4 通報	8
5.3.5 初期消火	8
5.3.6 消火器(粉末)による消火	9
5.3.7 消火栓による消火	9
5.3.8 避難	10
5.4 地震対策	10
5.5 廃棄物に関する事項	10
5.6 VDT作業に関する事項	16
第6章 健康管理	
6.1 健康管理	16
6.2 健康診断	16
6.3 健康の自己管理	16
6.4 メンタルヘルスケア	17
6.5 体力づくり	17
6.6 感染症	
6.6.1 学校感染症	17
6.6.2 その他の感染症	19
第7章 救命処置	
7.1 救命処置の重要性	19
7.2 バイスタンダーの役割	19
7.3 バイスタンダーの重要性	19
7.4 人命に係る応急手当	21
第8章 実験研究に関わる専門的な注意事項	
8.1 実験研究活動上の一般的な注意事項	
8.1.1 全般的な注意事項	22

8. 1. 2	安全点検に関する注意事項	22
8. 1. 3	実験室内の安全に関する注意事項	22
8. 1. 4	電気使用上の注意事項	22
8. 1. 5	ガス使用上の注意事項	23
8. 1. 6	水道使用上の注意事項	23
8. 1. 7	重量物の取扱いに関する注意事項	23
8. 1. 8	高所作業、野外実験・調査に関する注意事項	23
8. 2	化学物質に関する事項	
8. 2. 1	全般的な注意事項	24
8. 2. 2	リスクアセスメント	25
8. 2. 3	保護具・安全のための設備	25
8. 2. 4	作業環境測定	26
8. 2. 5	有害性の高い化学物質の取扱い	26
8. 2. 6	金属水銀及び水銀化合物の取扱い	26
8. 2. 7	危険性の高い化学物質の取扱い	27
8. 3	高圧ガス・特殊材料ガス・液化ガスの取扱い	
8. 3. 1	高圧ガス	27
8. 3. 2	特殊材料ガス	28
8. 3. 3	液化ガス	28
8. 4	実験系廃棄物	
8. 4. 1	全般的な注意事項	28
8. 4. 2	実験廃液	29
8. 4. 3	固形廃棄物	30
8. 4. 4	感染性廃棄物に関する事項	30
8. 5	放射性同位元素及び放射線に関する事項	31
8. 6	生物試料の取扱いに関する事項	31
8. 6. 1	全般的な注意事項	32
8. 6. 2	バイオセーフティに関する事項	32
8. 7	動物飼育室における安全に関する事項	33
8. 8	エックス線発生装置に関する事項	34
8. 9	レーザー機器に関する事項	34
8. 9. 1	クラス1及びクラス2	34
8. 9. 2	クラス3R	34
8. 9. 3	クラス3B及びクラス4	34
8. 10	強磁場発生装置に関する事項	36
8. 11	高電圧機器に関する事項	36
8. 12	機械に関する事項	37
8. 12. 1	動力変換・伝達装置	37
8. 12. 2	工作機械等	37
8. 12. 3	クレーン・玉掛け作業	38
8. 12. 4	フォークリフト	38
8. 13	金属アーク溶接作業に関する事項	38
様式1-1	安全点検チェックリスト(事務室・居室)	40
様式1-2	安全点検チェックリスト(実験室)	41
様式2	事故報告書	42
様式3	毒物及び劇物点検表	43
様式4	点検表【研究・実験室用】	44
様式5-1	ドラフトチャンバー日常点検記録	45
様式5-2	卓上フード日常点検記録	46
○	緊急時の連絡方法	47
○	緊急避難場所・経路図	48
○	担架・車椅子・AED設置場所	49
○	管理要領【研究・実験室用】	50
○	関係法令・規則等リンク集	51

はじめに

この安全管理ガイドライン（国立大学法人埼玉大学安全衛生管理指針）は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の安全管理の基本である。第1章から第7章は、すべての教職員及び学生に関わる事項である。第8章は実験を含む専門的な教育・研究活動を行う教職員及び学生に関わる事項である。本ガイドラインに規定する事項以外の部局固有の事項については、各部局で個別に規定し、部局の構成員はそれに従うこととする。

第1章 本ガイドラインの目的

この安全管理ガイドラインは、本学におけるすべての事業が、労働基準法、労働安全衛生法等の法規を遵守しつつ運営されることにより、事故及び火災等の発生が未然に防止され、また、日常的な健康が維持されるとともに、その業務が安全かつ円滑に遂行されるよう、教職員及び学生（常勤の教員（附属学校園の教員含む）、事務職員、技術職員、非常勤教職員、研究生や外部からの派遣研究員等、本学に在籍するすべての者を含む。以下同じ。）に対して自らが取るべき行動規範を示すものであり、同時に管理する立場にある者に対しては、その任務を明確にすることを目的とする。

安全管理は、教職員及び学生のみならず、周辺住民の安全保障にも関わる事柄である。また、組織自体にとって生命線であり、あらゆる種類の事業の前提となる最優先事項である。安全管理を軽視したため、事故を起こし、それにより管理体制の不備が露呈し、業務の停止、組織の解体に至った例が少なくない。教職員及び学生は、以上の点を常に銘記し、本ガイドラインを遵守しなければならない。

安全管理の遂行に当たっては、個人情報を除き、可能な限り情報公開に努めるべきである。非常時において教職員及び学生が、迅速かつ効率的に行動し、被害を最小限にとどめ、同時に社会に対する適切な説明責任がなされるためには、安全管理の責任体制、意思決定プロセスがすべての教職員及び学生にあらかじめ明らかにされていることが肝要である。すなわち、教職員及び学生は自らの任務を知るだけでなく、管理する側の職務分担をも熟知していることが必要である。そのような視点から、安全管理の全体像を明らかにすることに配慮しつつ、本ガイドラインを定めた。

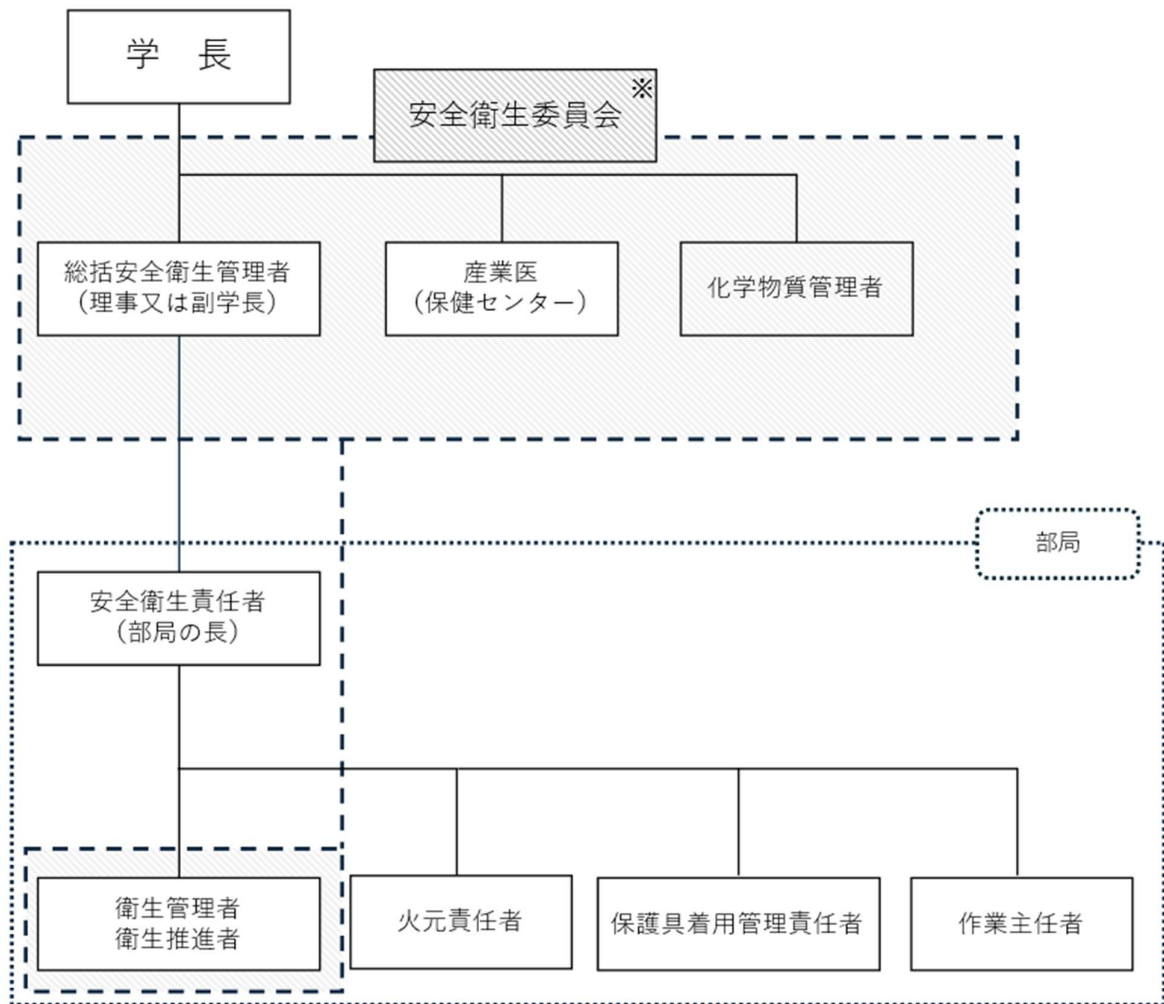
第2章 秘密の保持

教職員及び学生は、個人情報保護法や関連する他の法令に則り、安全及び衛生に関し知り得た個人情報を他者に漏らしてはならない。特に、個人のメンタル情報、種々の検査情報等の医療や健康情報は、他の個人資産状況や個人評価情報等と同様に厳重に管理され、その秘密を保持しなければならない。

第3章 安全衛生管理体制

3.1 安全衛生管理体制

本学における安全衛生管理体制を以下に図示し、次頁以降にそれぞれの役割を詳述する。



※安全衛生委員会
安全衛生、健康障害防止等に係る審議を行う。
(委員構成)

- ・ 総括安全衛生管理者 (委員長) 1名
- ・ 衛生管理者 3名
- ・ 衛生推進者 4名
- ・ 化学物質管理者 1名
- ・ 産業医 1名
- ・ 衛生に関し経験を有する者 1名
- ・ 安全に関し経験を有する者 1名

3.1.1 学長

安全管理の責任者は事業所長である埼玉大学長である。学長は、労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会を置く。

3.1.2 総括安全衛生管理者

- (1) 労働安全衛生法第10条第2項では、「総括安全衛生管理者は、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない」とされている。本学では、学長の任命を受けた、理事（総務・財務・施設担当）又は副学長（防災・危機管理、コミュニティ連携、広報担当）が総括安全衛生管理者となり、安全衛生管理に係るすべての権限を持つ。
- (2) 総括安全衛生管理者は、労働安全衛生法に則り、月1回以上、安全衛生委員会を開催し、教職員の健康保持増進や労働災害の防止、化学物質の自律的な管理などの安全衛生対策について総合的に調査審議し、その議事録を3年間保存しなければならない。
- (3) 総括安全衛生管理者は、各法規の許認可等の申請代表者であり、その作業の遂行のため必要に応じて、以下の業務を行う委員会を事業所に設けることができる。ただし、法規で指定された委員会等は、必ず設けるものとする。
 - (a) 消防法を遵守するため、自衛消防隊、防火安全委員会を設置し、火元責任者等を任命するとともに、管理規程類の策定、許認可申請書類の検討、定期点検、防災訓練等を行う。
 - (b) 労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法、消防法等を遵守するために、危険薬品に関する委員会を設置し、管理規程類の策定、許認可申請書類の検討、定期点検などを行う。
 - (c) 高圧ガス保安法を遵守するため、高圧ガス及び特殊材料ガスに関する委員会を設置し、管理規程類の策定、許認可申請書類の検討、定期点検などを行う。
 - (d) 放射線に関する法律を遵守するため、放射線に関する委員会を設置し、管理規程類の策定、許認可申請書類の検討、定期点検などを行う。
 - (e) エックス線に関する法律を遵守するため、エックス線に関する委員会を設置し、管理規程類の策定、許認可申請書類の検討、定期点検などを行う。
 - (f) その他、これら以外にも、核燃料物質の保有、国際規制物質使用管理、火薬類の使用、動物実験と生命工学における倫理規程等、法律で定められている許認可事項に関しては、それに対応する委員会を設置し、必要な作業を行う。
- (4) 総括安全衛生管理者は、産業医等と協議しつつ、法規で定められた一般健康診断を行わなければならない。また、有害物質業務、放射線、エックス線業務等の有害業務に従事する教職員及び学生で、1ヶ月以上有害業務に従事する場合には、原則として特殊健康診断を受けさせなければならない。
- (5) 総括安全衛生管理者は、上記(4)の健康診断の結果を、受診者へ通知しなければならない。

- (6) 火災、事故、犯罪が発生した場合には、総括安全衛生管理者がその対応及び原因究明等の指揮をとる。このため、あらゆる種類の事故を想定した対策本部設置の準備をしておかなければならない。
- (7) 総括安全衛生管理者は、前項(2)及び(3)並びに(6)で記した各種委員会、事故対策本部等を統括し、事業所内の安全衛生管理を総合的に遂行するために、必要に応じて、実務を担当する安全(衛生)管理室を設置することができる。
- (8) 総括安全衛生管理者は、安全管理規則を遵守しない教職員に対し、処分を勧告することができる。

3.1.3 産業医

- (1) 産業医は、保健センターの医師のうちから、学長が選任する。(労働安全衛生規則第13条)
- (2) 産業医は、医学的な知見に基づき、教職員の健康保持を図るための措置や作業環境の維持管理に関することなどを行う。
- (3) 産業医は、少なくとも毎月1回事業場を巡視し、職務の方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3.1.4 化学物質管理者

- (1) 化学物質管理者は、化学物質について専門的な知識・能力を有し、厚生労働大臣が定める化学物質管理に関する講習を修了した教職員の中から、学長が選任する。(労働安全衛生規則第12条の5)
- (2) 化学物質管理者は、リスクアセスメントの実施やリスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置など、化学物質の自律的管理に必要な事項を管理する。また、リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合には、関係部局への対応や再発防止策の実施などを行う。

3.1.5 安全衛生責任者

- (1) 安全衛生責任者は部局における安全衛生管理の責任者であり、部局の長をもって充てる。
- (2) 安全衛生責任者は、衛生管理者等と協力し、部局の安全衛生に係る業務を行う。
- (3) 安全衛生責任者は、部局で事故等が起こったときは「事故報告書(様式2)」(p.42)により、事故の状況を把握し、再発防止策等の必要な措置を講じる。

3.1.6 衛生管理者、衛生推進者

- (1) 衛生管理者又は衛生推進者は、部局ごとに選任すべき人数に応じて、常勤の教職員のうちから、学長が選任する。(労働安全衛生法第12条、第12条の2)
- (2) 衛生管理者は、法令で定める資格を有する者、衛生推進者は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者または衛生に係る技術的事項に必要な能力を有すると認められる者が選任の対象となる。
- (3) 衛生管理者又は衛生推進者は、定期的に「安全点検チェックリスト(様式1-1または様式1-2)」(p.40、41)を用いて職場を巡視し、設備、作業方法

又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3.1.7 火元責任者

- (1) 火元責任者は、原則として教職員のうちから、安全衛生責任者が任命する。
- (2) 原則として、火元責任者は消防法で定められた危険性の高い化学物質に関する責任者も兼務することとする。
- (3) 火元責任者は、自らの管理する部屋を他の教職員及び学生等に使用させる場合、使用目的、使用方法について説明を求めることができる。火元責任者が承認しなければ、その部屋の使用は許可されない。
- (4) 火元責任者は、自らの管理する部屋の使用を承認する場合、その部屋の安全管理について必要な事項を使用者に対して説明しなければならない。
- (5) 火元責任者は、部屋の鍵及び鍵ボックスを管理する。

3.1.8 保護具着用管理責任者

- (1) 保護具着用管理責任者は、教職員のうちから安全衛生責任者が選任する。(労働安全衛生規則第12条の6)
- (2) 保護具着用管理責任者は、各研究室または各学生実験に1名以上置くこととし、適正な保護具の選択や使用、保守管理に係る講習を受講しなければならない。
- (3) 保護具着用管理責任者は、リスクアセスメントの結果に応じた適正な保護具の選択や使用、保守管理について指導する。

3.1.9 作業主任者

- (1) 作業主任者は、選任すべき作業に応じて、特定の作業において免許を有する教職員または技能講習修了者等の資格を有する教職員から安全衛生責任者が選任する。(労働安全衛生施行令第6条、労働安全衛生規則第12条)
- (2) 安全衛生責任者(部局長)は、作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を、作業場の見やすい箇所に掲示する等により、関係する教職員及び学生に周知する。(労働安全衛生規則第18条)

3.2 教職員の責務

教職員は、労働安全衛生法によって保護される労働者であるが、自らの安全や健康を確保するため、学長その他の関係者が行う各種の措置に協力し、労働災害防止のための必要な事項を守らなければならない立場でもある。特に実験等を行う教職員は、どんな作業にも一定のリスクが存在するとの認識のもとに、これを限りなく減らす方向で、より安全で健康な教育研究環境づくりを目指さなければならない。また、学生などの教育・研究に関わる教職員は、監督者として関係法令や本ガイドラインに従って、監督責務を果たす必要がある。そのため、教職員は、事故・火災等が発生した時は周囲の教職員と協力し、本ガイドラインに従って救護・消火等を行い、速やかに「事故報告書(様式2)」(p.42)等により安全衛生責任者に報告し、事後対応に協力するなど、再発防止に努めなければならない。

3.3 学生の協力義務

学生は労働安全衛生法で定める労働者ではない。しかし、労働安全衛生法に係る事業場である大学で実験・研究活動を行っていることから、教職員と同様に保護の対象であり、安全衛生管理活動に対する協力義務もある。服装など自己に対する点検のみならず、周りにも注意を払い、不安全な状態に気づいたときは、教職員に伝え、改善を図ることも大事である。また、安全衛生管理についての学習・経験は、将来社会人になるうえで、必要な教育の一環であることも忘れてはならない。

第4章 教育・研究開始時における安全教育の手続き

4.1 教職員の安全教育

教職員は、本学採用時において教育・研究等の業務を開始する前に、本安全管理ガイドラインに従って安全教育を受けなければならない。

4.2 学生の安全教育

4.2.1 全学的な安全教育

学生は、入学時に本安全管理ガイドラインに従って安全教育を受けなければならない。

4.2.2 専門的な安全教育

学生は、実習、実験等を開始する前に、各部署の定める内容に基づき安全教育を受けなければならない。なお、理学部、工学部、理工学研究科及び教育学部の実験系の学生は、卒業研究等の開始前に、安全な研究活動を行うために必要な安全教育を受け、必ずその内容を報告する。

※専門的な安全教育の受講記録の提出については、8.1.1 (6) を参照する。

第5章 日常生活上の安全管理

5.1 全般的な注意事項

- (1) 急病、事故等の非常時を想定して、安全衛生責任者は、所属する教職員及び学生の自宅等の緊急連絡先を把握しておかなければならない。指導教員は指導する学生の自宅等の緊急連絡先を把握しておかなければならない。
- (2) 学生は、通常の教育・研究場所から長期間離れるときは、その所在を教員に事前に通知しなければならない。
- (3) 電気系統の配線には、使用電力量と配線やタップの耐電容量の大小をよく検討し、過熱、漏電が起きないように注意しなければならない。
- (4) 避難通路は2方向を確保し、物品等で塞いではならない。通路幅は80 cmを確保する。
- (5) 火災等に十分配慮した暖房器具を使用し、耐震措置も講じる。
- (6) 喫煙は指定された喫煙場所以外では行わない。
- (7) 居室及び実験室を不在にする場合は、室内の安全を確認して、必ず施錠する。施錠しないで盗難事件が発生した場合は、責任を問われる。

- (8) 共通性の高い実験室等の鍵の収納には、原則として、鍵ボックスを利用する。
- (9) 鍵の取扱いは、火元責任者の指導に従わなければならない。
- (10) 貸与を受けた鍵を他の何者にも貸与してはならない。
- (11) 夜間及び休日に建物に出入りするとき、不審者が外にいる場合は、出入りするのを少し待つか、別の出入口から出入りして、不審者が建物内に入らないようにする。
- (12) 鍵を紛失または破損した場合は、速やかに所属の事務室に届け出なければならない。
- (13) 教育・研究を終了する際には、速やかに鍵を返却しなければならない。

5.2 交通安全

教職員及び学生は、交通法規を遵守し、自動車、オートバイ等を運転する場合は、慎重な運転を心がけ、事故を起こさないよう、細心の注意を払わなければならない。飲酒運転や携帯電話を使用しながらの運転等は絶対にしてはならない。また、自転車を運転する場合も、酒酔い運転、信号無視、指定場所一時停止、無灯火、二人乗り、並進、ブレーキ故障、傘・イヤホン・携帯電話を使用しながらの運転等は交通違反となる。万一、交通事故に遭遇した場合には、必要に応じて速やかに救護・通報等の措置を取る。学内での事故の場合には、教職員は所属の総務担当係（各学部等担当係）に、学生は所属学部・研究科の担当係（p. 47参照）または学生支援課（048-858-3029）に、勤務時間外の時は守衛所（048-858-3006）に連絡する。

構内（駐輪場を除く）では、警備や清掃等の限られた業務を行う場合以外は、自転車の乗り入れ・駐輪は認められない。自動車やオートバイについても、事前の許可がなければ大学構内への乗り入れは認められない。駐輪場や駐車場を使用するには入構許可証または駐車許可証の交付を受ける。「有効な入構許可証がなく駐車場を使用している場合や、構内での迷惑駐車及び放置自転車は、警告・撤去の対象となる。また、大学周辺での不法駐車や不法駐輪は、近隣住民への多大な迷惑となるために絶対にしてはならない。

また、学内外を問わずスマホを見ながら歩くことは重大事故を招く危険な行為であるため、周囲を十分に確認することを心がけなければならない。

5.3 防火と消火

5.3.1 確認事項

- (1) 避難経路、非常口、避難場所を確認しておく。
- (2) 消火器、火災報知器、消火栓の設置場所を確認しておく。
- (3) 救急箱、ヘルメット、懐中電灯等の安全用品の設置場所を確認しておく。

5.3.2 防火・消火設備に関する注意事項

- (1) 非常口、防火扉、防火シャッターの前には物を置いてはならない。
- (2) 消火器、火災報知器、消火栓のまわりには物を置いてはならない。
- (3) 消火器は所定の場所から動かさない。

- (4) 避難路確保のため、部屋の窓、通路、扉の周辺や、廊下には障害物を置いてはならない。室内の什器類、装置類の配置を考慮し、常に安全な通路及び出口を確保する。
- (5) 防火扉は建物の廊下や階段近くに設置されており、火災発生とともに自動的に作動するようになっている。小さいくぐり戸がある防火扉の場合はそこから脱出できる。なお、防火扉は普段、壁に収納されているが、ぶつかったりすると作動するので注意する。

5.3.3 火災予防

- (1) 火気厳禁の表示のある場所では、絶対に火気を使用してはならない。
- (2) スイッチ、ヒューズ及び電気コードは規格品を用い、タコ足配線や床に垂れ下がる配線にしない。使用していないコンセントには、ほこりが入らないようにコンセントカバーなどで覆いしておく。
- (3) 火気使用器具（電気コンロ、ホットプレート、バーナーなど）は不燃性の台の上に置き、器具及び可燃用容器等の破損やキズがないか必ず点検する。
- (4) 熱源の近くに引火性、可燃性の物質を置いてはならない。
- (5) 日頃から部屋の整理・清掃を心がける。
- (6) 退室時は室内を点検し、火気の始末、電気器具の電源コードの抜き取り、戸締まり、消灯等を確認する。
- (7) 火災発生及び爆発等の恐れがある箇所を発見したときは、まず身の安全を確保し、ただちに守衛所及び事務部等に通報するとともに、可能であればその原因を取り除く措置を講ずる。
- (8) 消火器、消火栓、配電盤等の設置場所は、必ず操作に必要な空間を保ち、障害となる物品を置いてはならない。
- (9) 喫煙は必ず指定された喫煙場所で行い、吸い殻は、火が完全に消えていることを確認する。灰皿の中に紙屑等燃えやすいものを入れてはならない。

5.3.4 通報

- (1) 火災を発見した場合は、まず大声で周辺の人に知らせる。
- (2) 火災報知器を作動させる。
- (3) 火災の発生場所及び被害状況等を緊急連絡先（p. 47）に電話で通報する。
- (4) 万一、上記の緊急連絡先にか繋がらないときは、先に消防署へ通報する。

5.3.5 初期消火

- (1) 人を呼ぶ。できるだけ一人で行わない。まず自分自身の身の安全を確保してから初期消火にあたり、けが人がいる場合はけが人の身の安全も確保する。
- (2) 炎が天井に達するなど初期消火が困難と感じた場合には、無理をせず身の安全を考慮して逃げる。
- (3) 電気火災、油火災は水をかけてはいけない。高電圧ケーブルやモーターが燃えている場合、水をかけると通電し、感電するため、消火器を使用して消火する。
- (4) 爆発が起きたときは、二次爆発の恐れがあるので速やかに避難し、安全を確認した上でけが人を救助する。

5.3.6 消火器（粉末）による消火（対象：通常火災、油火災、電気火災）

(1) 消火器の使い方

- ① 安全ピンに指をかけ上に引き抜く
- ② ホースをはずして火元に向ける
- ③ レバーを強く握って噴射する



(2) 消火方法

- (a) 屋外で使用する場合、風上から消火する。
- (b) 低い姿勢で熱や炎を避けるようにして、徐々に近づく。
- (c) 炎や煙にまどわされずに火元にノズルを向け、火元を掃くように左右に振り消火する。

5.3.7 消火栓による消火（対象：通常火災）

(1) 電気火災、油火災は消火栓の放水では危険なので消火器を使用する。

(2) 消火栓の種類

埼玉大学構内に設置してある消火栓には、1号消火栓と易操作性1号消火栓の2種類がある。ともに放水量 130 L/min, 放水圧力 0.17~0.7 MPa の放水性能を有するものである。

1号消火栓（2人以上で操作）

易操作性1号消火栓（1人で操作可）



(3) 放水までの手順

以下に挙げるのは手順の一例である。消火栓の種類により操作方法が多少異なることがあるので、扉の外側か内側に貼られた操作方法に沿って操作する。

(a) 1号消火栓

- ① 起動ボタンを押す。押すと表示灯が点滅し、ベルが鳴り、消火栓のポンプが起動する。
- ② 扉を開け、ノズルとホースを取り出す。
- ③ ホースを真っ直ぐに延ばし、ノズルを持ち、火元に向け構える。ホースが折れていたり、ねじれていたりすると水が出ないので注意する。
- ④ 放水する。ノズルを持った人の合図で、もう一人がバルブを開くと放水が開始される。水圧が強いため、ノズルを持った人がバルブを開くのは危険を伴うため、二人以上で操作する。

(b) 易操作性 1号消火栓

- ① 扉を開け、ノズルを取り出す。
- ② バルブを開け、ノズルを持ってホースを延ばす。
- ③ ノズルの先端についている開閉装置を操作して放水する。

5.3.8 避難

- (1) 状況に応じ、実験機器の電源及びガス類等を遮断する。
- (2) 煙を吸わないように、濡れたハンカチ等で口と鼻を押さえ、身を低くして避難する。
- (3) エレベーターを使用せず、なるべく非常階段等を利用して、屋外へ退出する。

5.4 地震対策

本学では、大規模地震に備え、「地震対応マニュアル」(本学教職員のみアクセス可) (<https://suitc.sharepoint.com/sites/soumu-portal/SitePages/kikikanri.aspx>) に、地震発生時の具体的な行動基準、危機対策本部・部局災害対策隊の設置、救援・救護体制等の緊急時基本対応フローが規定されている。

また、「学生生活の手引き」(<https://www.saitama-u.ac.jp/student/studentlife/kikikanri/>) において、地震発生時の対応について定めている。



本学教職員限定
地震対応マニュアル



学生生活の手引き

5.5 廃棄物に関する事項

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びさいたま市条例では、本学は事業者に区分され、本学より生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理しなければならないことと規定されている。

本学では、「さいたま市条例」及び関係法令に基づき、【廃棄物分類一覧表】に示したように、廃棄物を「一般廃棄物(もえるゴミ、資源物)」、「産業廃棄物(もえないゴミ、粗大ゴミ、有害危険ゴミ、資源物)」、「特別管理産業廃棄物(実験系廃棄物)」に区分している。「一般廃棄物」は、さいたま市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託し、市の処分施設へ搬入、処理している。また、「産業廃棄物」は、さいたま市では取扱わないため、産業廃棄物処理業者へ委託し処理している。「特別管理産業廃棄物」は、有害化学物質等を含む廃棄物であり、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」へ混入することを防止するため、明確に区分して搬出しなければならない。

廃棄物を搬出する場合、表中の「具体例」を参考に適切に分別し、「搬出方法」「注意事項」「廃棄場所等」を守って搬出しなければならない。分別していなかったり、間違っていたりすると、市の処理施設や産業廃棄物処理業者から受取りを拒否されるので、十分に注意が必要である。

【廃棄物分類一覧表】

【表1 一般廃棄物、産業廃棄物】

種類	具体例	搬出方法	注意事項	廃棄場所等
一般廃棄物	もえるゴミ 生ゴミ等（生ゴミ、弁当がら、カップ麺容器等）	分別の上、透明なビニール袋に入れて出すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等は、水気を切ってから出すこと ・枝は、90 cm未満の長さに切りそろえ、縛って出すこと 	構内集積所（もえるゴミ）
	ビニールくず			
	革製品			
一般廃棄物	資源物 布きれ	紐で縛って出すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・回収業者により学外搬出後、リサイクルされる ・異なる種類の紙ゴミをひとまとめにしないこと ・プラスチックや樹脂、金属のとじ具などは外して出すこと（これらは「産業廃棄物」として出す） 	構内集積所（古紙類・リサイクル紙ゴミ）
	古紙類（新聞、雑誌、ダンボール等）			
	リサイクル紙ゴミ（封筒、破片紙、シュレッダー紙、紙製ファイル類、使用済ティッシュ等の紙ゴミ）			
一般廃棄物	自動販売機等で購入した飲料の容器（缶、ペットボトル、ビン）	自動販売機等に備え付けの回収ボックスへ捨てること	自動販売機業者並びに生協により学外搬出後、リサイクルされる	飲料缶等回収ボックス

種類	具体例	搬出方法	注意事項	廃棄場所等	
産業廃棄物	もえなごころ	試薬ビン	<ul style="list-style-type: none"> ・大きいものは、そのまま出すこと ・小さいものは、透明なビニール袋又は堅牢な容器（一斗缶等）に入れて出すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・中を洗浄して出すこと ・蓋を付けないで出すこと 	産業廃棄物集積所（事務局東側倉庫）
		<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック、ビニール製品、発泡スチロール（実験で使用したものを含む） ・ドッチファイル（金具そのまま） 	透明なビニール袋に入れて出すこと	実験等で使用した容器、薬品等は、必ず空にして出すこと	
		ガラスくずで鋭利なもの（実験で使用したものを含む）（割れたガラス片、パストゥールピペット、マイクロシリンジ、ガスタイトシリンジ等）	堅牢な容器（一斗缶等）に入れて出すこと	内容物の表示を貼付して出すこと	
		ガラスくずで鋭利でないもの（実験で使用したものを含む）（飲料ビン以外のビン、バイアルビン、試料ビン、白熱電球（電球型蛍光管を除く）等）	透明なビニール袋または堅牢な容器（一斗缶等）に入れて出すこと	必ず中身が空の状態ですること	
		一般注射筒（プラスチック） テルモシリンジ 等	透明なビニール袋に入れて出すこと	感染性廃棄物でないことの表示を貼付すること	
		実験で使用した使い捨てピペットチップ、ディスプレイ遠心管、シャーレ 等		ピペットチップ等の中身の溶液等は必ず空にして出すこと	
		スプレー缶、ライター、カセットボンベ 等		スプレー缶等は、必ず使い切ってから出すこと	
		陶磁器くず、アルミホイル			

種類	具体例	搬出方法	注意事項	廃棄場所等
粗大ゴミ	<ul style="list-style-type: none"> 家具、什器、機器類 タイヤ 90 cm以上の廃材 ブラウン管ディスプレイ 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物集積所内の所定の場所に搬出すること 充電池は「リチウムイオン電池」「ニカド電池」「ニッケル水素電池」で分別すること ボタン、リチウム電池はセロハンテープ等で絶縁処理すること 	家具、什器、機器類等は、資源の有効活用及び経費節減を図るため、積極的にリユースを行うこと	産業廃棄物集積所（事務局東側倉庫）
	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管（電球型蛍光管を含む） 乾電池、充電式電池 等 		乾電池と充電式電池は区別して廃棄容器に出すこと	
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ） エアコン 冷蔵庫 洗濯機 衣類乾燥機 	<ul style="list-style-type: none"> 資源物集積所内の所定の場所に搬出すること 充電池、乾電池は取り外し、分別すること 	リサイクル関連法に基づき適正に処分する必要がある	資源物集積所（事務局東側倉庫）
	金物・飲料缶以外の缶（実験で使用したものを含む）	<ul style="list-style-type: none"> 大きいものは、そのまま出すこと 小さいものは、透明なビニール袋又は堅牢な容器（一斗缶等）に入れて出すこと 	必ず中身が空の状態ですること	
	カッターの刃、ビス、釘 等	<ul style="list-style-type: none"> 適当な大きさの容器に入れ、まとめて出すこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> パソコン本体（デスク、ノート）、HDD 液晶ディスプレイ プリンター、コピー機 キーボード、コード類、PC周辺機器 等 	<ul style="list-style-type: none"> 資源物集積所内の所定の場所に搬出すること 充電池、乾電池は取り外し、分別すること 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル関連法に基づき適正に処分する必要がある HDD等の中のデータは、必ず消去して出すこと 	

○一般・産業廃棄物についての問い合わせ先:財務課資産管理センター(048-858-9746)

○リユースに関するの詳細は、大学 HP

(<https://www.zaimu.saitama-u.ac.jp/zaimu/zaimu/reuse/>)を確認すること。



埼玉大学 学内限定
【物品リユース】HP

【表2 特別管理産業廃棄物（実験系廃棄物）の分類】

種類	区分	搬出方法	注意事項	回収場所
無機系廃液	一般重金属含有廃液（有害金属を含まない水溶液及び酸、アルカリ水溶液）	灰色 20 L 容器 貯留量は 16 L まで		実験廃液集積所 （工学部機械工学・システムデザイン学科棟南側）
	有害金属含有廃液（鉛、ヒ素、カドミウム、クロム、セレンなどの有害金属を含む水溶液）			
	シアン化合物含有廃液（シアン化合物含む水溶液）	黄色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	pH10.5 以上にして、貯留、保管	
	ヘキサシアニド含有廃液（フェロシアン化塩、フェリシアン化塩を含む水溶液）	灰色 20 L 容器 貯留量は 16 L まで	pH 調整は不要	
	水銀化合物含有無機廃液（水銀化合物を含む水溶液）	緑色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	金属水銀類を混入させないこと	
有機系廃液	可燃性廃溶媒（メタノール、エタノール、アセトン等の水溶性有機廃液及びベンゼン、トルエン、キシレン、ヘキサン、酢酸エチル等の非水溶性有機廃液）	白色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	エーテルを含む場合はエーテル量を 10% 未満にする	実験廃液集積所 （工学部機械工学・システムデザイン学科棟南側）
	難・不燃性廃溶媒（ハロゲン含有有機廃液（クロロホルム、四塩化炭素、塩化メチレン等）、ニトリル類）	白色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	PCB を含有するものは除く	
	廃油類（機械油、エンジンオイル、ポンプオイル、絶縁油、植物油、切削油等）			
	シアン化合物含有溶媒（シアン化合物を含む有機廃液）	黄色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	pH10.5 以上にして、貯留と保管	
	ヘキサシアニド含有廃溶媒（フェロシアン化塩、フェリシアン化塩を含む有機廃液）	白色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	pH 調整は不要	
	写真廃液（現像液、停止液、定着液）	灰色 20 L 容器 貯留量は 16 L まで	写真廃液専用タンクを使用	
	重金属含有廃溶媒（重金属を含有している有機廃液）	白色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで		
水銀化合物含有廃溶媒（水銀化合物を含む有機廃液）	緑色 20 L 容器 貯留量は 20 L まで	金属水銀類を混入させないこと		

種類	区分	搬出方法	注意事項	回収場所
固形物質	一般廃ろ紙、ウェス類（油、油絵具等及び有害物質等が付着したもの）	ビニール袋に入れた後、一斗缶等の容器に入れて内容物がこぼれないようにして、搬出すること		実験廃液集積所 （工学部機械工学・システムデザイン学科棟南側）
	有害金属付着廃ろ紙、ウェス類（鉛、ヒ素、カドミウム、クロム、セレンが付着したもの）			
	水銀化合物付着廃ろ紙、ウェス類（水銀化合物が付着したもの）		金属水銀は除く	
	一般廃固形物類（シリカゲル、モレキュラシーブ、活性炭、塩化カルシウム等有害物質が吸着した固形物）		対象物質ごとに分別	
	一般廃固形物類(2)（TLC プレート等の固形物類）			
	有害金属付着廃固形物類（鉛、ヒ素、カドミウム、クロム、セレンが付着した固形物類）			
金属水銀類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属水銀 ・ アマルガム水銀 ・ 水銀温度計（破損物も含む） ・ 水銀マンオメーター 	※科学分析支援センター（内線 734205）にお問い合わせください	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分費は排出者負担 ・ 飛散、流出、揮発、高温、腐食に注意 	実験廃液集積所 （工学部機械工学・システムデザイン学科棟南側）
廃試薬類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無機系廃試薬 ・ 有機系廃試薬 ・ 廃固形物類 		処分費は排出者負担	
感染性廃棄物	マイクロシリンジ、ガスタイトシリンジ、テルモシリンジ、ディスポシリンジなどで使用されている注射針			
	実験動物の遺体、血液付着汚物、臓器・組織等病理廃棄物 等			

○特別管理産業廃棄物(実験系廃棄物)に関しては、科学分析支援センター(内線 734205)まで問い合わせるか、センター HP (<https://www.mlsrc.saitama-u.ac.jp/>) のメニュー「サービス」から確認する。

○水銀製品が装置内に内蔵されているものを処分する際は、処分依頼時に水銀使用製品産業廃棄物であることを明示する必要があるため、「水銀使用製品内蔵」等の表示を付けて搬出する。



科学分析支援センター HP

5.6 VDT 作業に関する事項

- (1) 情報機器を使用した作業は、連続して1時間を超えないようにし、次の連続作業までの間に10～15分の作業休止時間を設ける。タブレット、スマートフォンについては長時間の使用を避けることが望ましい。
- (2) デスクトップ型パソコンのディスプレイは、その画面の上端が目の高さと同様か、やや下になる高さにし、画面までの視距離を40 cm以上にすることが望ましい。ノート型PC、タブレット等においては適切な姿勢を心がけ、作業内容によってオプション機器（ディスプレイ、キーボード、マウス等）を利用する。
- (3) 適度な照明、太陽光の入射防止、ディスプレイ画面への照明器具等の映り込み防止等に配慮して、作業を行う。
- (4) VDT 作業に常時従事する教職員は、VDT に関する定期健康診断を受診する。

第6章 健康管理

6.1 健康管理

健康は日常の活動を行う上で最も大切なことである。無理をしないように気をつけることは言うまでもないが、万一、病気になった時は早期に診断を受け、軽いうちに治すことが肝要である。本学では、保健センターが設置されており、学内で起きた思いがけない怪我や病気、症状に対する応急の手当てをはじめ、身体面及び精神面の健康相談と指導を行っているので、積極的な利用が望まれる。環境の変化や職務などによる精神面での問題に悩むことがあれば、迷うことなくセンターや学外医療機関の専門医に相談し、指導を受けて欲しい。教職員が、業務中に負傷した場合には、労働災害の補償対象となりうるので人事課（048-858-9627）に連絡する。

※保健センターHP <https://park.saitama-u.ac.jp/~hoken/>



保健センターHP

6.2 健康診断

本学では、健康を守り病気を早期に発見するために、定期健康診断（年1回）と特殊健康診断（年2回）を実施している。放射線、特定化学物質、有機溶剤及び組換えDNAの実験等に従事する者に対しては、法律に定められた特殊健康診断が行われるので、適宜受診して欲しい。

6.3 健康の自己管理

疲労には、「身体疲労」と「精神（心理的）疲労」がある。前者は、身体を動かすことによる、筋肉の疲労を主としたものであり、後者は、眼など感覚器への刺激や精神の集中などによる神経系の疲労をいう。身体疲労と精神疲労は、身体の動きや精神の働きへの負荷に着目した分け方であるが、常に相伴うものである。

疲労を回復させるには、何らかの方法で休息をとることが必須である。しかし、疲労の種類によっては、労働から離れて、単に身体を休ませるだけの休息では効果が上がらない場合もある。精神的な疲労には、適度に身体を動かして汗を流した方

が、疲労回復に役立つ場合が多い。疲労は24時間の生活サイクルの中で回復を図ることが基本である。このためには、次のような努力が必要とされている。

- (1) 規則正しい生活をする。
- (2) 睡眠を十分にとり、休養をする。
- (3) 栄養のバランスの取れた食事をする。
- (4) 自分に適した運動をする。
- (5) 気分転換を考え、健全な趣味を持つ。

6.4 メンタルヘルスケア

最近の労働環境の変化は激しく、働く人への負荷が大きくなっている。大学においても、教員、職員それぞれに業務負荷が増大し、長時間労働から疲労の蓄積・睡眠不足となり、健康を損ないやすくなっている。また、学生も勉学やクラブ活動等に忙しく、肉体的・精神的ストレスにより体調を崩しやすい状態となっている。このような状況において、充実した社会生活や学生生活を過ごすためには、心身の健康保持、増進が極めて大切である。働く上で、また、勉学する上での健康管理として、精神症状が認められる人だけを対象とした対策ではなく、すべての人が健やかに暮らせるように援助することを目的としたメンタルヘルスケアが、予防的措置として重要となっている。

日常生活において、睡眠、食事、運動などに気をつけるとともに、ストレスへの対応について各自にあった方策を見いだしておくことも大切である。少しでも心身の不調を感じたら、早めに家族や医療機関（本学保健センターを含む）に相談することが望ましい。教職員においては、本学が1年に1回、メンタルヘルス不調の未然防止を目的として実施するストレスチェックを受検し、自らのストレスの状況を自覚することも重要である。

6.5 体力づくり

人間の体力は年々衰えるものである。丈夫な身体を保ち続けるように日頃から努力することが必要である。

6.6 感染症

6.6.1 学校感染症

学校において予防すべき感染症の対象は、次のとおりである。感染症法、予防接種法などに規定されているもの以外は、学校保健安全法に予防法が定められている。次の感染症にかかった場合またはその疑いや恐れがある場合には、出席停止となる。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）	治癒するまで
第2類	インフルエンザ （鳥インフルエンザ（N5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他感染症※	病状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

* その他感染症

…溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症など学校教育活動において流行を広げる可能性があり、医師において感染の恐れがあると認められたもの。

関係法令：学校保健安全法施行規則第18条、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会

6.6.2 その他の感染症

感染性胃腸炎については、その都度、安全ガイドラインを定めるものとする。

第7章 救命処置

7.1 救命処置の重要性

傷病者の救命には、119番通報と応急手当、救急隊の救急処置、病院での医療処置、これらのスムーズな連携が必要不可欠である。これを「救命の連鎖」という。

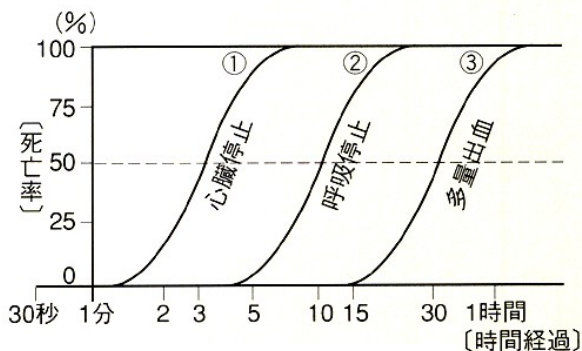


7.2 バイスタンダーの役割

傷病者を救命するには、バイスタンダー（現場に居合わせた人）の手当が不可欠であるが、ひとりでは困難な場合もあるので、必ず周りに助けを求めるようにする。バイスタンダーが行う応急手当の目的は、「救命」「悪化防止」「苦痛の軽減」である。反応がない、呼吸停止、心臓停止、気道異物などの症状を認めた場合には、「救命」を目的とした手当が必要となる。すぐには生命にかかわることはないにしても、けがや病気（例えば、ショック・頭痛・胸痛・腹痛・痙攣や傷・骨折・熱傷など）そのものが重症であった場合、その対処の仕方によっては、症状が悪化し、ついには生命にかかわることもある。このような傷病者には、「悪化防止」「苦痛の軽減」を目的とした手当が必要となる。

7.3 バイスタンダーの重要性

(1) 救急車が要請を受けてから現場に到着するまでの平均時間は、6～7分かかる。この空白の6～7分間が傷病者の生命を大きく左右することになる。カーラーの救命曲線（左図）によれば、心臓停止の傷病者を3分間放置しただけで、死亡率は実に約50%となり、5分後にはさ



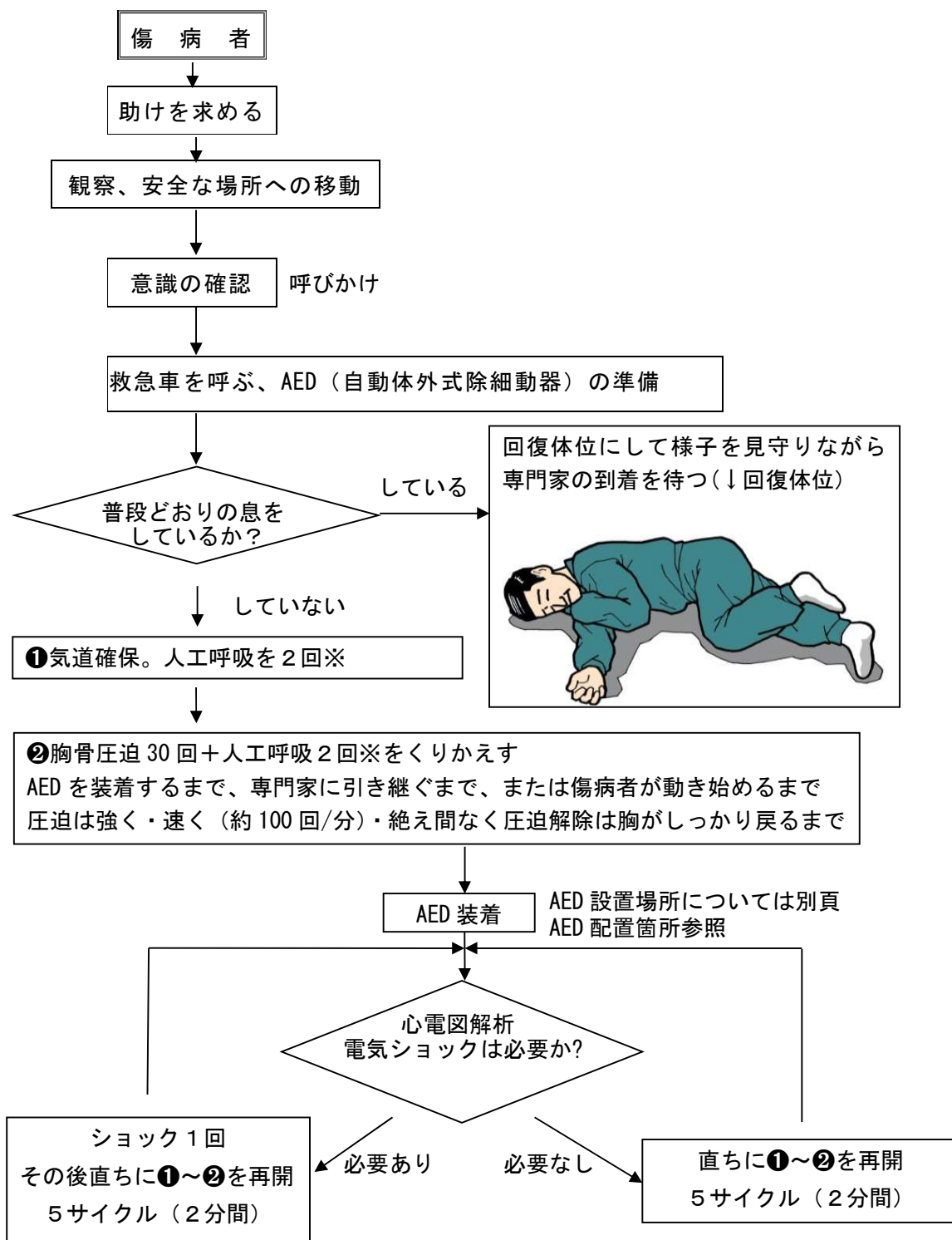
- ① 心臓停止後、約3分で50%死亡
- ② 呼吸停止後、約10分で50%死亡
- ③ 多量出血後、約30分で50%死亡

らに高率となる。傷病者を救命するには、バイスタンダーによる応急手当が不可欠である。

- (2) 震災や風水害等で同時に多数の傷病者が発生したときは、平常時のように救急車に期待することは困難であり、自主救護（自分たちの生命・身体は自分たちで守ること）に努めなければならない。このような状況では、バイスタンダーによる救命処置がさらに重要になる。

7.4 人命に係る応急手当

バイスタンダーによる傷病者の応急手当は、次の手順によって行う。



第8章 実験研究に関わる専門的な注意事項

8.1 実験研究活動上の一般的な注意事項

8.1.1 全般的な注意事項

- (1) 急病、事故等の非常時を想定して、安全衛生責任者は所属する教職員及び学生の自宅等の緊急連絡先を把握しておかなければならない。指導教員は指導する学生の自宅等の緊急連絡先を把握しておかなければならない。
- (2) 教員は、事務系の常勤及び非常勤職員には、専門的な知識を必要とする研究活動にかかわる実験等の作業を行わせてはならない。
- (3) 危険・有害性の高い作業は、一人ではなく必ず複数で行う。原則として、休日及び深夜には行わない。
- (4) 学生は、実験等において危険性の高い作業や有害性の高い物質を扱う作業等を行う場合には、必ず指導教員の許可を得る。
- (5) 学内共用施設を利用する際は、当該施設の利用規則に従う。
- (6) 安全衛生関連書類の作成、提出、確認、保管は、安全衛生ポータルサイト (<https://suitc.sharepoint.com/sites/anzeneisei-portal> ※本学構成員のみアクセス可) により行う。



安全衛生ポータルサイト

8.1.2 安全点検に関する事項

- (1) 教職員は自身が管理する実験室等の安全点検を定期的に行い、衛生管理者もしくは衛生推進者の確認を受ける。安全点検には「安全点検チェックリスト」(様式1-1または様式1-2) (p. 40、41) を用いる。
- (2) 衛生管理者、衛生推進者は、問題点を発見した場合には改善を命じることができる。改善を命じられた者は、速やかに対応する。

8.1.3 実験室内の安全に関する注意事項

- (1) 実験室内は常に整理整頓に努める。実験に必要なもの以外は持ち込まない。
- (2) 実験室内では飲食を禁止する。
- (3) 実験着、作業着、実験靴、保護具等は、実験の内容、状況に応じて適切に選ぶ。
- (4) 機器を無人で運転させる場合は必要な安全措置をとり、火元責任者は緊急時の連絡先を部屋の入口等の見やすい場所に掲示する。学生が無人運転を行う場合、指導教員の許可を得なければならない。
- (5) あらかじめ避難経路や非常口の位置を確認し、消火器、洗眼器、緊急シャワーの場所と使い方を知っておく。
- (6) 実験室からの避難通路は2方向を確保し、物品等で塞いではならない。通路幅は80 cmを確保する。

8.1.4 電気使用上の注意事項

- (1) 濡れた手でコンセントの抜き差しをしない。
- (2) コンセントの抜き差しは、プラグを持って行う。コードを引っ張ってコンセントを抜くと、断線やショートの原因となる。
- (3) 電源への配線は、流れる電流値に見合ったコード及びコンセント(コネクタ)を使用し、経年劣化があれば交換する。また、適切な長さの電気コードを使用し、電気コードの過度な折り曲げをしない(電気抵抗が大きくなり発熱、あるいは接続部分がきれやすくなる)。特に、タコ足配線は、電線火災の原因になる。

- (4) 電気コードの上に物を置かない。躓きやすそうなところに電気コードを這わせない。やむを得ない場合は電気コード用のカバーをかぶせる。
- (5) 電気機器の近くに冷却水の配水管を引かない。水道の近くに電気機器を置かない。電気機器に水がかかると、漏電、ショートの原因となる。
- (6) 電気機器の近くに有機溶媒等可燃物を置かない、また使用しない。引火や爆発の危険がある。
- (7) 実験終了時には実験装置の電源を切り、コンセントからプラグは抜く。24時間運転している機器では、配線の緩みや発熱（配線コードやカバーの部分を手で触り確認）がないか定期的に確認する。
- (8) トラッキングによる火災の原因となるので、コンセントにはほこりを溜めない。使用していないプラグはコンセントから抜き、使用していないコンセントはコンセントカバーなどで塞いでおく。

8.1.5 ガス使用上の注意事項

埼玉大学では、プロパンガスを使用している。プロパンガスは比重が空気より重く、漏れた場合には床に滞留して爆発の危険がある。

※高圧ガスの使用については8.3.1 高圧ガスを参照する。

- (1) 古いガス管は使用しない。
- (2) ガス管はホース口にしっかり差込み、ホースバンドで締め付け、固定する。
- (3) ガス使用時は、換気に気をつける。
- (4) 使用後は元栓を閉める。

8.1.6 水道使用上の注意事項

電気やガスに比べると水道の場合には大きな事故になることは少ないが、漏水により電気系の故障や高額な装置が壊れることがある。特に、ホース等を用いて給排水する場合は、十分注意する。

- (1) ホースに、劣化等による亀裂や穴のないことを確認する。
- (2) 取り付け口をホースバンドなどでしっかり固定する。ホースが、途中で折れ曲がらないように注意する。
- (3) 冷却水として長時間使用する場合には、水圧の変動で流量が変わることがあるため、時々、水が適量流れていることを確認する。流量が大きくなった場合には、圧力がかかって取り付け口が外れる可能性がある。流量が小さくなったり、水が止まってしまったりすると、冷却能力が低下し、過熱による事故が起こる危険がある。

8.1.7 重量物の取扱いに関する注意事項

- (1) 重量物等の扱いは滑り防止手袋を着用する。
- (2) 重量物の下に潜ることがある場合には、ヘルメットを着用する。
- (3) 重量物の運搬はあらかじめ作業手順等を十分に検討してから行う。
- (4) 重量物の運搬は複数人で行う。

8.1.8 高所作業、野外実験・調査に関する注意事項

- (1) 高所作業の際は、踏み台、脚立の安定に常に注意を払う。
- (2) 作業箇所の下に人がいないか確認し、上から物を落とさないよう留意する。
- (3) 一ヶ所に留まって行う高所作業の際は、命綱を用いるのが望ましい。

- (4) 野外での作業等においては、責任者はそれぞれの状況に応じて十分な安全対策を講じる。

8.2 化学物質に関する事項

8.2.1 全般的な注意事項

- (1) 市販の化学物質は、高圧ガスも含めて、すべて薬品管理システム（IASO）に登録しなければならない。なお、毒劇物については、納品時に総合技術支援センターで一括登録する。
- (2) 新たな実験の開始時には、使用する化学物質を安全データシート（SDS）などで調べ、化学的及び物理的特性、取扱いや保管上の注意、事故時の対応などについて、あらかじめ理解しておく。
- (3) 安全データシート（SDS）は、オンラインや紙媒体で常に確認できるようにしておく。特別管理物質の掲示について、注意事項を記載した掲示物（日本語版/英語版）を安全衛生ポータルサイトに用意しているので、必要に応じてダウンロードして使用する。
- (4) 実験開始前に、使用する化学物質のリスクアセスメントを行う。
※リスクアセスメントについては 8.2.2 リスクアセスメントを参照する。
- (5) 揮発性の溶剤を使用する実験室では、直火の暖房器具などの使用を禁止する。
- (6) 化学物質の入った容器は、フタを開けたままにしたり、実験台の上や床に放置したりせず、使用後はすぐにフタをして、保管庫などにもどして、実験室内では常に整理整頓に努める。
- (7) 毒物、劇物は、施錠できる保管庫に保管し、鍵の管理は薬品使用責任者が行い、紛失や盗難を防ぐ。そのほかの化学物質の保管についても、施錠できる状態での保管が望ましい。
- (8) 化学物質を教育・研究活動以外に使用してはならない。また、学外に持ち出してはならない。
- (9) 少量使用のための小分けや、合成・精製した化学物質を小瓶等に入れた場合は、他の人にわかるよう、化学物質名やその特性などの必要事項を記入したラベルを貼る。ただし、一時的な移し替えの場合は、この限りではない。
- (10) 特別管理物質・がん原性物質を使用した場合には、作業時間や使用量、作業内容を記録する。この記録は、大学が30年間保存する。
- (11) 化学物質は、適正な取扱いがさまざまな法令によって定められている。法令の内容については、教職員はもちろんのこと、学生も正しく理解し、遵守する。以下に主な法令を示す。
 - (a) 有機溶剤中毒予防規則（有機則）
 - (b) 特定化学物質障害予防規則（特化則）
 - (c) 毒物及び劇物取締法
 - (d) 電離放射線障害防止規則
 - (e) 消防法

なお、化学物質についての情報は、以下のサイトで検索できる。

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP) :

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop



NITE-CHRIP HP

- (12) 地震による落下、転倒、衝突等によって、化学物質の入った容器が破損しないように適切な安全対策を講じておく。万一、容器が破損した場合でも、薬品の流出、混合による火災、爆発等が発生しないように保管の方法にも配慮する。

※8.2.7 危険性の高い化学物質の取扱いを参照する。

- (13) 不要となった化学物質の廃棄や実験廃液の搬出については、**8.4 実験系廃棄物**に従う。
- (14) 小型圧力容器（オートクレーブ）及び遠心分離機は、年1回の法定自主点検を行い、記録を3年間保存する。

8.2.2 リスクアセスメント

- (1) 化学物質を取り扱う教職員及び学生は、使用予定の化学物質について、リスクアセスメントツール「CREATE_SIMPLE」を用いたリスクアセスメントを実施し、必要に応じて、リスク低減のための対策を検討する。「CREATE_SIMPLE」の使い方については、安全衛生ポータルサイトにマニュアルがある。
- (2) リスクアセスメントの結果は、安全衛生ポータルサイトに提出し、大学が一括で保存する。
- (3) 特別管理物質・がん原性物質のリスクアセスメントの結果については、30年間保存し、それ以外については最低3年間保存する。

8.2.3 保護具・安全のための設備

- (1) リスクアセスメントの結果に従い、保護具着用管理責任者の指導のもと、保護衣、保護めがね、呼吸用保護具（マスク）、保護手袋を適切に使用する。
- (2) 化学物質のばく露を防ぐために、以下の有害物質の使用の際は、必ずドラフトチャンバーや卓上フードなどの囲い式局所排気装置を使用する。
- (a) 第1種及び第2種有機溶剤
 - (b) 第1類及び第2類特定化学物質
- (3) 第3種有機溶剤や第3類特別管理物質の使用、粉じんが発生する作業についても局所排気装置を使用することが望ましい。
- (4) ドラフトチャンバーや卓上フード等の局所排気装置は、月1回、風量測定と目視確認での日常点検を行う。また、年に1回法定自主点検を行い、その記録を3年間保存しなければならない(様式5-1または様式5-2)(p.45、46)。開口面の風量（排気能力）は以下のとおりである。
- ・有機溶剤を使用する場合 : 0.4 m/s 以上
 - ・特定化学物質を使用する場合 : 0.5 m/s 以上
 - ・粒子状物質を使用する場合 : 1.0 m/s 以上
- (5) 水またはアルカリによる排気ガスの洗浄、活性炭による吸着処理等が可能な排ガス処理装置（スクラパー）を必要に応じて使用し、適正な排出が達成されるようにする。

- (6) 局所排気装置の設置や変更があった場合は、所轄労働基準監督署に届け出なければならない。
- (7) 洗眼器や緊急シャワーの設置場所や使い方をあらかじめ確認しておき、薬品をかぶってしまったときには、ためらわず使用する。管理者は、定期点検を行い、常に問題なく使えるようにしておく。

8.2.4 作業環境測定

- (1) 第1種及び第2種有機溶剤、第1類及び第2類特定化学物質を使用する実験室及び金属アーク溶接等金属ヒュームを発生する屋内作業場は、定期的に作業環境測定を行わなければならない。
- (2) 作業環境測定において、その結果が第2管理区分となった場合は、第1管理区分となるよう適切な措置を講じる。また、安全衛生委員会に改善策について報告する。
- (3) 作業環境測定において、その結果が第3管理区分となった場合は、直ちに作業を中止し、改善を行ったうえで再度作業環境測定を実施し、第1管理区分となった場合に、再び作業を行うことができる。また、安全衛生委員会に改善策について報告する。
- (4) 作業環境測定の結果は、特別管理物質・がん原性物質については30年間、その他の物質については3年間保存しなければならない。

8.2.5 有害性の高い化学物質の取扱い

- (1) 第1種及び第2種有機溶剤、特定化学物質を取り扱う実験室を、居室にしてはならない。
- (2) 第1類及び第2類特定化学物質を取り扱う実験室では、関係者以外の立ち入りを禁止する旨を見やすい場所に掲示する。
- (3) 有機溶剤を使用する実験室では、有機溶剤の種別(第1種は赤、第2種は黄、第3種は青)を見やすい場所に表示しなければならない。また、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意、中毒時の応急処置について、掲示や電子ファイルの共有などにより、作業に従事するすべての者が容易に確認できるようにする。
- (4) 毒物及び劇物を保管する薬品棚等には、「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示をしなければならない。
- (5) 毒物及び劇物は、毒物及び劇物取締法に従い、年に1回、「毒物及び劇物点検表(様式3)」(p.43)に基づいて異常の有無を検査し、その結果を部局事務室に提出しなければならない。この記録は3年間保存しなければならない。

8.2.6 金属水銀及び水銀化合物の取扱い

- (1) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀法)において、環境上適切な貯蔵が特に必要な水銀等とは、以下の化合物を指す。
 - (a) 水銀(他の金属との合金を含む)
 - (b) 塩化第一水銀
 - (c) 酸化第二水銀
 - (d) 硫酸第二水銀

(e) 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物・硫化水銀（振砂に含まれるものを含む）

(2) 水銀等の貯蔵については、以下の規定に従う。

(a) 水銀等は、飛散・流出するおそれのない容器に入れ、その名称を容器上の見える場所に明記しなければならない。

(b) 水銀等を貯蔵する場所には、その名称を表示しなければならない。

(c) 水銀等を貯蔵する場所には、鍵をかけなければならない。

8.2.7 危険性の高い化学物質の取扱い

(1) 可燃性の有機溶媒や発火性の化学物質の建物内での保管量は、消防法で定められており、それを超える場合は、危険物貯蔵所にて保管する。貯蔵所への危険物の保管を希望する場合には、貯蔵所に氏名が掲示されている保安監督者に申し出る。

(2) 消防法で定められている危険物のうち、発火性、引火性、爆発性のある物質は、地震等による火災・爆発を防ぐために、以下の組み合わせで同じ保管庫に入れてはならない。

(a) 第1類と第2、3、4、5類

(b) 第2類と第3、6類

(c) 第3類と第5、6類

(d) 第4類と第6類

(e) 第5類と第6類

(3) 可燃性ガスや引火性液体あるいは可燃性粉じんのような危険物等を取り扱う場所では、火気、電気火花、高熱物、静電気、衝撃、摩擦等の発火源、引火源及び起爆源の管理を厳重にし、安全の確保に努める。また、消火設備を常備する。

(4) 溶剤の蒸気は一般的に空気より重く、床上を流れて広がり、離れた場所の着火源からも引火、爆発することがあるので注意する。

8.3 高圧ガス・特殊材料ガス・液化ガスの取扱い

8.3.1 高圧ガス

(1) 高圧ガスの使用に際しては、安全衛生ポータルサイトにある「高圧ガス保安教育資料」の内容をよく理解し、必ず教職員の熟練者から取扱いの指導を受ける。

(2) 高圧ガスポンベの取扱い上の主な注意点は以下のとおりである。

(a) 運搬には、必ずポンベ専用の運搬車を使う。

(b) ガスポンベの固定にはポンベスタンドを使用し、鎖で上下2ヶ所を止める。

(c) 圧力調整器は、使用するガス専用品を使い、定期的に点検する。

(d) ガスポンベの元栓はゆっくりと開閉し、開閉表示をつけて開閉状態を明確にする。

- (e) 可燃性ガス及び酸素のポンペを使用する実験室では、火気を使用してはならない。また、引火性や発火性のものを置いてはならない。
- (f) ガスポンペを常に 40 °C 以下に保ち、直射日光を避ける。
- (g) 腐食性雰囲気下に置かない。
- (h) 使用済み及び使用期限切れのガスポンペは、すみやかに返却する。
- (3) 集中配管(パイプライン)のガスの取扱いについては、以下の点に注意する。
 - (a) ガス漏れに注意し、必要最小限の使用量となるよう努める。
 - (b) 使用しないときには、元栓を必ず閉める。
 - (c) 供給圧より高い圧力の密閉容器との接続はしない。
- (4) 可燃性ガス、毒性ガスを使用する場合には、ガス検知器を設置する。
- (5) 酸素は支燃ガスであり、可燃物が容易に発火するので、取り出し口を油等で汚さない。

8.3.2 特殊材料ガス

- (1) 使用する際には安全衛生責任者に報告し許可を受ける。
- (2) 初めて使用する者は、保安教育(安全教育)を受けなければならない。
- (3) 消費設備、排気ダクト等は、気密性、堅牢性、耐食性を有する構造とする。

8.3.3 液化ガス

- (1) 液体窒素利用施設を利用する際には、科学分析支援センターが実施している「液体窒素利用ガイダンス(オンライン)」を必ず受講する。
- (2) 液化ガスをエレベーターで運搬する際には、液化ガスが入った容器のみを載せ、同乗してはならない。その際に、容器に「液体窒素(液体ヘリウム)運搬中」といった標記の札(研究室名、連絡先を記載)をかける。

8.4 実験系廃棄物

8.4.1 全般的な注意事項

- (1) 研究活動により排出される実験廃液・廃棄物等は、一般の産業廃棄物よりさらに厳しい管理が求められ、搬出したときから専門業者による処分終了までの間、その責任が搬出者にあると廃棄物処理法に明記されている。これらに対応するため、実験を行う者は実験廃液・廃棄物等の収集区分(廃棄物分類一覧表(表2))に従い、細心の注意を払って処分にあらなければならない。
- (2) 本学の排水は、一般排水として学外に排出され、さいたま市の関係条例・規則に示された排除基準に適合していなければならない。そのため、規制対象物質の有無を問わず、流しから化学物質を流してはならない。水質検査において、排除基準不適合となった場合には、業務停止となる可能性もある。
- (3) 教職員は、自身が管理する実験室等について、管理要領【研究・実験室用】(p.50)に従い、1年に1回、水質汚濁防止法に関する定期点検を実施する。点検には、「点検表(様式4)」(p.44)を用い、部局事務室に提出しなければならない。

- (4) 器具はできるだけ少量の洗浄液で繰り返し洗浄し、その洗浄液を廃液として回収する。「この位なら」「少しだから」「薄いから」といって流しに捨ててはならない。
- ※ジクロロメタン1滴を1,000 Lの水に落とすだけでも、その濃度は約0.07 ppmとなり、排出基準(0.2 ppm)の1/3に達する。
- (5) 不要な試薬ビン、器具及び装置は、内容部を除去・洗浄後、産業廃棄物として処分する。洗浄液は、実験廃液として処理する。
- ※廃棄物分類一覧表(p.11)を参照する。
- (6) 廃液ポリタンクや固形廃棄物の容器は、使用時以外はフタを常時閉めておく(溶剤が気化すると危険)。
- (7) 安全のために、廃液を含む廃液ポリタンクを長期間にわたって実験室等で保管しない。
- (8) 廃液はタンクごとに管理し、薬品管理システム(IASO)により廃液処理依頼伝票をタンクごとに作成する。廃液処理依頼伝票には、化学式でなく日本語で成分を記載し、濃度等の必要事項を必ず記入する。固形の廃棄物についても同様である。
- (9) 実験廃液・廃棄物等は、毎月1回(原則として水曜日)、実験廃液集積所(工学部応用化学科棟北側)に、廃液処理依頼伝票とともに排出者が搬入する。搬出前に必ず、処理依頼伝票の内容が正しいか、指導教員の押印があるかを確認する。
- (10) 実験廃液・固形廃棄物の取扱いとその搬出については、十分な知識を有する者が行う。
- (11) 台車で廃液ポリタンクや固形廃棄物の容器を運搬するときは、安全対策のため、ガード付きの台車を使用するか、ベルト等により落下防止対策を講じて運搬する。
- (12) 実験系廃棄物の搬出時には、衣服の汚染や皮膚への付着を防ぐために、作業着や白衣、保護手袋、保護めがねを着用する。
- (13) 実験系廃棄物について不明な点がある場合は、科学分析支援センター(内線734205または048-858-3670)まで連絡して相談する。

8.4.2 実験廃液

- (1) 無機廃液の場合は、廃液を**灰色の廃液ポリタンク**に分別貯留した後、ビーカー、フラスコなどを水で2回洗浄する。洗浄液も廃液ポリタンクに分別貯留する。
- (2) 有機廃液の場合は、廃液を**白色の廃液ポリタンク**に分別貯留した後、ビーカー、フラスコなどを溶媒で3回、水で2回洗浄する。洗浄液も廃液ポリタンクに分別貯留する。
- (3) 自然発火性・特殊引火性物質、爆発性物質などを廃液ポリタンクに入れる場合、入れる前に指導教員に申し出る。
- (4) 廃液を廃液ポリタンクに入れる際には、タンクの外側にこぼさないように注意する。

- (5) 廃棄物分類一覧表（表 2）に示す収集区分表に従い、実験系廃液を色別に廃液ポリタンクに入れる。
- (6) 廃液を混合することによって反応し、ガスが発生するもの（例えば、硝酸とアルコール）は、ポリ容器が破損することがあるため、廃液貯留中においても廃液ポリタンクの異常に注意を払う。
- (7) 廃液ポリタンク運搬時の安全を確保するため、タンクの内蓋を必ず取り付ける。また廃液の容量は、以下の貯留量（容器に書かれているラインまで）以上に入れてはならない。
- ・ 白色ポリタンク 20 L
 - ・ 灰色ポリタンク 16 L
 - ・ 黄色ポリタンク（シアン） 20 L
 - ・ 緑色ポリタンク（水銀） 20 L
- (8) 廃液ポリタンク内での反応や溶媒の気化により、ガスが発生し、タンクの膨張や変形、破裂のおそれがある。実験廃液を搬出する前に、必ずタンクのガス抜きを行う。
- (9) シアン化カリウム、ナトリウム等の、シアン化合物は優先的にシアン廃液として貯留するとともに、必ずアルカリ性（pH 10.5 以上）にして貯留する。また、フェリシアン化カリウム、フェロシアン化ナトリウム等のシアン化合物はヘキサシアニド含有廃液（または廃溶媒）として貯留する（pH 調整は不要）。
- (10) 水銀の排出基準値は、他の有害物質より 1 桁あるいは 2 桁低いため、洗浄液等を含めた微量のものであっても、必ず水銀廃液として分別貯留する。
- (11) 廃液中には、配管系統の詰まりの原因となるような固形物、沈殿物を混入させない。
- (12) 硫黄化合物は、処理場において他の廃液との混合によって硫化水素ガスを発生し、重大な事故を起こすおそれがあるので、廃液処理依頼伝票に記入漏れがないようにする。
- (13) 無機廃液等に臭気性の強い有機物が混入している場合は、廃液処理依頼伝票の備考欄等にその説明を記入する。

8.4.3 固形廃棄物

- (1) 有害物質等が付着したウェス、ろ紙及びシリカゲル等の実験系固形物の処理は、固形廃棄物処理の廃棄手続きに従う。
- (2) 実験系固形物は、厚手のビニール袋等に密封した後、堅牢な収集容器（一斗缶等）に収納する。

8.4.4 感染性廃棄物に関する事項

- (1) 感染性廃棄物（血液等、血液等付着物、実験動物死体及びその他実験によって排出された感染性のおそれのある廃棄物）を通常の廃棄物として廃棄することはできない。
- (2) 実験で使用した注射針、メス、カミソリ等は血液等の付着に関わらず、感染性廃棄物として扱われる。したがって、これらを廃棄する場合には、「感染性廃棄物の取扱いマニュアル」に従う。

- (3) 感染性廃棄物は専用の容器に入れ、搬出する。処理依頼伝票は不要である。
※「感染性廃棄物の取扱いマニュアル」は科学分析支援センターHPで確認できる。

8.5 放射性同位元素及び放射線に関する事項

- (1) 放射性同位元素とは、数量及び濃度がその種類ごとに定められた下限数量及び濃度を超えるものとする。
- (2) 放射性同位元素または放射線発生装置を使用する者は、放射性同位元素等規制法及び本学の「放射線障害予防規則」に従わなければならない。
- (3) 放射線取扱業務に従事するには、事前に本学の予防規則に定められた教育訓練を受けなければならない。
- (4) 放射線取扱業務に従事するには、事前に本学の予防規則に定められた健康診断を受けなければならない。
- (5) 放射線取扱業務に従事するには、取扱者として登録されなければならない。
- (6) 埼玉大学で放射性同位元素を用いる実験をする場合は、アイソトープ実験施設の管理区域内で行わなければならない。
- (7) 放射線取扱業務に従事する者は、本学の放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。
- (8) 放射性同位元素（下限数量以下のものも含む）及び放射線発生装置を入手する場合は、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。
- (9) 放射性同位元素及び放射線発生装置を使用する時は、埼玉大学が発行する被曝線量計を着用しなければならない。
- (10) 放射性同位元素及び放射線発生装置を使用する場合は、使用者自身の放射線被曝を防ぐとともに、使用者以外の者に対する危険性にも配慮しなければならない。
- (11) 放射性同位元素（下限数量以下のものも含む）を使用した後は、速やかに盗難、紛失のおそれのない安全な場所に保管しなければならない。
- (12) 放射性同位元素（下限数量以下のものも含む）及び放射線発生装置を廃棄する場合は、放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。
- (13) 被曝事故や放射線同位元素の盗難、地震、火災等の緊急事態が発生した場合は、直ちに放射線取扱主任者に報告しなければならない。

8.6 生物試料の取扱いに関する事項

バイオハザードとは、微生物を含む生物またはその毒性代謝物による危険性、障害をいう。最近では、遺伝子（DNA）の組換え技術が発達し、危険な遺伝子改変生物による感染の可能性もクローズアップされてきた。

安全対策を取るうえで考慮すべき微生物等の性質は、以下のとおりである。

- ・自己増殖性：1個体の漏出により大量の汚染を招くことがある。化学的汚染の対策に利用される希釈無毒化法は使えない。
- ・不可視性：微生物は肉眼で見えない。

- ・潜在性：様々な化学反応を起しうる。
- ・脆弱性：加熱処理や紫外線処理などで無害化できる。

したがって、病原性微生物の取扱い方法、遺伝子組換え微生物の拡散を防止する方法などは、これらの性質をふまえて対処する必要がある。

8.6.1 全般的な注意事項

- (1) 微生物の取扱いの際、最も重要な基本技術は、滅菌、消毒である。微生物が付着した廃棄物についても行う必要がある。主な滅菌法には、オートクレービング（加圧蒸気滅菌法）、乾熱滅菌法、ろ過滅菌法、紫外線滅菌法、薬剤滅菌法等がある。消毒、滅菌するものの種類や性質に応じて、適切な方法を選択する。
- (2) 実験室は菌を取り扱う区域と扱わない区域に区分する。取扱い区域では、経口感染の危険があることにも十分注意する。
- (3) 生菌の取扱い前後には、必ず手指を消毒する。手洗い消毒をより効果的にするため、手指の爪は常に短く切っておく。
- (4) 作業台は常に清潔にし、整理整頓を心掛ける。作業終了後はすぐに後始末をする。
- (5) 使用済みの培地類などはただちに煮沸、オートクレービングなどの方法で滅菌する。
- (6) カビ等の孢子分散による汚染防止のため、発生源になるちり、ほこりはこまめに除去する。また、空気洗浄機、除湿機、換気扇、紫外線殺菌灯などを設置し、利用する。
- (7) 菌株の保管場所を決め、保管量等の記録をつける。
- (8) 小型圧力容器（オートクレーブ）及び遠心分離機は、使用する教職員が定期的に点検する。また、年1回の法定自主点検を行い、記録を3年間保存する。

8.6.2 バイオセーフティに関する事項

バイオセーフティとは、遺伝子組換え生物が生態系へ悪影響を及ぼさないように、安全確保のために講じる措置のことである。「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」が平成15年に国内で締結され、平成16年2月に発効となったことを受け、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」が施行され、本学では「国立大学法人埼玉大学遺伝子組換え実験実施規則」が定められている。遺伝子組換え実験を行う際には、当該法律・政令・省令及び本学当該規則に従わなければならない。

(1) 遺伝子組換え実験

「遺伝子組換え生物等」とは、細胞外において核酸を加工する技術や細胞を融合する技術の利用により得られた核酸またはその複製物を有する生物である。遺伝子組換え実験とは、遺伝子組換え生物を作製あるいは使用する実験のことである。

(2) 拡散防止措置

遺伝子組換え実験を行う場所に対しては、扱う核酸の特性と生物種、宿主ベ

クター系に応じて、とるべき拡散防止措置のレベルが定められており、これに従わなければならない。

(3) 保管並びに運搬関係

遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物は、「遺伝子組換え生物等」であることを明示し、実験室、実験区域の所定の場所や冷凍庫・冷蔵庫等に保管する。また、遺伝子組換え生物等を含む試料及び廃棄物の記録を作成し、保存する。運搬時にも、組換え生物が漏出、逃亡、その他拡散しない容器を使用し、容器に内容物を表示する。

(4) 情報提供に関する措置

遺伝子組換え生物等を譲渡もしくは提供し、または委託して使用等をさせようとする者は、相手に対して情報を提供しなければならない。

(5) 安全確保及び健康管理

遺伝子組換え生物等の特性、使用のあり方に応じ、安全確保・健康管理に留意する必要がある。実験従事者は、組換え実験に関わる方法、拡散防止処置、安全性の保持等に関し、実験責任者の指示に従う。

8.7 動物飼育室における安全に関する事項

埼玉大学では、「動物の保護及び管理に関する法律」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」、「大学等における実験動物について」に基づき、動物愛護と実験者の安全衛生並びに学内外の環境確保など、動物実験に関する事項を本学の「動物実験規則」として定めている。この規則に基づき、本学で行なわれる動物実験に必要な実験動物は、埼玉大学動物実験委員会が承認した飼養管理施設及び実験室において飼養され、動物実験は同委員会の承認を受けた計画に従って行われなければならない。

(1) 動物飼育室（理学部3号館8階）の利用については、科学分析支援センターへ利用申請書を提出し、「埼玉大学動物実験規則」、「動物飼育室利用マニュアル」、「事故対応マニュアル」を十分に理解するための教育訓練及びガイダンスに参加した後、利用許可を得ることができる。「埼玉大学動物実験規則」、「動物飼育室利用マニュアル」は科学分析支援センター HP で確認できる。

(2) 「動物飼育室利用マニュアル」には、飼育室の入退室、動物や物品の搬入、動物の飼育管理、飼育室内での作業、飼育室の清掃及び管理等の規則を示している。マニュアルに記載している内容をよく理解して利用する。

(3) 「事故対応マニュアル」には、事故・災害時の対応が記載されている。実験動物の飼養及び動物実験に関わる事故等が発生した場合、並びに、災害における対応等については、動物飼育室に掲示してある「事故対応マニュアル」に従い行動する。対応後は、指導教員を通してすみやかに報告書を提出する。

(4) 第一種圧力容器（オートクレーブ）の使用については、別途、利用者講習会を受講する必要がある。利用希望者は、指導教員を通して第一種圧力容器取扱主任者に申請する。

(5) 遺伝子改変動物の取扱いについては、本学の「遺伝子組換え実験実施規則」

を遵守する。

- (6) 学生実習において実験動物を使用する場合は、担当教員の指示に従う。
- (7) 常に動物愛護を心がけ、共同利用施設の利用という意識をもって飼養・管理、実験、利用にあたる。

8.8 エックス線発生装置に関する事項

- (1) エックス線装置を使用する場合は、安全衛生責任者、理工学研究科では当該 PG 長の許可を受けて、エックス線業務従事者にならなければならない。
- (2) 学生がエックス線装置を使用する場合は、指導教員の承認とともに衛生管理者、理工学研究科では当該 PG 長の許可を受けた後、エックス線業務従事者にならなければならない。
- (3) エックス線業務従事者は、本学の「放射線障害予防規則」を遵守するとともに、装置責任者及び管理区域ごとに定められるエックス線作業主任者の指示に従わなければならない。
- (4) エックス線業務に従事する者は、エックス線の人体に及ぼす危険性等についての教育を受けなければならない。
- (5) エックス線業務に従事する場合は、定期的に特殊健康診断を受診する。
- (6) エックス線装置を使用する場合は、以下の注意事項を遵守しなければならない。ただし、装置内部のみが管理区域となる機器は除く。
 - (a) エックス線装置の使用中は、その旨を表示する。
 - (b) ガラスバッジ等の被ばく線量測定用具を、体の所定の位置に必ず装着する。
 - (c) エックス線防護衝立等の器物は、装置責任者の許可なく動かさない。
 - (d) エックス線装置の取扱い終了後は、作業内容等を記録する。
 - (e) エックス線装置を長時間使用しないときは、電源を遮断しておく。
- (7) エックス線装置の管理においては、以下の事項に従わなくてはならない。
 - (a) エックス線装置を新規に設置する場合は、所轄労働基準監督署に届け出る。
 - (b) 管理区域には、その旨を表示する。
 - (c) エックス線装置ごとにその装置の責任者の氏名、連絡先を明示する。

8.9 レーザー機器に関する事項

レーザー機器は、人体への危険の度合に基づく被爆放出限界により、クラス分けされているので、それぞれについて注意することを以下に述べる。

8.9.1 クラス 1 及びクラス 2 (1M、2Mを含む)

レーザー光をむやみに人体に向けることを避けさえすれば特に注意する点はない。

8.9.2 クラス 3R

望遠鏡等の拡大光学機器を用いたレーザー光の直接観測は危険である。

8.9.3 クラス 3B 及びクラス 4

次の事項を遵守する必要がある。

- (1) レーザー機器を使用する教職員・学生は、レーザー光の危険性等について説明を受けなければならない。
- (2) 安全衛生責任者は、レーザー機器管理者を選任して、障害防止対策を講じさせなければならない。
- (3) レーザー機器管理者は、危険防止対策として、以下の対策を講じなければならない。
 - (a) レーザー機器から発生するレーザー光にさらされるおそれのある区域をレーザー管理区域として設定する。
 - (b) レーザー機器が設置されている場所の入り口または保護囲いに、適切な警告標識を掲示する。
 - (c) 運転中は運転中表示を行う。クラス4レーザー機器を使用する場合は、必要に応じて警告灯による運転中表示を行う。
 - (d) 高圧電源を使用する場合は、表示または警告灯を設置する。
 - (e) クラス4レーザー機器周辺の見やすい場所に、レーザー機器管理者の氏名、連絡先、レーザー機器の使用環境（電気、水、ガス等の使用状況）を掲示する。必要に応じて、クラス3Bレーザー機器に対しても同様の掲示を行う。
 - (f) レーザー業務従事者に安全使用に関する教育を行う。
- (4) レーザー業務従事者は、レーザー機器の使用に対して、以下の対策を講じ、安全に十分留意しなければならない。
 - (a) 目の保護に注意する。
 - ① 作業者の目の高さを避けてレーザー光路を設置する。
 - ② 反射鏡、プリズム等が正しい位置、角度にしっかり固定されていること及び破損していないことを確認する。
 - ③ 光学台に不要なものを置かない。レーザー光が反射・散乱して思わぬ事故を起こすことがある。
 - ④ 使用するレーザー光を遮断する能力を持った保護眼鏡を着用する。
 - ⑤ 可能な限り、レーザー光路をカバーで覆い、予期しない反射・散乱による事故を防ぐ。
 - (b) レーザー光が直接皮膚に当たると、火傷をする危険があるので注意する。
 - (c) 光路を確認する際には、蛍光板や感熱紙または観測用カメラを利用して、離れた場所から操作する。必要に応じて保護機能のある手袋を使用する。
 - (d) 発火及び燃えやすいものがレーザー光の光路に入らないように注意する。
 - ① 近くに燃えやすいもの（溶剤、油、紙など）を置かない。
 - ② レーザー光路のカバーには、燃えにくい材質を使用する。
 - ③ ビームストッパーには十分な耐熱性があるものを使用する。
 - (e) 高電圧部分を通常開けてはならない。故障修理のために開ける際には、8.11 (3) の感電防止の注意に従う。
 - (f) レーザー発振物質として、フッ素などの有毒ガスを高圧にして使用する場

合は、8.3.1 高圧ガスの取扱いに従う。また、8.2 化学物質に関する事項の毒物の取扱いにも従う。

※労働安全衛生法に関連し、行政通達「レーザー光線による障害の防止対策について」(H17.3.25 基発 0325002 号)がある。

8.10 強磁場発生装置に関する事項

超電導コイルの発展により、1 T(テスラ)以上の強磁場も容易に得られるようになったが、人はこれを体感することができない。現在のところ磁場の人体への影響は不明な点が多いが、疫学調査や動物実験などから障害発生の可能性が指摘されている。ここでは一般的な注意事項を記載する。個々の装置については、取扱いマニュアルに従い操作する。

- (1) 装置使用室の入口には強磁場発生に関する危険表示をし、関係者以外の者を入室させない。また、装置周辺の危険区域を白線で囲うなどして、関係者の注意を喚起する。
- (2) 強磁場発生装置に磁気を帯びやすい物体を近づけた場合の強い引力に注意する。
 - (a) ボルト、ナット及び工具類の使用時には、これらを飛散させないように十分注意する。
 - (b) 金属製のキャリア等、動きやすい物を装置に接近させない。
 - (c) 緊急時に急患搬送用可動式ストレッチャーを使用する場合は、決して装置に近づけない。
- (3) 微弱な磁場でも人体や他の装置に影響を与える場合があるので注意する。
 - (a) 心臓のペースメーカーは500 μT 以上の磁束密度で誤動作することがある。装置使用室入口では500 μT 以下となるよう十分な遮蔽を施し、ペースメーカー保有者を入室させない。
 - (b) 時計、磁気カード、USBメモリー等は1.0 mT以上の磁束密度で使用不可能になることがある。これらを身に付けて作業をしない。
- (4) 急激な磁場の変化により、磁場内の金属に電流が誘導されることがある。体内に治療等で金属片を保有している者を入室させない。
- (5) 低温超電導コイルは、地震や液体窒素容器等が吸い寄せられるなどにより外乱が加わるとクエンチし(電気抵抗が生じ)、ジュール熱により液体ヘリウムが蒸発してしまうこともある。このため、液体窒素や液体ヘリウムの漏えいに対する酸欠防止策を講じなければならない。装置利用者は、漏えいした場合には速やかに避難し、装置責任者に報告する。
- (6) 前文で記述したように、磁場の人体への影響は不明な点が多い。体力が衰えている者や妊娠している可能性のある者は、作業を控える。

8.11 高電圧機器に関する事項

- (1) 高電圧機器を使用する際は、十分な空間を確保し、間隔を空けて配置するとともに、機器に「覆い」、「囲い」、「柵」をつけ、付近に立ち寄った人が容

易に接触することのないようにする。十分な空間の確保は2次災害の防止に対しても有効である。

- (2) 高電圧機器には、「高電圧」の標示を付け、必要に応じて使用中であることを示す警告灯を設置する。
- (3) 高電圧機器が故障し、内部を点検する必要がある場合には、必ず以下のとおりに行う。
 - (a) 十分な経験を持つ専門家の立ち会いの上、作業をおこなう。
 - (b) 高電圧用ゴム手袋、電気帽子、絶縁ゴム長靴、絶縁架台（ゴムマット）などを使用する。
 - (c) カバーを開ける前に必ず電源を切り、電圧の表示がゼロになったことを確認する。
 - (d) 接地棒等を用いて、機器の要所をアースする。放電までにかかなりの時間を要することもあるので、電圧計で電圧を測定しながら完全に放電する。
※接地棒の作り方、使い方には専門的知識が必要である。

8.12 機械に関する事項

原動機、工作機械などを直接研究対象とし、組み付け等での玉掛け、工作機械及び電動機器等を使用する場合には、以下の規則に従わなければならない。

- ・労働安全衛生法（第61条等）
 - ・労働安全衛生規則（第36条、第78条等）
 - ・行政通達「玉掛け作業の安全に係るガイドライン」（H12.2.24基発第96号）
- ここでは機械分野での研究で使用する主な装置について、最も基本的な注意点を記す。

8.12.1 動力変換・伝達装置

- (1) 原動機、ベルト、プーリー等の回転物等、あるいは作業者に危険を及ぼすおそれのある部分には、「覆い」、「囲い」、「スリーブ」、「踏切橋」等をつけて、巻き込み防止、切断等による破損部品の飛散被害を防止する。
- (2) スイッチ、クラッチ等の動力遮断装置は、機械ごとに設置し、不意の接触や振動により起動するおそれのない形式にする。例えば、押しボタン形式の場合には埋頭形式である。
- (3) 原動機や自動車の台上試験等の高速回転体、燃料、高温源等を取り扱う実験研究を実施する場合は、その運転操作手順や、異常時の緊急停止操作等の留意事項をできるだけマニュアル化しておき、これに沿って実行するようにする。また、運転実験上危険を及ぼす部分には防護措置を講じるか、別室からの遠隔操作方式を採用するなどして、危険箇所から安全な距離を極力確保する措置を講じる。なお、高速回転体を取り扱う場合には、回転方向には絶対に立たない。

8.12.2 工作機械等

- (1) 服装は身軽に作業ができ、腕や足の露出しない服を着用する（作業服が望ましい）。着衣のボタンは全てかけ、上着の袖は固定する。髪の毛も長すぎると機械に巻き込まれる恐れがあるので束ねた上から帽子を被るなどして保護す

る。丈の短いズボンや回転物等に巻き込まれるおそれのある白衣、フード付きの服、ネクタイ等を着用しての作業は禁止する。

- (2) 作業者は原則として保護眼鏡等の保護具を使用する。
- (3) 床に切削油等が飛散して滑りやすくなっている場合があるので、動きやすく滑りにくい靴を履く（できれば安全靴が望ましい）。つま先やかかとが出ているサンダル等は禁止する。
- (4) 手袋の着用は禁止する。ただし、重量物運搬時の滑り防止手袋や、溶接作業時の耐熱・防炎手袋の着用は可とする。
- (5) 研削盤、ボール盤、旋盤といった工作機械等は、十分な教育及び訓練を受けた後に操作する。
- (6) 工作機械等において、作業者が接触するおそれのある回転部（歯車、ベルト等）に適切な防護措置を施す。また、回転方向に作業者は立たない。ただし、木材加工用機械での作業において、適切な安全装置を使用した場合は、その限りではない。
- (7) 切削屑を生じる機械、加工物を飛散させる機械には、防塵シールドとして囲いや覆いを設ける。なお、木材加工用機械で作業する場合は、集塵機を使用する。
- (8) 上記(6)、(7)において、覆いや囲いを設けることが作業の性質上困難で、労働者に保護具を使用させた場合については、この限りではない。（木材加工用機械による作業を除く。）
- (9) 共用工作室等の工作機械等を利用する場合は、当該室を管理する部局、PG等の定めに従う。
- (10) 実習工場の利用に際しては、所定の手続きを行い、当該施設の利用規則に従う。

8.12.3 クレーン・玉掛け作業

- (1) 吊り上げ荷重が0.5 t以上のクレーン操作及び玉掛け作業は、有資格者が行う。
- (2) 巻過防止装置、外れ止め等のクレーン安全装置及び玉掛け用具を事前に点検し、異常がないことを確認する。異常を発見した場合は作業を中止し、速やかに装置の修理または用具の交換を行う。
- (3) 安全帽等の保護具を正しく着用する。

8.12.4 フォークリフト

- (1) 有資格者が運転操作を行う。
- (2) 作業開始前に、制動装置、操縦装置等の機能について始業点検を行う。
- (3) 搬送では、最大荷重、最高速度を遵守し、荷の持ち上げと走行の同時操作や、荷揚げ状態での急旋回等の操作を避ける。

8.13 金属アーク溶接作業に関する事項

- (1) 作業を行う者は、技能講習を修了していなければならない。
- (2) 作業時には、溶接用保護具（手袋、腕カバー、エプロン、足カバー）、遮光ヘルメットを着用する。

- (3) 金属アーク溶接作業により生じた溶接ヒュームは、特定化学物質である。そのため、面体を有する呼吸用保護具を着用する。
- (4) 屋内作業場は全体換気装置による換気か、それと同等以上の換気を行う。
- (5) 屋内作業場は作業環境測定を実施しなければならない。

安全点検チェックリスト（事務室・居室）

20 年 月分

部局等名： _____

建物名（ _____ ）

点検者： _____

部屋名（ _____ ）

事務室／居室の環境	○×を記入、該当なしは-	備 考
・十分な広さである（10m ³ /人の気積が確保されている）		
・床面積の1/20以上の大きさの窓などの開口部、あるいは十分な換気能力を持つ換気設備がある		
・書棚等に転倒防止措置がとられている		

チェック項目	チェックポイント	点検日	○×を記入、該当しない項目には-を記入					備 考
作業環境	(1) 作業場の室温は適温である（夏季28℃、冬季20℃）							
空気の清浄度	(1) 異臭・悪臭・刺激臭はしない							
	(2) ほこりっぽくない							
採光・照明	(1) 採光、照明による明るさは適当である							
	(2) まぶしさ（グレア）はない							
	(3) 光源は汚れていない							
	(4) 光源が老朽化していない							
火災防止	(1) 電気設備の配線の劣化や損傷、挟み込み、プラグの異常はない							
	(2) 火気設備の異常はない							
	(3) 終業時に火気の確認を行っている							
騒 音	(1) 作業者を煩わすような騒音はない							
作 業 方 法	(1) 不自然な作業姿勢がない							
	(2) 作業空間は充分である							
整 理 整 頓	(1) つまづきやすい又は滑りやすい場所はない							
	(2) 作業場内外は整理整頓されている							
	(3) 避難経路が確保されている							
そ の 他	(1)							
	(2)							
	(3)							
	(4)							
	(5)							

責任者確認欄	衛生管理者（衛生推進者）氏名	
(改善すべき点など、気づいたこと)		

安全点検チェックリスト（実験室）

20 年 月分

部局等名：

建物名（ ）

点検者：

部屋名（ ）

月ごとのチェック項目	○×を記入、該当しない項目は-を記入	備 考
・ 毒物は「医薬用外毒物」の表示をした保管庫に入れ施錠している		
・ 劇物は「医薬用外劇物」の表示をした保管庫に入れ施錠している		
・ 薬品およびガスボンベの管理は、薬品管理システム（IASO）を用いて適切に行っている		
・ 仕切り板等により、薬品の転倒防止措置をしている		
・ 局所排気装置の1ヶ月点検（風量測定、目視点検）を行っている（様式5-1, 5-2）		
・ オートクレープの1ヶ月点検（稼働時の異音、目視による亀裂や汚れの有無）を行っている		
・ 遠心分離機の1ヶ月点検（稼働時の異音やがたつきの有無、目視による亀裂等の有無）を行っている		
・ 【実験廃棄物搬出時】処理要領を遵守し、廃液伝票に必要事項が入力されている		

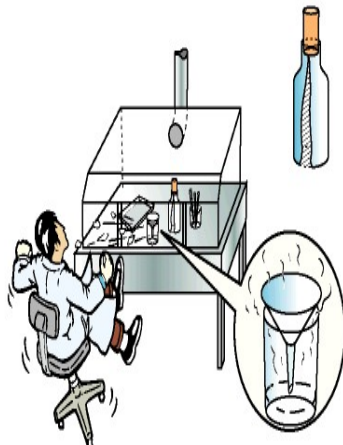
チェック項目	チェックポイント	点検日	○×を記入、該当しない項目には-を記入					備 考
部屋管理	(1)室内は整理整頓されている							
	(2)部屋の出入口及び廊下に不要な物を置いていない							
	(3)実験台等に不要な器具類を置いていない							
	(4)重量物、大型実験装置には必要な安全措置がとられている							
	(5)機器類の配線ケーブルが歩行時の障害となっていない							
	(6)避難通路等に避難の障害となるような物品が置かれていない							
	(7)電気設備の配線の劣化損傷・挟み込み、コンセント・プラグの異常はない							
	(8)火気設備の異常はない							
	(9)ガス用ホースは、不適合品や劣化した物を使わず、接続部は金具で止めている							
	(10)終業時に水道蛇口から水が出ていないことを確認している							
	(11)終業時に使用中の機器を除く全機器の電源を切っている							
	(12)終業時に火気の確認をしている							
	(13)終業時等に、無人運転機器がある場合は、必要な安全措置をとっている							
薬品管理	(1)実験台等に不要な薬品をおいていない							
	(2)密栓不良や容器の破損している薬品ビンを置いていない							
	(3)発火性・引火性・爆発性物質を火気や熱源から隔離している							
	(4)有機溶剤、特定化学物質はドラフト内で使用している							
ガス管理	(1)パイプライン供給ガスと同種のガスボンベを使用していない							
	(2)必要以上に大きなボンベを使用していない							
	(3)ガスボンベは、転倒しないように上下で固定している							
	(4)2年以上を越えた貸出ボンベを使用していない							
	(5)使用していないボンベには、バルブ保護キャップをしている							
	(6)実験終了時は、パイプライン、ボンベの元弁を閉止している							
実験廃液・廃棄物等	(1)廃液タンクは廃液を捨てるとき以外常にフタを閉じている							
	(2)廃液の量がタンクの貯蔵限度量を超えていない							
	(3)ファールを捨てるときは、留め金等の金属を外すなど、廃棄物はルールに従い分別して回収している							
その他	(1)							
	(2)							

責任者確認欄	衛生管理者（衛生推進者）氏名	
(改善すべき点など、気づいたこと)		

事故報告書

殿

年 月 日 ()

発信者	学科	研究室	氏名
事故の種類	<input type="checkbox"/> 火災・爆発 <input type="checkbox"/> 発火・発煙 <input type="checkbox"/> 漏洩 <input type="checkbox"/> 異臭 <input type="checkbox"/> 被ばく (薬品・ガス・放射線等) <input type="checkbox"/> 破裂・破損 <input type="checkbox"/> 停電・漏電 <input type="checkbox"/> 漏水 <input type="checkbox"/> 転倒・転落 <input type="checkbox"/> その他 (創傷)		
発生日時	年 月 日 () 時 分		
発生場所	学科	名称	
人的被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (有の場合、被災人数、性別、所属、身分、障害部位・傷病名を記入)		
	被災人数 人 性別：男 人 女 人		
	(常勤 人、受入研究員 人、学生 1 人、その他 () 人)		
	休業 4 日以上 人、休業 1~3 日 人、不休 人		
	所属：		
	障害部位・傷病名：		
物的被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()		
通報状況 (通報時刻等は「事故の対応」に記入すること)	外部： <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 労基署 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 救急車 <input type="checkbox"/> 病院 (付添：) <input type="checkbox"/> 所属学部・学科 <input type="checkbox"/> 家族 内部： <input type="checkbox"/> 研究科長 <input type="checkbox"/> 部門長 <input type="checkbox"/> コース長 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 安全管理監督者 <input type="checkbox"/> 守衛所 <input type="checkbox"/> 保健管理センター <input type="checkbox"/> その他 ()		
事故の概要 (原因と発生状況を記入)			
事故の対応 (応急措置及び通報の状況を時系列で記入)		事故概要図 (例：破裂の場合) 	
今後の対応 (防止対策)			
別紙	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()		保管番号

(注) 可能な限り、写真を添付すること。また、被災者のその後の状況、原因究明結果等の続報を提出すること。

確認欄	年 月 日	(署名)
-----	-------	------

様式 3

別紙様式第 2 (第15条第 6 項関係)

毒物及び劇物点検表

部 局 名 _____
 学 科 等 名 _____
 研究室等名 _____

点検年月日 年 月 日

点検項目	点 検 内 容	適否	措置内容又は予定
保管施設	<ul style="list-style-type: none"> 雨水等の漏れはないか 研究室等は鍵がかかるか 研究室等の施錠確認・点検は責任ある者が行っているか 鍵は責任ある者が管理しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
保管庫	<ul style="list-style-type: none"> 保管庫は毒物及び劇物専用となっているか 保管庫は鍵がかかるか 保管庫の施錠確認・点検は責任ある者が行っているか 鍵の保管は毒別及び劇物使用責任者が管理しているか 保管庫に毒物及び劇物の表示があるか 転倒防止措置をしているか 容器の倒壊等防止措置をしているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
毒物等	<ul style="list-style-type: none"> 容器又は被包に異常はないか 容器又は被包に毒物及び劇物の表示はあるか 容器又は被包に毒物及び劇物の名称が明示してあるか 保管庫以外のものに保管されていないか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
シ薬品管理	<ul style="list-style-type: none"> 薬品管理システムに登録しているか 品名、数量、取得年月日、使用年月日、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入してあるか 払い出された毒物及び劇物の適正使用の確認を行っているか 定期的に数量と薬品管理システムとの照合を行っているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 使用見込みがないものについて、速やかに廃棄処理しているか 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
	その他特記事項		

薬品使用責任者 職名・氏名 _____

責任者	点検実施者	点検日	
		部局名	
		研究室等名	
		部屋名等	

場所等	No.	確認内容	結果 ○、×、－ より選択
実験用流し等	1	実験用流し台及びドラフトチャンパー内の流し台に亀裂、損傷等がないか？	
床面及び周囲	2	床面(実験用流し等の下及び周囲)に、亀裂、損傷等の異常がないか？	
	3	化学薬品を含む液体が、床面に飛散・流出していないか？	
	4	化学薬品の飛散・流出に備えて吸着剤やウエス等が常備してあるか？	
排水管等(地上)	5	実験用流し台等に接続された排水管に亀裂、損傷、錆等がないか？	
	6	化学薬品を含む液体が漏洩等していないか？	
保管庫	7	保管庫に亀裂、損傷等の異常がないか？	
	8	保管庫内に化学薬品の漏洩等がないか？	
	9	保管庫周辺の床面に、化学薬品が飛散・流出していないか？	
	10	保管庫は転倒防止、保管庫内には容器の転倒防止策を講じているか？	
	11	保管場所は関係者以外立入禁止にするか、屋外に設置する場合には施錠しているか？	
	12	化学薬品の保管量は適切か？	
化学薬品を取扱う機器類	13	機器類の動作に異常がないかを確認しているか？	
	14	機器類の排水管等付帯設備に異常がないかを確認しているか？	
	15	化学薬品を含む液体の補給は適正に行い、飛散・流出を防止しているか？	
作業時	16	化学薬品取扱い時には、十分な作業スペースを確保しているか？	
	17	化学薬品の小分け作業は、慎重に行い、飛散・流出を防止しているか？	
	18	化学薬品を含む液体は、すべて回収しているか？	
	19	抽出を行った時には、水相及び化学薬品を含む廃液は回収しているか？	
	20	予備洗浄で出た化学薬品を含む液体は、すべて廃液として回収しているか？	
	21	定められた方法に従って予備洗浄しているか？	
	22	揮発性有機化合物などの有害物質を流さないように洗浄を行っているか？	
	23	廃液は適切に分類し回収しているか？	
	24	廃液の取扱いは、慎重に行い、飛散・流出を防止しているか？	
	25	廃液の回収時は、容器から漏れのないことを確認し、搬出しているか？	
飛散、流出時	26	化学薬品の飛散・流出時には、吸着剤やウエス等で直ちにふき取り回収を行っているか？	
	27	化学薬品をふき取った吸着剤やウエス等は、洗浄・再利用はせず、適正に処分しているか？	
その他	28	購入した化学薬品及び廃液は、埼玉大学薬品管理システム(IASO)に登録しているか？	
	29	管理要領を、化学薬品を取扱う実験者に周知しているか？	
	30	前回の点検以降に実施した措置等について	

結果が「×」の部位について、措置等を以下に記載する。

措置等	No.
	状況の詳細
	措置内容

* 化学薬品を含む液体が多量に床面等に流出した場合や地下へ浸透させた場合は、直ちに応急措置を講じ、事故の状況及び講じた措置の概要等を速やかに部局事務担当係及び部局安全衛生委員会等に報告すること。

ドラフトチャンバー日常点検記録

年度 _____

部 局	
専 攻、学 科 等	科
研究室名、部屋番号等	
製 造 会 社 ・型 式	
点 検 者	職名 氏名

			点 検 結 果					
点 検 項 目	チ ェ ッ ク 内 容	年 月 方法	年	月	日	時	分	秒
			1	外装部の外観	局所排気装置の外観上の傷、錆、腐食、くぼみ、歪み、ビスのゆるみ等がないか？	目視	触手	
2	内装部の外観	ドラフトチャンバー内のエア漏れ、異常音、異常振動はないか？	目視	触手	聴覚			
3	作業面の外観	作業面の外観上の傷、錆、腐食、くぼみ等はないか？	目視	触手				
4	ガラス扉の外観	ガラス扉に傷や、ひび、腐食等がないか？	目視	触手				
5	清掃状態の確認	作業面、ガラス扉等の清掃は十分か？	目視	触手				
6	照明灯・排気ファンの点検	スイッチをONにしたとき、照明灯が点灯するか	目視	操作				
		スイッチをONにしたとき、給排気ファンが始動するか？	目視	操作				
7	給水栓、ガス栓の点検	給水栓、ガス栓の開閉操作においてバルブの重さは適切か、漏れはないか？	目視	触手				
8	排水トラップの点検	排水口にゴミがたまっていないか？	目視	触手				
9	湿式スクラバー(1)	タンク内の水*のpHは適切か？	目視	測定				
10	湿式スクラバー(2)	タンクまわりのバルブに異常はないか？タンク内や上部のシャワー部に汚れや異物はないか？	目視	触手				
11	吸い込み	風速の測定値を記入(m/s)	測定					

*湿式スクラバーのタンク内の水は、1~2ヶ月に1度の頻度で交換してください。

交換日						
-----	--	--	--	--	--	--

記 載 日	気づいたこと、修理等の記録

点検結果

0	問題なし
1	少し損傷等があるが、性能に問題ない / 清掃等不十分である
2	少し損傷等があり、補修・部品交換が必要である(現在稼働している)
3	重大な損傷があり、使用できない

卓上フード日常点検記録

年度 _____

部 局	
専 攻、学 科 等	科
研究室名、部屋番号等	
製 造 会 社 ・型 式	
点 検 者	職名 氏名

			点 検 結 果					
点 検 項 目	チ ェ ッ ク 内 容	年						
		月						
		方法						
1	外装部の外観	局所排気装置の外観上の傷、錆、腐食、くぼみ、歪み、ビスのゆるみ等がないか？	目視 触手					
2	内装部の外観	ドラフトチャンパー内のエア漏れ、異常音、異常振動はないか？	目視 触手 聴覚					
3	作業面の外観	作業面の外観上の傷、錆、腐食、くぼみ等はないか？	目視 触手					
4	ガラス扉の外観	ガラス扉に傷や、ひび、腐食等がないか？	目視 触手					
5	清掃状態の確認	作業面、ガラス扉等の清掃は十分か？	目視 触手					
6	照明灯・排気ファンの点検	スイッチをONにしたとき、照明灯が点灯するか？	目視 操作					
		スイッチをONにしたとき、給排気ファンが始動するか？	目視 操作					
7	ガス栓の点検	給水栓、ガス栓の開閉操作においてバルブの重さは適切か、漏れはないか？	目視 触手					
8	吸い込み	風速の測定値を記入(m/s)	測定					

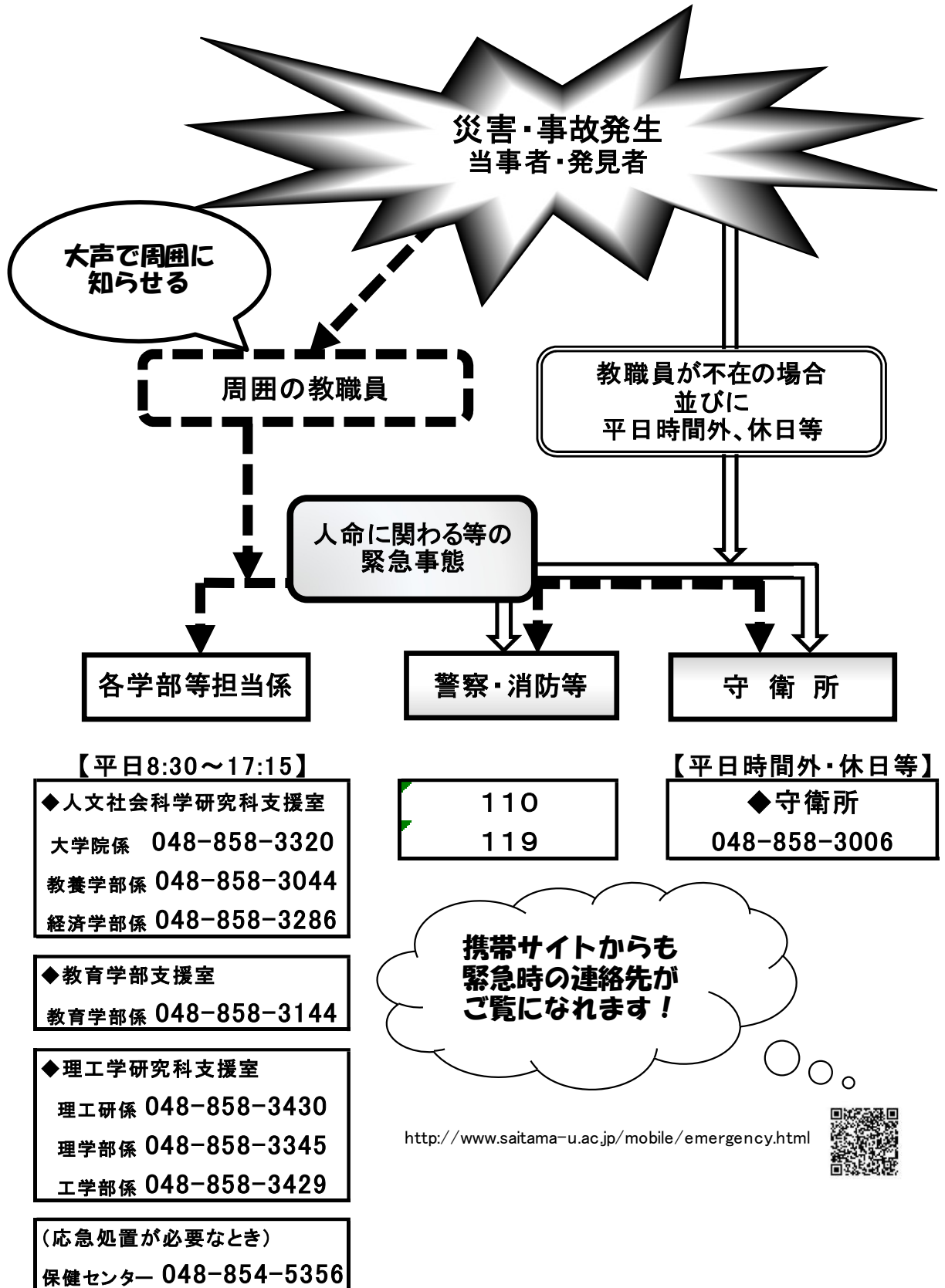
記 載 日	気づいたこと、修理等の記録

点検結果

0	問題なし
1	少し損傷等があるが、性能に問題ない / 清掃等不十分である
2	少し損傷等があり、補修・部品交換が必要である(現在稼働している)
3	重大な損傷があり、使用できない

○ 緊急時の連絡方法

緊急事態が起きた時の連絡は！



○ 緊急避難場所・経路図



- 避難上の注意点**
- * 教職員の指示に従い、落ち着いて避難すること
 - * 屋外やグラウンド等にいる場合は、所属学部の避難場所に避難すること
 - * 避難場所で安全確認の点呼を受けること
 - * 液状化の可能性の高いルートを通る場合は、地割れや段差等に気をつけて避難すること

○ 担架・車椅子・AED設置場所



AED設置場所

建物名	階数	設置場所
守衛所	1	守衛所内 (建物内)
本部棟 (事務局)	3	渡り廊下 (建物内)
保健センター	1	入口 (建物内)
教育機構棟	1	西入口 (建物外)
教育学部A棟	2	エデュスポ前 (建物内)
教育学部B棟	1	階段脇 (建物内)
教育学部H棟	1	階段脇 (建物内)
工学部情報工学科棟・理工学研究科棟	1	北入口 (建物外)
工学部環境社会デザイン学科1号館	1	入口 (建物外)
総合体育館	1	北入口 (建物外)
体育管理室	1	東通路 (建物外)
学生宿舎	1	入口 (建物内)
国際交流会館1号館	1	入口 (建物内)
そよかぜ保育室	1	入口 (建物内)

管理要領【研究・実験室用】

研究・実験室内での化学薬品を含む液体の取扱い等について、管理要領を以下のとおり定める。

- ① 化学薬品を含む液体の保管、保管場所からの運搬、及び実験などでの取扱いについて
 - ・購入した化学薬品は、埼玉大学薬品管理システム（IASO）に登録していること。
 - ・保管場所は、容器の転倒等により床下へ浸透しない材質・強度を有する構造の場所とすること。
 - ・化学薬品の保管場所は関係者以外立入禁止にするか、屋外に設置する場合には施錠すること。
 - ・保管庫に亀裂、破損等の異常がないこと。
 - ・保管庫は転倒防止、保管庫内は容器の転倒防止措置を行うこと。
 - ・保管庫内に化学薬品の漏洩等がないこと。
 - ・化学薬品の小分け作業は、慎重に行い、飛散・流出を防止すること。
 - ・化学薬品の取扱い時には、十分な作業スペースを確保すること。
 - ・液体、廃液の運搬及び実験時には、飛散・流出した場合に備え、吸着剤やウエス等を常備すること。
 - ・廃液は適切に分類し回収すること。
 - ・廃液の取扱いは慎重に行い、飛散・流出を防止すること。
 - ・廃液回収時は、容器から漏れのないことを確認し、搬出すること。
 - ・廃液は、埼玉大学薬品管理システム（IASO）に登録していること。
- ② 化学薬品を取扱った器具類の洗浄について
 - ・定められた方法に従って予備洗浄してから、流し等で洗浄すること。
 - ・乾燥剤などの固形物を取り除いてから、予備洗浄すること。
 - ・予備洗浄で出た化学薬品を含む液体は、廃液として回収すること。
 - ・予備洗浄の目安として、有機物（特に揮発性有機化合物）が付着した実験器具等はアセトンやメタノールなどの有機溶媒で3回以上洗浄し、洗浄用に用いた有機溶媒が付着している場合はさらに水で2回洗浄して、洗浄液はすべて廃液として回収すること。その他の化学薬品が付着した実験器具等を水で予備洗浄する場合、2次洗浄水まで廃液として回収すること。
 - ・有機物や洗浄液の排出は、時間をかけて丁寧に行うこと。
- ③ 化学薬品を含む液体を使用する機器類について
 - ・機器類の動作に異常がないかを確認すること。
 - ・機器類の配管等付帯設備に異常がないかを確認すること。
 - ・化学薬品を含む液体の補給は適正に行い、受け皿内で行う等、飛散・流出を防止すること。
- ④ 化学薬品を含む液体の飛散・流出時の措置について
 - ・飛散・流出を止める措置を行うこと。
 - ・飛散・流出した液体を可能な限り回収すること。
 - ・多量に床面等に流出した場合は、直ちに応急措置を講じ、状況及び講じた措置の概要等を速やかに事務担当係及び部局安全衛生委員会等に報告すること。
（さいたま市担当課等へは、埼玉大学安全衛生委員会より報告する。）
 - ・屋内の排水管からの漏洩が確認された場合、直ちに応急措置を講じ、状況及び講じた措置の概要等を速やかに事務担当係及び部局安全衛生委員会等に報告すること。
- ⑤ 管理要領に沿った各作業の実施確認等について
 - ・本管理要領に沿った確認等は、別紙の点検表により、下記の点検頻度において目視等により行うこと。
ただし、当該施設からの排水中の有害物質の濃度を検出限界下限以下まで下げることができる場合には、付帯する設備（排水管・柵等）は構造基準対象外となるため点検対象外とする。
特定施設本体：1回／年（＊1）
床面及び周囲、付帯する排水溝等（＊2）：1回／年（＊1）
 - ・本管理要領を、化学薬品を取扱う実験者に周知すること。
 - ・点検表は、点検の日から3年間、保存すること。
（＊1）水質汚濁防止法における配管等付帯設備の構造等基準に適応した点検頻度
（＊2）排水溝等は、特定施設からの排水管及び柵、pH監視槽等を指す。

○関係法令・規則等リンク集

関係法令、規則等は下記の URL リンクを参照してください。

- 安全衛生ポータルサイト (所属教職員・学生のみ閲覧可)
<https://suite.sharepoint.com/sites/anzenisei-portal>



安全衛生ポータルサイト

科学分析支援センター
HP

- 科学分析支援センターホームページ
<https://www.mlsrc.saitama-u.ac.jp/>

- 学内規則一覧
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/mokuji-n/index-0.html>



埼玉大学
【学内規則一覧】HP

- ・ 国立大学法人埼玉大学教職員労働安全衛生管理規則
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/7-3-8-01.pdf>
- ・ 国立大学法人埼玉大学遺伝子組換え実験実施規則
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-3-13.pdf> (学内限定)
- ・ 国立大学法人埼玉大学動物実験規則
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-3-14.pdf> (学内限定)
- ・ 国立大学法人埼玉大学放射線障害予防規則
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-n/reg-n/2-3-15.pdf> (学内限定)
- ・ 国立大学法人埼玉大学薬品管理要項
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-d/reg-d/d2-3-19.pdf> (学内限定)
- ・ 国立大学法人埼玉大学高圧ガス管理要項
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-d/reg-d/d2-3-19-02.pdf> (学内限定)
- ・ 国立大学法人埼玉大学実験廃液等処理要項
<https://www.saitama-u.ac.jp/houki/houki-d/reg-d/d2-3-20.pdf> (学内限定)

- 関係法令等
e-GOV 法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>



e-GOV 法令検索 HP

- ・ 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)
- ・ 労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年政令第三百十八号)
- ・ 労働安全衛生規則 (昭和四十七年労働省令第三十二号)

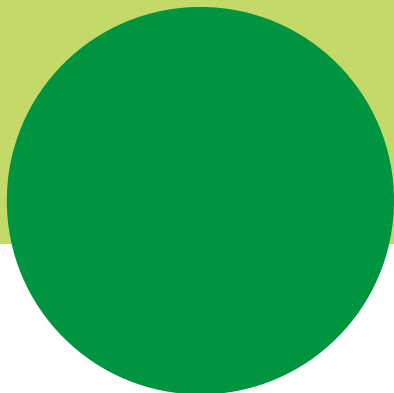
- ・ 毒物及び劇物取締法 (昭和二十五年法律第三百三号)
- ・ 消防法 (昭和二十三年法律第八十六号)
- ・ 大気汚染防止法 (昭和四十三年法律第九十七号)
- ・ 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号)
- ・ 有機溶剤中毒予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十六号) ※有機則
- ・ 特定化学物質障害予防規則 (昭和四十七年労働省令第三十九号) ※特化則
- ・ 電離放射線障害防止規則 (昭和四十七年労働省令第四十一号)
- ・ 水銀による環境の汚染の防止に関する法律 (平成二十七年法律第四十二号)
- ・ 下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成十五年法律第九十七号)
- ・ 動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号)

- 関連サイト
NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)
https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chr ip/chr ip_search/systemTop



NITE-CHRIP HP

大学生のための性暴力防止ガイド



大切にしたい私とあなた 一心地よい関係づくりのためのヒントー (概要版)



埼玉大学公式
マスコットキャラクター
メリンちゃん

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

Table of Contents

02

悩んだことない？ みんなのモヤモヤ

03

アンコンシャス・バイアスってなに？

04

「性」は、すべての人に関係のあることです

05

「デートDV」ってなんだろう？

06

デートDVの被害を受け続けると…

07

デートDVしているかも？と思ったら

08

同意ってなに？

09

知ってる？ 日本の法律の現状

10

性暴力を受けたら

11

どうして性暴力は起きるの？

12

緊急避妊薬の現在

13

相談窓口（埼玉大学）

14

相談窓口（全国）

悩んだことない？

みんなのモヤモヤ

大学生活の中で感じるこんなモヤモヤ…。
ジェンダーやセクシュアリティ、つまり私達の“性”
に関するあんなことやこんなこと。
いろいろな悩みがある中で、「自分を大切にする」
ってどんなこと？ 一緒に考えてみましょう！

今恋人が欲しいとか考えていないけど、親からパートナーがいらないことに関して色々言われる…。
拳句の果てに「お前が女らしくないからモテないんだ」「もっとおしとやかで静かな方がいいんじゃないか」と言われてしまった…。



私は友だちだと思っているけど、相手はどう思っているのかな…。
親友と呼べる人がいないのはおかしいのかな。



飲み会の恋バナって異性愛前提で話が進んでしまう…。
「彼氏いる？」とか聞かれるけど、パートナーはノンバイナリーだから「彼氏」ではないんだよねあ。



この洋服が似合うと思っているけど、友だちや家族から「似合わない、流行りじゃないよ」って言われた。好きなのに…。

本当は行きたくないけど、キャバクラやガールズバーなどに行くノリに合わせられてしまう。
パートナーがいるからと断っても「たまには解放されたいだろ」「本心では行きたいと思ってるけどパートナーに行かないでって言われてるだけでしょ」と決めつけられてしまう…。



サークルやゼミなどの打ち上げをしたいだけなのに、「異性との飲み会はパートナーが嫌がるから行けない」と断られ、同性だけでの会になってしまった。
異性だったら一緒にご飯も食べられないの…？



DVを受けててパートナーと別れたいけど、せっかくここまで関係が続いてきたし、別れを伝えるのも大変だから、もう少し頑張った方がいいのかな…。

アンコンシャス・バイアス ってなに？

「アンコンシャス・バイアス」（無意識の偏見）とは、自分自身が気づかずに持っている偏った見方や考え方のことです。

アンコンシャス・バイアスに囚われた判断や言葉によって、無意識のうちに誰かを不当に差別していたり、傷つけていたりするかもしれません。

そのことを私たちはいつも自覚する必要があります。

まだ彼女/彼氏
いないの？ww

ミニスカートは
やめたほうがいいよ

あの人がカマっぽくない？（笑）

彼氏なのにおごって
くれなかったの？

陰キャな人って
アレだよね…（笑）



こんな言葉、言っちゃったことない？
ここにはどんな思い込みがあるでしょうか。
もしこれらの言葉を聞いたら、
どのように返答する？

「性」は、 すべての人に 関係のあることです

私たちの
性自認 (Gender Identity)
身体の性的特徴 (Sex Characteristics)
性的指向 (Sexual Orientation)
性別表現 (Gender Expression)
は一人ひとり異なります。

出生時に割り当てられた性別（身体の性的特徴から判定され、戸籍などの書類に登録され、それに沿って周囲が期待する性別）が性自認と異なる場合もあれば（トランスジェンダー）、一致する場合もあります（シスジェンダー）。

また、性的欲求が他者に向かない人もいれば（アセクシュアル）、同性に向く人（ホモセクシュアル、レズビアン、ゲイ）、異性に向く人（ヘテロセクシュアル）、恋愛感情が他者に向かない人（アロマンティック）など、他にも様々なカテゴリーがあります。

自分をカテゴライズしない人や、どんなカテゴリーもしっくりこないという人もいるでしょう。それほどに、私たちの性の在り方は多様なのです。

*「ホモ」「レズ」などの省略形や「オカマ」「オネエ」などの俗語は差別的に響くことがあります。

埼玉大学では、LGBTQ+（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニング/クィア、など）の少数派が多数派と対等・平等な環境を保障します。

「教職員向け
性の多様性
学生対応ガイド」



これらのサイトや書籍も役立ちます。

- WEBサイト「はじめてのトランスジェンダー」



- 高井ゆと里・周司あきら (著) 『トランスジェンダーQ&A 素朴な疑問が浮かんだら』青弓社、2024年

「デートDV」って なんだろう？

デートDVは、お付き合いしている／していた仲で起こりやすい“暴力”のこと。互いに1人の人として尊重されなくなっていること。

デートDVは性別や異性間・同性間などに関係なく誰にでも起こりうる。

それって、気づかぬ間にデートDVをしたり、されたりしているかもしれないということ。



大好きなあの人にしていることは、暴力じゃないよね

あれはデートDVだったのかな…

暴力なんて大げさだなあ

「デートDV」ってたとえばこんなこと

【身体への暴力】

- ・ 殴る
- ・ 蹴る
- ・ ものを投げつける



【性的暴力】

- ・ 無理矢理セックスする
- ・ 無理にアダルト動画を見せる
- ・ 避妊や性感染症予防に協力しない



【精神的暴力】

- ・ 大声でどなる
- ・ 何を言われても無視する
- ・ からだの部分についてひどいことを言う
- ・ 馬鹿にする
- ・ 交友関係を制限する



【デジタル暴力】

- ・ 友達の連絡先を消す
- ・ 他人と連絡しないよう要求する
- ・ 返事を強要する
- ・ 画像や動画を勝手にSNSに載せる
- ・ 位置情報を把握する



【金銭的暴力】

- ・ デート代を支払わせる
- ・ 高価なプレゼントを買わせる
- ・ 借りたお金を返さない
- ・ 無理やりバイトさせる



デートDVは、いろいろな暴力が重なってしまうこともあるんだ。これらはあくまでも例だから、どれにも当てはまらない＝デートDVじゃない、というわけではないよ。

デートDVの被害を受け続けると…



あなたのこころやからだ、行動にいろいろな影響が
出ることがあるよ。でも、、 **あなたは決して悪くない！**

あなたの気持ちに共感する人は 必ずいるよ。

デートDVしているかも？ と思ったら

いやでも、これくらいなら…。他のは当てはまらないし…。
これでDVとか言い出したら、付き合うとかムリじゃない？
知ってて向こうから告って来たんだし…。
なんて考えて、「これはデートDVじゃない」という範囲を広げちゃってない？

今/あのとき、デートDVしちゃっていたかも…、
と思える人でいてほしい。
「ごめん」と言わずにごまかすよりも、
「ごめん」と言い合える関係性を目指してみない？

デートDVされてるかも… と相談されたら

毎回、「だれと遊ぶのか」を伝えて、
許可をもらうのが苦しくなってきた…。

いいじゃん、別にやましいことがないなら、
ただ知りたいだけだよ！
そんなにイヤなら別れなよ。

相談相手から「別れなよ」と言われると、
「別れられない自分が悪い」
「この人には私しかない」
とあってしまって、
デートDVから抜け出せなくなってしまうこともあります。

まずは、
**「それって
デートDVだよ」**
と教えてあげま
しょう。

同意ってなに？

「同意」とは"No"と言わないことではなく、

"Yes 以外はすべてNo"

「なんとなく」ではなく、お互いその行為を、
「積極的に望んでいるか」を
毎回必ず確認しましょう！

「NO」をつたえることは、なんだか不安…

お互いに「NO=嫌い」ではないと
理解することが大切です！

◆◆◆ NOを伝える側

優しく断りたい時は、その理由と、「あなたは悪くないんだよ／あなたのこと大好きだよ」などの言葉を添えて伝えましょう！
そしたら相手に安心感も与えられるかも？

◆◆◆ NOが言えなかった時

「嫌だけど断れない」という状況が続くと、親密関係が苦しくなることもあります。

「断れない状況が続いている」と感じたら、友人や専門機関に相談することで、気持ちを整理し、適切な対処法を見つけられるかもしれません。

◆◆◆ 伝えられる側

愛情があってもNOの場合があります。断られた際に怒ったり不機嫌になったりすると、相手が次にNOと言いづらくなるため、潔く引き下がりましょう。また、「ちょっとだけ」「気持ちよくなるから大丈夫」などの説得は、相手の意思を軽視する行為につながるためNGです！

◆◆◆ 聴いてもらえない…

NOが尊重されない状況が続く場合は今後の関係性を思慮する必要があります。離れるのが難しいかもしれませんが、自分を大切にするための手段でもあります。

知ってる？ 日本の法律の現状

同意がない性行為は犯罪です！

①～⑧のどれかを原因として

相手が同意を表すのが困難な状態に陥った時、

「不同意わいせつ罪」（刑法176条）

「不同意性交等罪」（刑法177条）

が成立します。

2023年
施行

1. 暴行・脅迫すること
2. 心身の障害を生じさせること
3. アルコールや薬物を摂取させること
4. 眠っているなど意識がはっきりしない状態であること
5. 被害者が不意に襲われるなど「拒絶する時間」を与えないこと
6. 被害者が心身の衝撃によりフリーズ状態になるなど「恐怖や驚愕させること」
7. 虐待による無力感や恐怖心といった心理的反応があること
8. 親と子、教師と生徒、上司と部下など、「経済的・社会的地位の影響力による不利益を心配し、恐れること」

*法務省WEBサイト、「SEXOLOGY」WEBサイトを参考に作成

性的目的で子どもに近づき、信頼関係を築いて懐柔する行為を罰する「グルーミング罪」と、正当な理由なく、他人の性的姿態（性的な部位や下着など）をひそかに撮影する行為を罰する「撮影罪」も新設されました。（2023年）

性暴力を受けたら

被害に遭ったあなたは
何も悪くありません！



被害にあったら、

1. 警察に行く
2. 信頼できる人や機関に相談する
3. 病院を受診する
(被害内容により外科、婦人科、泌尿器科など適切なところ)

実は.....

SNS相談機関に寄せられる性暴力被害は、家族やパートナー、学校の人など、身近な人からのものが多い傾向にあります。

性暴力を受けた相談をされたら

1. セカンドレイプをしない

「セカンドレイプ」とは、被害者が、「なぜ抵抗しなかったのか」「服装に問題があったのではないか」「被害者にも非がある」といった非難や心ない言葉を浴びせられたことにより、さらなる精神的・心理的な苦痛を受けること。あなたを信頼して相談してくれた相手をさらに傷つけたり、責めたりしないよう気をつけましょう。

2. 親身になって相談にのる

勇気を持って話をしてくれた相手に敬意をもって、ゆっくりと話を聞きましょう。
相手に前向きになってもらおうと頑張りすぎなくても大丈夫。
「あなたは絶対に悪くない」と伝えましょう。

3. 相談機関を紹介する

相談してきた相手の状況をみて、必要に応じて相談機関を紹介しましょう。

2025年10月、厚生労働省は緊急避妊薬の薬局での市販化を承認しました（2026年2月から一部薬局で試験販売開始）。

- ・ 薬剤師のいる薬局で対面購入し、その場で服用する
- ・ 年齢制限なし（未成年の場合でも保護者の同意は必要ない）

どうして性暴力は起きるの？

トキシック・マスキュリニティって知ってる？

“トキシック・マスキュリニティ (Toxic Masculinity)”とは…
男性の同質集団 (ホモソーシャル) が持ちがちな、他者 (自分以外の男性や、女性、性的マイノリティを含む) だけではなく自分自身をも縛り、苦しめてしまう、「男とはこうあるべき」という固定観念で、「自他共に有害な男性性」ともいわれます。こういった固定観念が性暴力に結びつくことがあります。

たとえば…

1. 悩みや感情を表に出す男性を「メンタル弱すぎ」「男なのに情けない」と嘲笑する文化
2. 「男なんだから飲め」「付き合い悪いな」と「飲めない男」は男じゃないという飲酒圧力
3. 「童貞は恥」「何人と関係を持ったか」が男性同士のステータスとして恋愛・性的経験を競い合う会話
4. 「男が奢らないとカッコ悪い」「割り勘を提案する男はケチ」といったデート代は男性が全額払うべきという前提
5. SNSなどで女性を性的に揶揄したり「女は感情的」など女性蔑視的な「ネタ」を笑いとして共有する
6. 「男ならリーダーをやれ」と期待され、断ると「頼りない」と評価されるという役割押し付け
7. 口論やトラブル時に声を荒げたり、威圧的な態度を取ることが「強さ」と見なされ、暴力的・攻撃的な態度を「男らしい」と肯定する
8. 「男同士のノリ」「悪気はない」で、性的な発言や身体的接触を問題視せず、セクシュアルハラスメントを軽視する態度
9. ジェンダー平等や性の多様性に関心を示す男性を「フェミっぽい」「男らしくない」「お前ホモか」と揶揄する
10. 「男なんだから安定した高収入が当然」という将来の稼得責任を男性にのみ背負わせ、失敗や迷いを許さない発想

トキシック・マスキュリニティ (自他共に有害な男性性) を脱ぎ捨てた方がカッコイイ時代だよ。

緊急避妊薬の現在

緊急避妊薬（アフターピル）とは、避妊に失敗した性交の後、できるだけ早く（72時間以内）服用することで、妊娠を避けるための薬です。できるだけ早く服用するほど効果が高まります。

- 排卵を抑制または遅らせたり、子宮内膜に変化を与えたりすることで効果を発揮します。
- 性交後72時間以内に1錠を1回服用すると約8割の確率で妊娠を防ぎます（2錠を2回のものもあり）。
- 100%の避妊効果があるわけではありません。
- 性感染症を予防する効果はありません。

2025年10月、厚生労働省は緊急避妊薬の薬局での市販化を承認し、2026年2月から一部薬局等で販売が開始されました（要指導医薬品）。

- 薬剤師のいる薬局・ドラッグストアで対面購入し、その場で服用する。
- 年齢制限なし（未成年の場合でも保護者の同意は必要ない）
- 要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku_00005.html



相談窓口（埼玉大学）

—あなたの話を聞かせてください—

●埼玉大学総合相談窓口（旧なんでも相談室）

- ・予約不要で、質問や簡単な相談ができます。
- ・どこに相談したらいいかわからない時など、受付時間内に直接、来室してください。
- ・なお、電話でのお問い合わせの場合は時間内にご連絡ください。
- ・受付時間：平日 9:00～16:45
- ・電話場合：048-858-9045
- ・場所：学生支援課（全学講義棟1号館1階 学生センター内）

●埼玉大学学生相談室

- ・原則、予約制をとることで、プライバシーを守り、継続的に相談することができます。
- ・相談担当者は、臨床心理士の資格を有しています。
- ・開室時間：平日 9:30～16:30（休憩時間等を除く）
- ・Web予約：右のQRコードから予約サイトに行けます。
（URLおよびQRが変更になる場合があります）
- ・場所：教育機構棟1階の東側（駐輪場側）からお入りください。



●埼玉大学の学生相談体制

相談内容に応じて、下記の窓口をご利用いただけます。

<https://www.saitama-u.ac.jp/student/support/>

- ・総合相談窓口および学生相談室（旧なんでも相談室）
- ・留学生相談室（OASIS）
- ・精神保健相談・健康相談（保健センター）
- ・留学相談（留学・国際交流課）
- ・キャンパスライフ相談（学生生活支援室）
- ・キャリア相談（キャリアセンター）
- ・ハラスメント
- ・障がい学生支援室
- ・ジェンダー・セクシュアリティに関する相談
（DEIコミュニティラウンジ“SAiTO”）



大学内の相談窓口全体図

（URLおよびQRが変更になる場合があります）

相談窓口（全国）

—あなたの話を聞かせてください—

●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ・性犯罪・性暴力に関する相談窓口です。
- ・産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

携帯電話、NTTアナログの固定電話からは、

#8891

（はやくワンストップ）

NTTひかり電話からは 0120-8891-77

※宮城県内のNTTひかり電話からは 0120-556-460

※埼玉県内のNTTひかり電話からは 0120-31-8341

※高知県内のNTTひかり電話からは 0120-835-350



- ・最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
- ・通話料無料で相談いただけます！

▼彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター性暴力等犯罪被害専用相談電話 「アイリスホットライン」（埼玉県）

- ・相談受付日時：24時間365日
- ・相談電話番号：0120-31-8341
- ・メール：<https://www.svsc8080.jp/iris/> の相談フォームから送信
- ・オンライン（Zoom）相談（要予約）



▼その他の地域の相談窓口はこちら

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

（内閣府男女共同参画局WEBサイト：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）



▼Curetime（内閣府「性暴力に関するSNS相談支援促進事業」）

- ・毎日、17時から21時にチャットでお話をうかがいます。
- ・他の人や身近な人に相談内容が漏れることはありません。
- ・年齢・性別・セクシュアリティを問わず、匿名で相談を受け付けます。
- ・WEBサイト：<https://curetime.jp/>
- ・メール相談、外国語での相談（foreign languages）も可能です。



おわりに

このパンフレットは「デートDVや性暴力で悩む人の力になりたい、様々な人と心地よい関係をつくるきっかけになりたい」という思いが込められています。

また、「誰もが安全に暮らせる社会」はどうしたらつくれるのか、私たちに何ができるのかという問いを、読者の皆さんに投げかけています。

ぜひこれをきっかけとして、友だちやパートナー、家族など様々な人たちとデートDV、アンコンシャス・バイアス、同意など様々なトピックについて話し合ってもらえたらとても嬉しいです。

大学生のための性暴力防止ガイド【詳細版】はこちら
<https://park.saitama-u.ac.jp/~diversity/publication/>



大学生のための性暴力防止ガイド
大切にしたい私とあなた
一心地よい関係づくりのためのヒントー
(概要版)

【執筆・編集】

埼玉大学学生有志

■教職大学院

阿波連美里、石井優愛、井上希彩、竹内日菜子、中田侘果、長岡未来、橋本廉士、藤井菜緒、柳下菜々花、荒木魁斗、石山沙希、佐藤陸人、山田飛鳥

■教育学部

浅野璃子、東美緒奈、伊藤穂香、佐々木昂成、静岡史夏、杉山愛來、劉寒月、矢部くるみ、山崎すもも

■理学部

小室芽衣

■教養学部

及川奈桜

【監修】

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

2026年3月



埼玉大学公式
マスコットキャラクター
メリンちゃん

たいせつ わたし 大切にしたい私とあなた

こころい かんけい
—心地よい関係づくりのためのヒント—



もくじ 目次

人間関係（パートナー・友人・家族など）で悩む
人や「相手ともっと素敵な関係をつくりたい！」
と思っているあなたへ

悩んだことない？	4
同意って何？	5
Noを伝えること	6
心地よい関係を築くために／実際に話し合うのってどう？	7



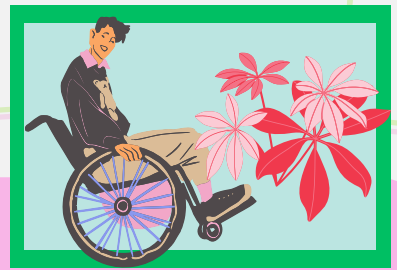
“ふつう”ってなんだろう？
世の中の“ふつう”にモヤモヤしてきた人へ

こんなこと言われてモヤモヤしてない？	8
あなたの身近でも	9
アンコンシャス・バイアスとは	10
ネガティブな感情のままに終わらせないために	11



性の多様性について知りたい人や
マイノリティ/マジョリティにモヤモヤしている人へ

「性」は、すべての人に関係のあることです	12
こんなデマに流されてない？①	13
こんなデマに流されてない？②	15



パートナーがいる人/いた人や
素敵な恋愛に興味のある人へ

「デートDV」ってなんだろう？	16
「デートDV」って例えばこんなこと	17
デートDVの被害を受け続けると	18
ドキッとしたあなたへ	19
あなたは どう思う？	20

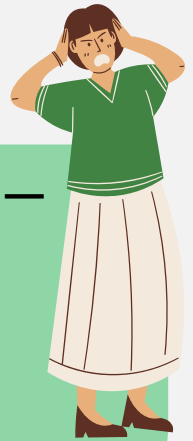
性的なことや対人関係について悩みがある人や
性暴力を受けたりその相談をされたりした人へ

性暴力ってなんだろう？	21
性暴力を受けたら	22
相談窓口—あなたの話を聞かせてください—	23

性暴力に関する法律について知りたい人や
社会で起きている人権問題に関心のある人へ

知ってる？日本の法律の現状	25
「緊急避妊薬」の現在	26
フラワーデモ	27
どうして性暴力は起きるの？	28

悩んだことない？



いまこいびとほかんがおや
今恋人が欲しいとか考えていないけど、親からパートナー
がないことに関して色々言われる…。

あげくはまえおんな
挙句の果てに「お前が女らしくないからモテないんだ」
「もっとおしとやかで静かな方がいいんじゃないか」と
言われてしまった…。

わたしともおもあいておも
私は友だちだと思っているけど、相手はどう思っているのかな…。
親友と呼べる人がいないのはおかしいのかな。

のかいこいせいあいぜんていはなしすす
飲み会の恋バナって異性愛前提で話が進んでしまう…。
「彼氏いる？」とか聞かれるけど、パートナーはノンバイナリーだから
「彼氏」ではないんだよなあ。(ノンバイナリーについては14ページへ！)

ほんとうい
本当は行きたくないけど、キャバクラやガールズバーなどに行く
ノリに合わせられてしまう。パートナーがいるからと断っても
「たまには解放されたいだろ」「本心では行きたいと思ってるけど
パートナーに行かないでって言われてるだけでしょ」と決めつけ
られてしまう…。

ようふくにあおもともかそく
この洋服が似合うと思っているけど、友だちや家族から
「似合わない、流行りじゃないよ」って言われた。好きなのに…。

うあ
サークルやゼミなどの打ち上げをしたいだけなのに、「異性と
の飲み会はパートナーが嫌がるから行けない」と断られ、同性
だけの会になってしまった。

いせい
異性だったら一緒にご飯も食べられないの…？

うわか
DVを受けててパートナーと別れたいけど、せっかくここまで
かんけいがつつわか
関係が続いてきたし、別れを伝えるのも大変だから、もう少し
がんばろう
頑張った方がいいのかな…。

いろいろな悩みがある中で
自分を大切にするとってどんなこと？ 一緒に考えてみよう！

どうい 同意って何？

YES,
MEANS
YES!

「同意」とは「No」と言わないことではなく、
"Yes 以外はすべてNo"！

「なんとなく」ではなく、お互いがその行為を、
「積極的に望んでいるか」を毎回必ず確認しましょう！

性行為だけでなく、キスやハグなど体に触れる時、
すべては「同意」が必要です！

毎回ちゃんと確認取ってくれると
自分が大切にされている感じがする！

同意を取ると相手がどんな気持ち
なのか分かるからいいよね～

性的同意年齢について

性的同意年齢とは、法的に性的関係を持つことが許される最低年齢を
指します。指定の年齢未満の者との性的関係は、同意の有無に関わらず
犯罪とされます。
各国の法律や文化によって、この年齢は異なります。

日本の性的同意年齢は2023年7月13日の刑法改正により、13歳から16歳
に引き上げられました。16歳未満との性的行為は不同意性交等罪などの対象
となります。

ただし、13歳以上16歳未満の場合、行為者
が被害者より5歳以上年長である場合に限り処
罰の対象となります。また、各都道府県の青少
年保護育成条例により、18歳未満との性的関
係が禁止される場合があります。

他国では…

- 16～18歳アメリカ（州ごと）
- 16歳 カナダ、韓国、イギリス
- 15歳 スウェーデン、フランス
- 14歳 イタリア、ドイツ、中国

つた Noを伝えること

なんか不安…
断る/断られるとき…



お互いに「NO=嫌い」ではないと
理解することが大切です！

Noを伝える側

優しく断りたい時は、その理由と、「あなたは悪くないんだよ/あなたのことが大好きだよ」などの言葉を添えて伝えましょう！そしたら相手に安心感も与えられるかも？



Noが言えなかった時

「嫌だけど断れない」という状況が続くと、親密関係が苦しくなることもあります。

「断れない状況が続いている」と感じたら、友人や専門機関に相談することで、気持ちを整理し、適切な対処法を見つけられるかもしれません。

伝えられる側

「NO」は相手の気持ちや状況によるものであり、愛情の有無とは関係ありません。

断られた際に怒ったり不機嫌になったりすると、相手が次に「NO」と言いづらくなるため、意思を尊重しストレスをかけないことが大切！

また、「ちょっとだけ」「気持ちよくなるから大丈夫」などの説得は、相手の意思を軽視する行為につながるのでNGです！

聞いてもらえなかった時

NOが尊重されない状況が続く場合は今後の関係性を思慮する必要があります。離れるのが難しいかもしれませんが、自分を大切にするための手段でもあります。

ここち かんけい きず 心地よい関係を築くために…

ひと かし かん じゅうにん といろ
人の価値観は十人十色！
ここち おも かんけい ひと
心地よいと思う関係も人それぞれです。

どうよう ここち かんけい み だ ほうほう さまざま
同様に、心地よい関係を見つけ出す方法も様々！

例えば… はなし あ き あ どうい つう あいて いし
話し合うこと・聴き合うこと・同意を通じて相手の意思を
かくにん ほか
確認することなど まだまだ他にもあるでしょう。



これらはすべて相手のことを知ったり、
それぞれの価値観をすり合わせたりするための第一歩！！

ひと かんけい なか ほうほう
その人との関係の中でいろいろな方法を
もさく
ぜひ模索してみてくださいね^^

じっさい はな あ 実際に話し合うのってどう？

パートナーと定期的に嫌なこと・不満などを聞き合い、
話すようにしているよ。話してくれてありがとう・聞いて
はな はな はな
くれてありがとうという互いの気持ちが話しやすい
かんきょう かんけいせい つな き
環境や関係性に繋がっている気がする！！

じぶん
自分がすること・したことで相手を傷つけないか
ら話し合うことは大切だと思う！実際、自分の気持ち
はな あ たいせつ おも じっさい じぶん きも
や話したいという意思を伝えるようにしているよ。
はな いし つた き
でも無理はしません。タイミングや状況に合わせて！

おも き じぶん きも はな なんと はな
思い切って自分の気持ちを話してみたけれど、何度話
しても分かってもらえず苦しかった…でも後悔はして
わ くる
いないよ。話したことで自分を大切にするためのその
はな はな じぶん たいせつ
ひと きょり かん み
人との距離感を見つけることができたからね^^

こんなこと話してみない？ p.20へGo→→

こんなこと言われてモヤモヤしてない？

まだ彼女/彼氏
いないの？ww

あの子かっこいいよ
(彼氏として) どう？

恋人って
いなきゃだめ？

恋人が
いることが
全てじゃない！

見た目が判断基準
じゃない！

それって
ルッキズム
じゃない？

あの人オカマっぽくない？ (笑)

私、バカに
されてる……

ミニスカートは
やめたほうがいいよ

痴漢にあうのは
私が悪いの…？

性的マイノリティの
人権を侵害してる！



〇〇大卒なんだあ

陰キャな人って
アレだよな… (笑)

大学だけで
私の何がわかる
っていうの！

学歴主義
じゃない…？

人って2分割
できるの？

だから何？

彼氏なのに
おごって
くれなかったの？



おごってほしいと
思っていないし

そういうの
嫌だな……

こんな言葉、言っちゃったことない？

あなたの身近でも…^{みじか}



きのう かのじょ
昨日、彼女と
デートしてさ～
ユウタは彼女いないの？
かのじょ

いないよ
それに、今は恋愛に
きょうみ
興味がないんだ
いま れんあい



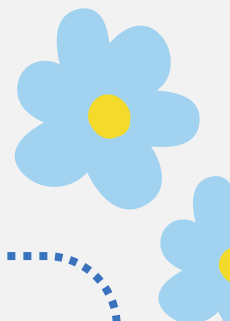
かのじょ
彼女つくりなんても、
ありえないよ！
おも
ミキもそう思うだろ？
たの
楽しいよ～
じょせい
女性がいやなの？ なんで？
じょせい つ あ
女性と付き合うのって
ふつうじゃない？
はや かのじょ
早めに彼女つくりなよ～
かのじょ
彼女がいないなんて
だいがくせいかつそん
大学生活 損してるよな



「これって"ふつう"じゃん？」 「"みんな"そうしてるよ？」
…あなたの"ふつう"、あの子も同じ？



アンコンシャス・バイアスとは



「アンコンシャス・バイアス」(無意識の偏見)とは、
自分自身が気づかずに持っている偏った見方や考え方のことです。



ジェンダー・バイアスを例に考えてみよう！

- ★ 「CMに出てくる上司の多くは男性」、「日焼け止めのCMは女性」が登場する。
- ★ 息子は「強くたくましく、男らしく」育てられる。
- ★ 娘は「優しく、謙虚に、女らしく」育てられる。

このように育った環境や経験によって、ものの見方や考え方は形成され、
根深く私たちの中に無意識に刷り込まれていくのです。
誰もその影響を避けることはできません。

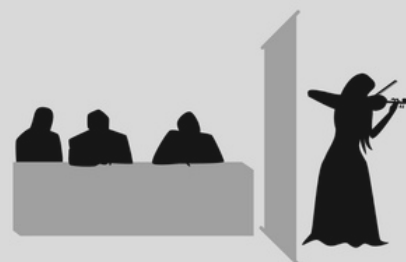
【事例】

1970～80年代、米国の音楽学校を卒業した女性の割合は、40%を超えていました。
ところが、プロ楽団員のほとんどは男性で、女性比率はたったの5%以下だったので
す。しかし、この状況は、審査員が故意に女性を入れないようにしていたわけではなく、
最も優れた演奏者を選んで楽団員として採用していました。それなのに、なぜこれ
ほどまで男性が多かったのでしょうか。このような状況に問題意識をもった米国のオー
ケストラは、受験者と審査員の間にはスクリーンを置き、審査員は演奏している姿を見ず
に、「音」(演奏)のみで評価することにしました。

ブラインド・オーディション

さて、男女の合格率はどのようになったと思いますか？

1. 今までと同じ
2. 男性の合格率が高くなった
3. 女性の合格率が高くなった



正解は3！

この事例では結果として、「男性を有利に」「女性を不利に」するという無意識の偏見
の影響が明らかになりました。オーケストラの審査員たちは、公平に演奏だけで評価し
ていてと信じていました。ところが、「男性の演奏の方が優れている」と気づかぬうち
に身につけた思い込み(無意識の偏見)が判断に影響を与えていたのです。

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)に囚われたあなたの判断や言葉
によって、無意識のうちに誰かを不当に差別していたり、傷つけていたりする
かもしれない。そのことを私たちはいつも自覚していなければいけません。

ネガティブな感情のままに 終わらせないために

私たちの日常に存在するアンコンシャス・バイアス。
その名の通り、誰もが気づかずにバイアスがかかった発言を
「する」可能性があり、「される」可能性があります。
しかし、誰もが傷ついていい人ではありません。
アンコンシャス・バイアスを感じた時、目の当たりにした時
もややした気持ちで終わらせないために、
私たちには二つの行動ができると考えます。

1 自分の感情を段階的に理解していく

～他者へ話すことも経て自分の気持ちをふりかえる～

感情の認識・自覚

そもそもネガティブな感情は自分で認識できなかつたり嫌だとすら思っていなかつたりすることがあります。まずは「これってどうなんだろう？」とほかの人に聞いてみるところから。

他者を頼る

聴いてもらえる環境があって、安心して他者に話すことができます。これは周りの人が意識して創り出す必要があります。

他者に話してみる

ネガティブな感情を他の人に話してもいいと思えるマインドを持つことが大切です。私たちにはちゃんと「話を聞かれる権利」があります。

2 行動する、味方になる

誰かが言動によって困っている場面に立ち会ったとき、下記の行動をすることで困っている人の味方になることができます。

このような行動をする人を「アクティブバイスタンダー」といいます！

注意をそらす

第三者に助けを求める

証拠を残す

直接介入する

後から対応する

「性」は、すべての人に関係のあることです

性暴力やDVは、ジェンダー・セクシュアリティが何であるかに
関わらず、すべての人が自分事として考えるべき問題です。

私たちの「性」の要素には、様々なものがあります。

例えば、以下のようなものが挙げられます。

- ・性自認(ジェンダー・アイデンティティ/**Gender Identity**)
自分の性別についての認識や深い実感
- ・性的指向(セクシュアル・オリエンテーション/**Sexual Orientation**)
どの性別の人に恋愛感情や性的欲求が向く/向かないか
- ・性別表現(ジェンダー・エクスプレッション/**Gender Expression**)
服装や言動などで表現したい性別

これらの頭文字をとった言葉が「**SOGIE**」です。

他にも、身体の性的特徴や法律上の性別など、様々な要素があります。

これらは、マイノリティ(少数派、被抑圧者)・マジョリティ
(多数派、抑圧者)に関わらず誰にでもある要素であり、
全ての人に関係のある話です。

Pride

出生時に割り当てられた性別(身体の性的特徴から判定され、戸籍などの書類
に登録され、それに沿って周囲が期待する性別)が性自認と異なる場合もあ
れば(トランスジェンダー)、一致する場合があります(シスジェンダー)。

また、性的欲求が他者に向かない人もいれば(アセクシュアル)、
同性に向く人(ホモセクシュアル、レズビアン、ゲイ)、
異性に向く人(ヘテロセクシュアル)、恋愛感情が他者に向かない人
(アロマンティック)など、他にも様々なカテゴリーがあります。

自分をカテゴライズしない人や、どんなカテゴリーも
しっくりこないという人もいるでしょう。
それほどに、私たちの性の在り方は多様なのです。

ジェンダー・セクシュアリティ、人種や宗教、その他の様々な/
多様な背景を持つすべての人が、性暴力にあわず
適切な情報やサービスにアクセスできることが必要です。

こんなデマに流されてない？①



Q. トランスジェンダーの性自認にあったトイレの使用を認めると、女性の安全が妨げられるんじゃない？



トランスジェンダー*のことを差別するつもりなんてないけど、自分たちの安全が妨げられるのは嫌…



あなたが女子/男子トイレを使うのは、「排泄をしたいから！」ですよね。それはシスジェンダー・トランスジェンダーに関わらず、誰だって同じです。ということは、明らかに使用者の安全が妨げられるような行為、すなわち騒ぎが起きて排泄に影響が出てしまう行為なんてしません。

悪いのは「性暴力をふるう人」です。

当たり前のことですが、トランスジェンダーの問題になると、なぜかここが見えにくくなってしまいます。問われるべきなのは、性暴力が存在している社会であり、トランスジェンダーを排除することではありません。

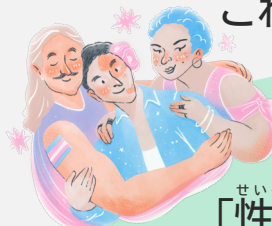
カリフォルニア大学による調査では、トランスジェンダーが性自認によりトイレを使うことが認められても、性犯罪増加には繋がっていないことが指摘されました。そもそもこの疑問がデマであることが分かりますね。

また、宝塚大学看護学部による調査では、トランス女性の57%、トランス男性の51.9%が性暴力被害経験を有していました。トランスジェンダーはしばしば「加害者予備軍」と思われがちですが、実際には半数近くが性暴力の被害者なのです。もちろん、性暴力から守られるべきなのは、トランス/シスジェンダー関係ありません。

参照：はじめてのトランスジェンダー <https://trans101.jp/>



今のトイレでの性別分けは、身体の性的特徴が指標になっているわけではありません。周りの人が他人である公共のトイレでは、性器や戸籍の性別、性自認ではなく、主に外見（服装や髪型、歩き方など）の「その性別らしさ」が、他者の判断に使われているのです。トイレはその性別「らしい」外見の人には使いやすく、外見の「らしさ」が少ない人には使いにくい。これはシスジェンダーもトランスジェンダーも同じです。



ただ、一口にトランスジェンダーといっても、「性別表現を性自認に合わせて生活し、周囲にその性別として認識されているが、性別適合手術は受けていないので戸籍の性別変更もせず、カミングアウトもしていない人」、「これから少しずつ性別表現を性自認に合わせてようとしていて、他者には出生時に割り当てられた性別にみられてしまうことがある人」、「カミングアウトしておらず、出生時に割り当てられた性別のまま扱われている人」など、たくさんの状況があります。その状況や環境によっては、しかたなく性自認とは違うトイレを使ったり、性別を問わない多目的トイレを使ったりします。



シスジェンダーが、割り当てられた性別によって、迷いなくトイレを選択できる一方で、トランスジェンダーや、Xジェンダー、ノンバイナリー*の人がトイレを使用するとき、「(自身の性自認に関わらず) 外見的に“らしい”方を選ばないと周りに変に思われるかな…」など、トイレの選択に困難や苦痛を感じる／感じたことがあります。

排泄という目的のためにこのような困難を感じる必要が無いのは、実はマジョリティが持つ「特権」なんです。ある人々だけ、困難な／苦痛を伴う選択を迫られているこの状況、おかしいですね。つまり、改善されるべきは、マイノリティの存在を想定していない社会なのです。

*性自認を男性と女性の典型的な二分法(バイナリー)に当てはめない、二分法で説明できない／しない人が、自身を指すのにノンバイナリーやXジェンダーなどの単語を使うことがあります。

こんなデマに流されてない？②

Q. 最近^{さいきん}は性的^{せいてき}マイノリティ^{ゆうぐう}が優遇^{ゆうぐう}されていて マジョリティ^{めいわく}に迷惑^{めいわく}がかかるのでは？

あなたの前^{まえ}にあるドアは、自動^{じどう}で開^{ひら}きますか？

ゴール^むに向かって歩く^{ある}とき、マイノリティ^{せい}性^もを持つ人^{ひと}は、
途中^{とちゆうとちゆう}途中^{じやま}ドアに邪魔^{たい}されてしまうのに対し、マジョリティ^{せい}性^{せい}
を持つ人^{ひと}(例えば男性^{だんせい}、健常者^{けんじょうしゃ}、シスジェンダー^{いせいあいしゃ}、異性愛者^{いせいあいしゃ}等)は、
マジョリティ^{せい}性がゆえに、ドアが自動^{じどう}で開^{ひら}きすーっと進^{すす}めます。

これは、マジョリティ^もが持つ「特権^{とっけん}」と捉^{とら}えられます。
「特権^{とっけん}」とは、あるマジョリティ^{がわ}側^{しやかいしゅうだん}の社会^う集団^うに生まれる・
属^{ぞく}することで、自動^{じどう}的に受^うけられている恩恵^{おんけい}のことです。
あなたが「マイノリティ^{ゆうぐう}が優遇^{ゆうぐう}されている」と思う^{おも}とき、
それはあなたの持つ「特権^{とっけん}」に無自覚^{むじかく}でいることになるのです。

「特権^{とっけん}」について、もう少し考^{すこ}えてみましょう。

- 異性^{いせい}のパートナーと一緒に^{いっしょ}にアパートの部屋^{へや}を借^かりられる
- パートナーが病院^{びやういん}で家族^{かぞく}として認^{みと}められ、手術^{しゅじゆつ}に同^{どう}意^いできる
- 保険証^{ほけんしょう}やマイナンバーカードなどに自^じ分の適^{てき}切^{せつ}な性^{せい}別^{べつ}が書^かかれている
- 周^{まわ}りの人^{ひと}に自^じ分の性^{せい}別^{べつ}を否^{ひてい}定^{てい}されない
- 一^{いっしょ}緒^{そだ}に育^こてている子^こども^の親^{しん}権^{けん}をパ^パート^パナーも自^じ分^{ぶん}も持^もてる
- 「恋^{こい}バナ」で自^じ分^{ぶん}を偽^{いつわ}らずにオ^おープ^おンに話^{はな}すこと^ができる
- 結^{けっ}婚^{こん}後^ご／子^こ育^{そだ}て中^{ちゆう}でも仕^し事^{こと}を続^{つづ}けやすい
- スロー^{すろー}プ等^{とう}の設^{せつ}備^びがあるか調^{しら}べなくとも公^{こう}共^{きやう}施^し設^{せつ}を利用^{りよう}できる

これらはマジョリティ^もが持^もっている「特権^{とっけん}」です。
今^{いま}の日本^{にほん}では、これらができないマイノリティ^{がい}がいます。

シスジェンダー・異性愛^{いせいあい}が前提^{ぜんてい}でつ^つく^つら^られて^いる社会^{しゃかい}では、
マイノリティは「い^いないもの」にな^なって^います。
マイノリティは、「私^{わたし}たちを優^{ゆう}遇^{ぐう}してくれ」と言^いっているのでは
ありませ^ありませ^あん。マイノリティは、差^さ別^{べつ}され^されないこと、排^{はい}除^{じょ}され^されない
こと、社会^{しゃかい}で想^{そう}定^{てい}されることを求^{もと}めています。それによ^よって、
マジョリティが権^{けん}利^りを侵^{けん}害^{がい}されるわけ^{わけ}ではありませ^ありませ^あん。

LOVE IS LOVE

NO DISCRIMINATION

「デートDV」ってなんだろう？

デートDVは、お付き合いしている／していた仲で
起こりやすい“暴力”のこと。

互いに1人の人として尊重されなくなっていること。

デートDVは、
性別や異性間・同性間などに関係なく、誰にでも起こりうる。

それって、気づかぬ間にデートDVをしたり、
されたりしているかもしれないということ。

大好きなあの人
にしていることは、
暴力じゃないよね

あれはデートDV
だったのかな…

デートDV、
怖いな…

暴力なんて
大げさだなあ



きっと、いろんな気持ちが浮かんでくるよね。

あなたも相手も、幸せに、心地よく過ごせていますか？
自分の気持ちを押し付けたり、我慢していたりしませんか？

「自分のありのままの気持ち」に目を向けてみよう。

誰もが、お互いが尊重されるワクワクするような
素敵な関係を築けるように。

そんな想いでデートDVについてまとめてみました。

まずはデートDVの種類を一緒に見てみよう！

NEXT

「デートDV」って例えばこんなこと

《身体への暴力》

- 殴る
- 蹴る
- 物を投げつける



《デジタル暴力》

- 友達の連絡先を消す
- 他人と連絡しないよう要求する
- 返事を強要する
- 画像や動画を勝手にSNSに載せる
- 位置情報を把握する



《性的暴力》

- 無理やりセックスする
- からだの部分についてひどいことを言う
- 無理にアダルトビデオを見せる
- 避妊や性感染症予防に協力しない



《金銭的暴力》

- デート代を支払わせる
- 高価なプレゼントを買わせる
- 借りたお金を返さない
- 無理やりバイトさせる



《精神的暴力》

- 大声でどなる
- 何を言われても無視する
- 馬鹿にする
- 交友関係を制限する



デートDVは、いろいろな暴力が重なってしまうこともあるんだ。
そして、ここに示したデートDVはあくまでも例だから、
この図のどれにも当てはまらない=デートDVじゃない
というわけではないよ。

「嫌だな」「何かヘンだな…」という気持ちに目を向けて考えてみてね。

デートDVの被害を受け続けると…

自分ってだめだなあ
全部自分が悪いんだ…

最近眠れなくて…
怖い夢も見ちゃうし

自分で決められない
自信がないな…

つい食べすぎちゃう
でもやめられない…

いつも相手の顔色を
うかがってしまう

食欲ないし、食べても
なんか気持ち悪い…

やる気が出ない
なんとなく
だるいなあ

あなたのこころやからだ、行動にいろいろな影響が
出ることがあるよ。でも、、あなたは決して悪くない！

あなたの気持ちに共感する人は必ずいるよ。

ドキッとしたあなたへ

—デートDVしているかも？と思ったら—

いやでも、これくらいなら…。他の当てはまらないし…。
これでDVとか言い出したら、付き合うとかムリじゃない？
わたし/オレ/ぼくがこんなだって知ってて向こうから告って来たんだし。
なんて考えて、「これはデートDVじゃない」
という範囲を広げちゃってない？

あ、今の自分、あのときの自分、デートDVしちゃっていたかも…
と思える人でいてほしい。

そのために、一緒に学んでいこう！！
「ごめん」と言わずにごまかすよりも、
「ごめん」と言い合える関係性を目指してみない？

『デートDV』は特別なことなのかなあ？

あなたも、相手も、きっと小さな兆しを持っている。
だから、ドキッとしたあなたは、特別おかしいわけじゃない。
でも、見逃したり、見て見ぬふりをしたまま、
当たり前になって、自分や相手を傷つけてしまわないように。
今ここで、向き合ってみない…？

今よりもっとステキな関係をつくるチャンス！って
ワクワクしていこう！！



おも あなたは どう思う？

毎回、「だれと遊ぶの？」とかうるさくて、
悪いことしてるわけでもないのに、報告求めてくるのが
面倒で嫌なんだけど、、、 どう思う？

いいじゃん、別にやましいことがないなら、
ただ知りたいだけだよ！

縛られてるみたいで、嫌だよね。
別れたら？

この言葉は、相手を
傷つけていない…？

誰かから「別れなよ」「別れたら？」と言われると、
「この人には私しかない」と思ってしまうと
余計にデートDVから抜け出せなくなってしまうかも

だから、あなたが誰かから相談されたら、
「別れたら？」は簡単に言わないでほしい。

p.4も読んでみよう！

☆価値観を話し合ってみよう☆

- 連絡の頻度はどのくらいがいい？
- してほしくないことは？/してほしいことは？
- 理想のデートは？
- どのような未来を描いてる？
- お金はどのように使いたい？
- もし喧嘩になった時、どうやって対応してほしい？



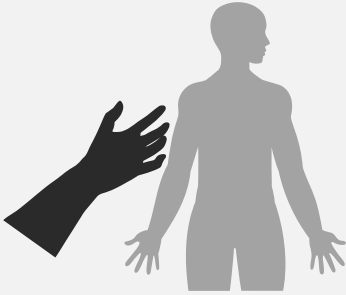
せいぼうりょく

性暴力ってなんだろう？



自分・相手が望まない性的行為は、全て性暴力です。
例えば…

同意なく身体を触る



同意なく性的な動画・写真を撮影する



それを無許可でインターネットに掲載する

UPLOAD



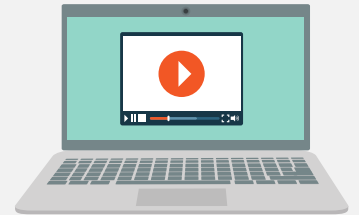
相手が妊娠したくないのに避妊をしない



無理やりキスやセックスをする



相手が見たくない性的な動画を見せる



出典：「SEXOLOGYー性を学ぶセクソロジー」WEBサイト

身近な人からの性暴力

性暴力に関するSNS相談利用者の加害者との関係(%)

第1位 家族 (31%)

第2位 パートナー (26%)

第3位 学校 (13%)

実は……
SNS相談機関に寄せられる性暴力被害は、
身近な人からのものが多い傾向にあります。

出典：内閣府男女共同参画局「令和2年度性暴力に関するSNS相談調査研究事業」報告書

せいぼうりょく う 性暴力を受けたら

じぶん が と たいど
自分が取った態度が
わる
悪かったの？

い
ついて行ったのが
いけなかった？



ひがい あ
被害に遭ったあなたは
なに わる
何も悪くありません！

ひがい 被害にあったら

1. けいさつ いく
警察に行く
2. しんらい できる ひと や きかん
信頼できる人や機関に相談する
3. びょういん じゅしん
病院を受診する
(被害内容により外科、婦人科、
ひがいにいよう げか ふじん か
泌尿器科など適切^{てきせつ}なところ)



せいぼうりょく う そうだん 性暴力を受けた相談をされたら

1. セカンドレイプをしない

セカンドレイプとは性被害が加害者の責任・落ち度であることの前に、
その時の被害者の服装など被害者の自衛や責任の問題として責められたり、
大したことない、早く忘れるべきなどと矮小化されたりして、
被害者の人が苦しむことを指します。

(参照：NPO法人ピルコン WEBサイト)

あなたを信頼して相談してくれた相手を
さらに傷つけたり、責めたりしないよう気をつけて。

2. 親身になって相談にのる

ゆうき をもって はなし をしてくれた相手に
けい い をもって、 ゆっくりと話を聞いてね。
相手に前向きになってもらおうと
がんばりすぎなくても大丈夫。
「あなたは絶対に悪くない」
と伝えてくれると嬉しいな。

3. 相談機関を紹介する

相談してきた相手の状況をみて、
必要に応じて相談機関を紹介してね。
詳しくは次のページへ

そうだん まどぐち さいたま だいがく
相談窓口（埼玉大学）

はなし き
—あなたの話を聞かせてください—

さいたまだいがくそうごうそうだんまどぐち

● **埼玉大学総合相談窓口（旧なんでも相談室）**

- ・予約不要で、質問や簡単な相談ができます。
- ・どこに相談したらいいかわからない時など、受付時間内に直接、来室してください。
- ・なお、電話でのお問い合わせの場合は、時間内にご連絡ください。
- ・受付時間： 平日 9:00 ~ 16:45
- ・電話場合： 048-858-9045
- ・場所： 学生支援課（全学講義棟1号館1階 学生センター内）

さいたまだいがくがくせいそうだんしつ

● **埼玉大学学生相談室**

- ・原則、予約制をとることで、プライバシーを守り、継続的に相談することができます。
- ・相談担当者は、臨床心理士の資格を有しています。
- ・開室時間： 平日 9:30~16:30（休憩時間等を除く）
- ・Web予約： 右のQRコードから予約サイトに行けます。
 （URLやQRが変更になる場合があります）
- ・場所： 教育機構棟1階の東側（駐輪場側）からお入りください。



さいたまだいがく がくせいそうだんたいせい

● **埼玉大学の学生相談体制**

相談内容に応じて、下記の窓口をご利用いただけます。

<https://www.saitama-u.ac.jp/student/support/>

- ・総合相談窓口および学生相談室（旧なんでも相談室）
- ・留学生相談室（OASIS）
- ・精神保健相談・健康相談（保健センター）
- ・留学相談（留学・国際交流課）
- ・キャンパスライフ相談（学生生活支援室）
- ・キャリア相談（キャリアセンター）
- ・ハラスメント
- ・障がい学生支援室
- ・ジェンダー・セクシュアリティに関する相談（DEIコミュニティラウンジSAiTO）



大学内の相談窓口全体図
 （URLやQRが変更になる場合があります）

大学での困りごとがあった場合は、下記の窓口に対応しています！

QRコードは、HPにリンクを貼っています。各窓口のHPに、メール等の連絡先も記されています。

保健センター 保健師、カウンセリング 医師、心理師が対応しています。 平日 9時~16時 TEL 048-858-9356	障がい学生支援室 心身の障がいや障害 等による困難の対応に関する相談 月~金 10時~16時 TEL 048-858-9330
ハラスメント 学内のハラスメントに相談します。 カホライン 048-858-9338	総合相談窓口 さまざまな質問や相談に対応しています。 平日 9時~16時 TEL 048-858-9045 本学支援課1号館1階 学生センター内
キャリアセンター アドバイジング、カウンセリング イベント、就職セミナー等 平日 9時~17時 TEL 048-858-3767	留学の相談 留学についての相談窓口 留学相談窓口 留学・国際交流課
DEIコミュニティラウンジ SAiTO ジェンダー・セクシュアリティ に関する相談 月~金 10時~16時	学生相談室 授業や研究、人間関係や 学業に関する悩み 平日 9時~16時 TEL 048-858-9338
ダイバーシティ相談 学内の学生で、自らの相談、 ツールキットの活用、その他 デイバーシティに関する相談 デイバーシティ推進センター	留学生相談室 留学目的の質問、生活上の悩みに対応します。 留学相談窓口 Office of Adjoining Services for International Students Educator & Student Services Bldg.
ピアサポートルーム 学生生活の悩みなど 学生にアドバイザーとして 相談し合えます。 月~金 10時~17時	

埼玉大学は、2020年5月に「ダイバーシティ推進」を掲げ、学業、学業、国際交流、社会の多様性、人権、健康、文化、芸術、スポーツ、環境、福祉、障がい、性別、自立、学業の進捗などによる差別やハラスメントに適切な対応を積極的に行なうことを宣言しています。

そうだん まどぐち ぜんこく
相談窓口（全国）

はなし き
—あなたの話を聞かせてください—

せいはんざい せいぼうりょくひがいしゃ しえん
●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- ・性犯罪・性暴力に関する相談窓口です。
- ・産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

携帯電話、NTTアナログの固定電話からは、

#8891

（はやくワンストップ）

NTTひかり電話からは 0120-8891-77

※宮城県内のNTTひかり電話からは 0120-556-460

※埼玉県内のNTTひかり電話からは 0120-31-8341

※高知県内のNTTひかり電話からは 0120-835-350



- ・最寄りのワンストップ支援センターにつながります。
- ・通話料無料で相談いただけます！

さい くにはんざいひがいしゃ しえん せいぼうりょくとうはんざいひがいせんようそうだんでんわ
**▼彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター性暴力等犯罪被害専用相談電話
「アイリスホットライン」（埼玉県）**

- ・相談受付日時：24時間365日
- ・相談電話番号：0120-31-8341
- ・メール：<https://www.svsc8080.jp/iris/> の相談フォームから送信
- ・オンライン（Zoom）相談（要予約）



た ちいき そうだんまどぐち
▼その他の地域の相談窓口はこちら

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html

（内閣府男女共同参画局WEBサイト：性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）



ないかくふ せいぼうりょく かん そうだんしえんそくしんじぎょう
▼Curetime（内閣府「性暴力に関するSNS相談支援促進事業」）

- ・毎日、17時から21時にチャットでお話をうかがいます。
- ・他の人や身近な人に相談内容が漏れることはありません。
- ・年齢・性別・セクシュアリティを問わず、匿名で相談を受け付けます。
- ・WEBサイト：<https://curetime.jp/>
- ・メール相談、外国語での相談（foreign languages）も可能です。



知ってる？日本の法律の現状

同意がない性行為は犯罪です！

①～⑧のどれかを原因として
相手が同意を表すのが困難な状態に陥った時、
「不同意性交等罪」（刑法）が成立します。

- ①暴行・脅迫すること
- ②心身の障害を生じさせること
- ③アルコールや薬物を摂取させること
- ④眠っているなど意識がはっきりしない状態であること
- ⑤被害者が不意に襲われるなど「拒絶する時間」を与えないこと
- ⑥被害者が心身的衝撃によりフリーズ状態になるなど「恐怖や驚愕させること」
- ⑦虐待による無力感や恐怖心といった心理的反応があること
- ⑧親と子、教師と生徒、上司と部下など、
「経済的・社会的地位の影響による不利益を心配し、恐れること」

* 法務省WEBサイト、「SEXOLOGY」WEBサイトを参考に作成

同意はあなたとパートナーを守る大切なもの
相手からの積極的な「YES！」以外は同意しているとは言えないよ？
「いやよいよよも好きの内」なんて存在しない！

他にも…「性的グルーミング罪」や「撮影罪」などが新設されました！

(2023年施行)

Q：性的グルーミングって何？

A：大人が性的虐待を目的として子どもに近づき、子どもと親しくなって
信頼を得ようとする行為を指します。

手口が巧妙で、子どもの「信頼している人が自分にそんな悪いことをするはずない」
という気持ちを利用してくるんだ…。

日本の法律も変わってきているね！でもまだまだ
足りないところや問題点もある…

どうしたら性犯罪を少しでも減らして誰もが安全
な社会をつくれるんだろう？

法律が変わるだけで安全な社会は作れるの？



性を学ぶセクソロジー



法務省ウェブサイト

詳しくはこちら！

「緊急避妊薬」の現在

緊急避妊薬（アフターピル）とは、避妊に失敗した性交の後、できるだけ早く（72時間以内）服用することで、妊娠を避けるための薬です。できるだけ早く服用するほど効果が高まります。

- 排卵を抑制または遅らせたり、子宮内膜に変化を与えたりすることで効果を発揮します。
- 性交後72時間以内に1錠を1回服用すると約8割の確率で妊娠を防ぎます（2錠を2回のものもあり）。
- 100%の避妊効果があるわけではありません。
- 性感染症を予防する効果はありません。

2025年10月、厚生労働省は緊急避妊薬の薬局等での市販化を承認し、2026年2月から一部薬局等で販売が開始されました（要指導医薬品）。

- 薬剤師のいる薬局・ドラッグストアで対面購入し、その場で服用する。
- 年齢制限なし（未成年の場合でも保護者の同意は必要ない）
- 要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyuuhininnyaku_00005.html



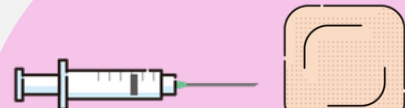
【日本の緊急避妊薬の課題】

- ① 諸外国と比べて価格が高い
- ② 手に入れる手段が少なく複雑
- ③ 一般用医薬品として承認されていない

男性のED治療薬の承認は半年
緊急避妊薬の承認はなぜ遅いのだろう



海外には避妊方法が多くある



避妊シール

【日本にはない海外の避妊方法】

- 避妊シール(避妊率：91%)
- 避妊注射(避妊率：91%)

フラワーデモ

社会の性暴力への無関心・無知や性差別に警鐘を

2019年性被害を訴えた裁判に無罪判決が出されました。
背景にあったのは社会の性暴力への無関心や無知さでした。
不当な判決に抗議するため、各地でフラワーデモが広がっていききました。
被害者とそれを支える人々の声と思いによって、2023年7月に性犯罪に
かわる法律が改正されました。性暴力被害者の苦しみに共感し
共に連帯することを目的とし、象徴として花を持っています。

「あなたのことを信じ、そばにいる。
あなたに起きたことをなかったことにしない。」
という意思が込められています。

「今まで声を上げられなかったのは、 社会に聞く力がなかったから」

被害者が語れなかったのではなく、被害者に語らせようとしな社会。
これまで様々な形で被害者たちは声をあげてきたけれど、
社会に聞く力がなかったことが今、問われています。

個人の問題ではなく、社会の問題として

性暴力は加害者と被害者だけの問題ではなく、社会全体に関わる問題です。

加害者に責任を問うだけでは社会から性暴力はなくなりません。

1人1人が性暴力を起こさせない社会を目指すことへの意識をもつことや

被害者支援体制の強化など、社会全体の改革が必要です。

私たち一人ひとりが無関心でいることなく社会を変える責任をもつことで、

性暴力のない社会を築く第一歩を踏み出すことができます。

ACT NOW
性暴力に対する言葉は被害者をさらに傷つける
セカンドレイプになってしまう

それって
ハニートラップじゃない？

そういう格好しているから
被害に遭うんじゃない？ 断ればいいのに。

被害って
そんなにあるの？ 27

どうして性暴力は 起きるの？

トキシック・マスキュリニティって知ってる？

“トキシック・マスキュリニティ (Toxic Masculinity)”とは…

男性の同質集団 (ホモソーシャル) が持ちがちな、他者 (自分以外の男性や、女性、性的マイノリティを含む) だけではなく自分自身をも縛り、苦しめてしまう、「男とはこうあるべき」という固定観念で、「自他共に有害な男性性」ともいわれます。こういった固定観念が性暴力に結びつくことがあります。

たとえば…

1. 悩みや感情を表に出す男性を「メンタル弱すぎ」「男なのに情けない」と嘲笑する文化
2. 「男なんだから飲め」「付き合い悪いな」と「飲めない男」は男じゃないという飲酒圧力
3. 「童貞は恥」「何人と関係を持ったか」が男性同士のステータスとして恋愛・性的経験を競い合う会話
4. 「男が女に負けてはならない」「女に負ける男はカッコ悪い」といった女性が下で男性が上という前提
5. SNSなどで女性を性的に揶揄したり「女は感情的」など女性蔑視的な「ネタ」を笑いとして共有する
6. 「男ならリーダーをやれ」と期待され、断ると「頼りない」と評価されるという役割押し付け
7. 口論やトラブル時に声を荒げたり、威圧的な態度を取ることが「強さ」と見なされ、暴力的・攻撃的な態度を「男らしい」と肯定する
8. 「男同士のノリ」「悪気はない」で、性的な発言や身体的接触を問題視せず、セクシュアルハラスメントを軽視する態度
9. ジェンダー平等や性の多様性に関心を示す男性を「フェミっぽい」「男らしくない」「お前ホモか」と揶揄する
10. 「男なんだから安定した高収入が当然」という将来の稼得責任を男性にのみ背負わせ、失敗や迷いを許さない発想

トキシック・マスキュリニティ (自他共に有害な男性性) を
脱ぎ捨てた方がカッコイイ時代だよ。



おわりに



このパンフレットは「デートDVや性暴力で悩む人の力になりたい、様々な人と心地よい関係をつくるきっかけになりたい」という思いが込められています。

また、「誰もが安全に暮らせる社会」はどうしたらつくれるのか、私たちに何ができるのかという問いを、読者の皆さんに投げかけています。

ぜひこれをきっかけとして、友だちやパートナー、家族など様々な人たちとデートDV、アンコンシャス・バイアス、同意など様々なトピックについて話し合ってもらえたらとても嬉しいです。



【執筆・編集】

埼玉大学学生有志

■教職大学院

阿波連実里、石井優愛、井上希彩、竹内日菜子、中田侑果、長岡未来、橋本廉士、藤井菜緒、柳下菜々花、荒木魁斗、石山沙希、佐藤陸人、山田飛鳥

■教育学部

浅野璃子、東美緒奈、伊藤穂香、佐々木昂成、静間史夏、杉山愛來、劉寒月、矢部くるみ、山崎すもも

■理学部

小室芽衣

■教養学部

及川奈桜

【監修】

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

2026年3月

SAiTO



埼玉大学公式
マスコットキャラクター
メリンちゃん



DEIコミュニティラウンジ「SAiTO」は、ジェンダー、セクシュアリティを中心としたダイバーシティに関心のある埼大生、その他すべての方のための居場所です。埼玉大学ダイバーシティ推進センター内（研究機構棟3階）にあります。コミュニティスペースで過ごしたり、専門知識をもった職員に相談したりすることができます。

※DEI：Diversity, Equity and Inclusionの頭文字で、「多様性」「公平性」「包括性」という意味

..... SAiTOでできること

① コミュニティスペース



ジェンダーやセクシュアリティを中心としたダイバーシティに関するについて話せるセミオープンなスペースがあります。本を読んだり、自習をしたりして過ごすこともできます。

② リソースへのアクセス



ジェンダーやセクシュアリティ、ダイバーシティに関する書籍を蔵書しています。また、学内外のジェンダーやセクシュアリティに関するイベント情報、小冊子、相談先の情報にもアクセスできます。

③ 個別相談



ジェンダーやセクシュアリティを中心としたダイバーシティに関するについて、専門の知識や経験をもった職員に相談することができます。相談された内容のプライバシーは守られます。

開室時間

毎週火・木・金曜日 10:00-16:30

※開室日時が変更になる場合があります。
最新の開室情報はSNSでご確認ください。

場所

研究機構棟 3階309
(ダイバーシティ推進センター内)

HP・SNS




webサイト



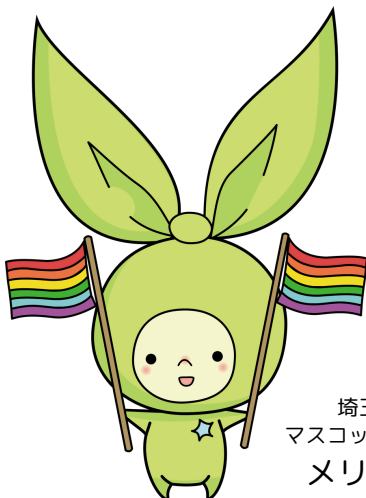
Instagram





教職員向け 性の多様性 学生対応ガイド

埼玉大学ダイバーシティ推進センター 発行



埼玉大学公式
マスコットキャラクター
メリンちゃん

目次

1. はじめに
2. 性の多様性を前提にした行動を行う際に大切なこと
3. 教育の場での具体的な対応について
 - (1) 授業等での呼称
 - (2) 授業におけるグループ分け
 - (3) アンケート調査等における性別
 - (4) 学外実習（教育実習等）の履修
4. 大学における性別変更等の取扱いについて
5. 性別情報の取扱いについて
6. 学生から相談を受けたら
7. さいごに

1. はじめに

埼玉大学では、ダイバーシティ宣言を行い、年齢、国籍、社会的出身、人種、民族、文化、宗教、言語、障がい、性別、性自認、性的指向などによる差別やハラスメントに敏感な環境を積極的に整えることを確認し合いました。

このたびその一環として、性的指向、性自認=SOGI(Sexual Orientation and Gender Identity)による差別やハラスメントへの対応を進めるため、教職員のための「性の多様性 学生対応ガイド」を作成しました。

今回のガイドは、特に性的マイノリティの学生が、不適切な言動、行動によって傷ついたり、存在を否定されたと感じずに、安心して就学できる環境をつくるために求められることや現状での具体的な対応方法について記しています。

是非ご一読ください。

2023年10月

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

埼玉大学ダイバーシティ宣言（2020年5月）（抜粋）

年齢、国籍、社会的出身、人種、民族、文化、宗教、言語、障がい、性別、性自認、性的指向などによる差別やハラスメントに敏感な環境を積極的に整えることによって、埼玉大学は、多様な学問と多様な学生・教職員が集う大学として、さらに構成員の個性を活かし、より質の高い教育、研究、社会貢献に、自信と誇りを持って取り組むことが可能になります。

本学は、上記の理念に基づき

- ・多様な学問と多様な学生・教職員によって教育・研究・就労の場が構成されているという認識を全学生・教職員が共有し、理念を実現するよう、研修等を実施し、意識啓発に努めます。
- ・教育・研究・就労の場に多様な人材を配置するよう、ポジティブアクション等を採用し、その実現に努めます。
- ・教育・研究・就労の場における制度や慣行、設備などについて意見を収集し、多様性の尊重に向けて見直します。
- ・教育・研究・就労の場において多様性を尊重した環境づくりのため、あらゆる差別に抵抗します。

2. 性の多様性を前提にした行動を行う際に大切なこと

性的指向・性自認は、本人が言わない限り、周囲にはわかりません。そのため、「自分の身のまわりに性的マイノリティはいない」という思い込みに基づく言動によって、性的マイノリティの学生の心身が、深く傷つけられ、その就学環境が著しく損なわれることがあります。

性的指向・性自認を言うか言わないかは本人が判断する問題です。本人が言わないでいても、教員の側は、性的マイノリティをいないことにしたり、「普通」ではない人として扱わないよう、十分に気をつける必要があります。

性的指向・性自認は多様です。その前提に立ち、性の多様性への配慮を身につけていくために大切なこと、そして守らなければならないことは以下の通りです。

1. 性的マイノリティの学生・教職員はどこにでもいるという認識で、発言・行動する。全ての学生を異性愛・シスジェンダー(=出生時に割り当てられた性別のまま生きる人)だと決めつけない。同時に、カミングアウト(=自らの性的指向や性自認について公にすること)は決して強要しない。

2. 自分の言動が性の多様性を前提としたものになっているか確認する。異性愛中心、シスジェンダー中心になっていないか、という視点をもつ。

3. セクシュアリティやジェンダーに関わる「普通」を問い直し、「普通」という表現には気を付けるようにする。

4. 社会的な「女らしさ」「男らしさ」に当てはまらない言動を揶揄・否定しない。「女/男らしくない」といった発言は行わない。

5. 「女/男らしさ」に当てはまらない人や性的マイノリティを揶揄・差別する言動をみたら、即座に介入し、差別をやめさせる。

6. 日頃から多様性を尊重した言動をとり、学生からの信頼を得るよう努める。

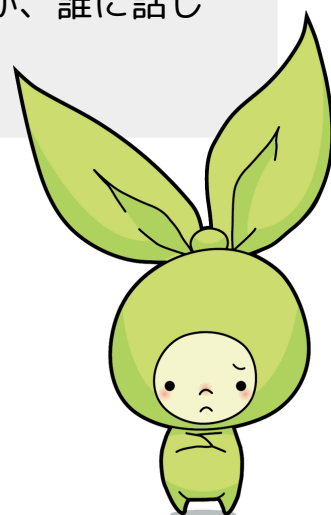
7. 性の多様性を想定しない等、差別行為をしてしまったのではないかと思った際は、即座に謝罪し、言動を訂正する。

8. アウティング*となる行為は行わない。学生の個人情報について、本人の同意を得ずに、他に伝えない。

9. 困ったときは、ダイバーシティ推進センター等に相談する。
お問い合わせ：diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp

*アウティング：

本人の同意なしに、周囲が、当人の性的指向/性自認等について公言してしまうことをアウティングと言います。セクシュアリティは個人のプライバシーであり、本人の同意なしに、周囲が当人の性的指向/性自認等について言及することは重大な人権侵害にあたります。カミングアウトをする/される場合は、誰に話しているか、誰に話しているかを相互に確認することが必要です。



3. 教育の場での具体的な対応について

(1) 授業等での呼称

- 授業や窓口で用いる呼称については、相互の関係が構築されるまでは性別で使い分けないようにするなどの配慮をする。
(例えば、「~さん」と統一して呼ぶ等)
- 語学の授業における呼称や使用する人称代名詞については、学生が希望を伝えることのできる機会を確保する。学生から希望があった場合は、希望する呼称や人称代名詞を用いる。

(2) 授業におけるグループ分け

- 男女でのグループ分けは基本的に行わないようにする。スポーツ実技を含め、男女別の要素がある科目についてはシラバスに明記し、必要に応じ、学生からの相談を受け付ける。

(3) アンケート調査等における性別

- アンケート調査等で性別情報が必要な場合は「男性」「女性」の二択ではなく、「その他」や「回答しない」、または、自由記述欄を設ける等の配慮を行う。

(4) 学外実習（教育実習等）の履修

- 校外実習では、実習先の方針や設備を変えることが難しい場合が想定されるが、本学の理念に基づき、性のありようにかかわらず、希望するすべての学生が実習できるよう、学生と相談をしながら、実習先との調整等を行う。また、宿泊を伴う合宿などを行う場合は、学生が事前に相談できる機会を作り、学習の機会を妨げることがないように配慮する。

※対応が必要な場合、ダイバーシティ推進センターへご相談ください。

4. 大学における性別変更等の取扱いについて

埼玉大学の学生で性別違和をもつ学生は、所定の手続きで、通称名及び戸籍と異なる性別を使用することができるようになっている。変更を希望する（または使用を中止する）学生は、所属学部等の担当係に申し出て、所定の手続きを経て、これが可能となる。2022年12月からは、成人年齢の引下げに伴い保護者による承認は不要でこの手続きをとることができる。通称名等の使用が可能となった場合や使用を中止した場合は、届出のあった情報をもとに学生証を発行している。

5. 性別情報の取扱いについて

不特定多数の学生や教職員に公表される名簿等については、原則として性別欄を削除している。性別も要配慮個人情報の一要素になり得ることから、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることのないよう留意する。

6. 学生から相談を受けたら

学生に寄り添う気持ちを示し、何に困っているのか等を確認し、必要に応じて、ダイバーシティ推進センターを学生に紹介する。また、対応において情報共有が必要と考えられる場合は、情報共有の範囲について本人に確認する。



7. さいごに

性的指向・性自認に関連した、学生との関わりで困った場合は、各学部のダイバーシティ推進員の教員、または、ダイバーシティ推進センターにご相談ください。

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

電話：048-858-3110

E-mail：diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp



推進員リスト

DEIコミュニティラウンジ「SAiTO」

DEIコミュニティラウンジ「SAiTO」は、ジェンダー、セクシュアリティを中心としたダイバーシティに関心のある埼大生のための居場所です。

※DEI：Diversity, Equity and Inclusionの頭文字で、「多様性」「公平性」「包括性」という意味

場 所：研究機構棟3階309
(ダイバーシティ推進センター内)

開室日時：毎週火・木・金曜日

10:00-16:30

(13:00-14:00 一時閉室)



webサイト



Instagram

外部相談窓口

にじいろ県民相談（埼玉県LGBTQ県民相談）

受付日時：毎週土曜日（年末年始を除く）

18:00~21:30（相談時間は22時まで）

相談対象者：性的指向・性自認に関する悩みがある方及びその周りの方など（埼玉県内に在住、及び在勤の方）

相談方法：電話による相談 電話番号 0570-022-282（ナビダイヤル）
LINEによる相談……右のRQコードから

相談費用：無料(ただし、電話の通話料及びSNSのデータ通信料は、相談者の負担となります。)



教職員向け

カラーユニバーサルデザイン ガイド (色覚多様性)

埼玉大学では、ダイバーシティ推進宣言を行い、多様な人々の人権が尊重されるという「多様性」(ダイバーシティ)の理念と、その多様な誰もが安心して学び、働き、活躍できる機会を保障するという「包摂」(インクルージョン)の理念を、大学のすべての取組の礎とし、みなさんの知と経験を結集し、ダイバーシティ環境の実現に努めることを確認しました。

このたびその一環として、「カラーユニバーサルデザイン(色覚多様性) ガイド」を作成しました。

今回のガイドは、一般色覚と呼ばれる多数派とは異なる、色の見え方や感じ方をもつ色覚少数派の存在について学ぶと共に、色覚の個人差を問わず、より多くの人に利用しやすい印刷物等のデザインのあり方について記した情報ガイドです。

是非ご一読ください。

2024年11月

埼玉大学ダイバーシティ推進センター

●色覚の多様性とは

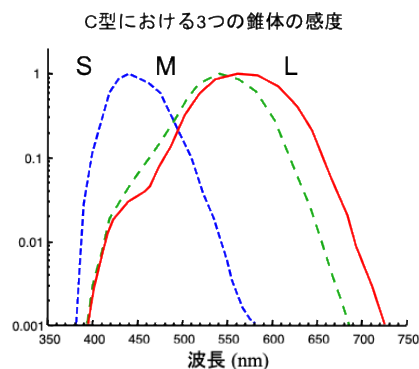
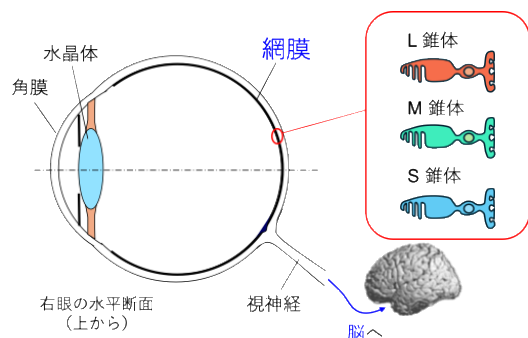
人の色の見え方や感じ方は、個人差があります。そのうえで、「一般色覚」と呼ばれる多数派と、色の見え方や感じ方が異なる少数派色覚の人が存在します。これまでは、一般色覚と少数派色覚は、「正常」か否かで判断されることがありましたが、ここでは、色の見え方は多様だという視点を基礎に置きます。

そのうえで、少数派色覚の人に見分けにくい色の使い方を知り、色覚の個人差を問わず、より多くの人々が利用しやすい情報提供のあり方を考えていきます。

●色の見える仕組み

・目に届いた光が角膜および水晶体を通り、網膜に像を結ぶ。網膜には「視細胞」という光センサーがあり、光の刺激を受けると、電気信号に変換して脳に伝え、脳で色を認識する。

・視細胞には、L錐体、M錐体、S錐体の3種類があり、最も強く反応する光の波長(色)が微妙に異なる。いずれかの機能の特徴が異なると、色の見え方が変わる。



●色覚少数派の人数

少数派色覚の人は、日本人の男性の20人に1人(5%)、女性の500人に1人(0.2%)程度、存在しています。

埼玉大学の男子学生数(学部)は、概ね、4400人おり、その5%は220人の計算になります。加えて、女子学生、大学院生、教職員をあわせると、より多くの少数派色覚の人がキャンパス内にいることが想定されます。

授業資料、その他の印刷物の見えにくさで、日常的に困っている人がいることに目を向ける必要があります。

●カラーユニバーサルデザインのポイント

カラーユニバーサルデザインとは、色覚の個人差を問わず、より多くの人に利用しやすいデザインのことを指します(色覚少数派を特別扱いするのではなく、インクルーシブなデザインを目指すことが重要です)。

◆気を付けたい点

- ・少数派色覚の人が見分けにくい色の配色について知り、できるだけ、誰もが見分けやすい配色を選ぶ(色を使わない方法も検討する)
- ・色による情報だけでなく、説明する言葉を付けるなど、色だけに頼らない情報提供を心がける
- ・チェックツール(4p参照)を使いチェックする

・黒背景に赤い文字は見えづらい



NG例



よい例

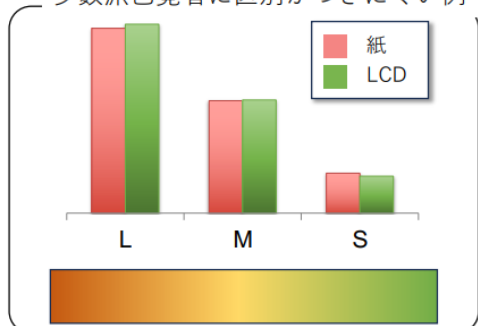


・緑と赤や茶色の組み合わせは見分けにくい

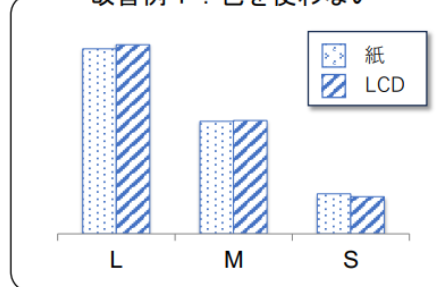
・黄緑と黄色は見分けにくい

グラフの例

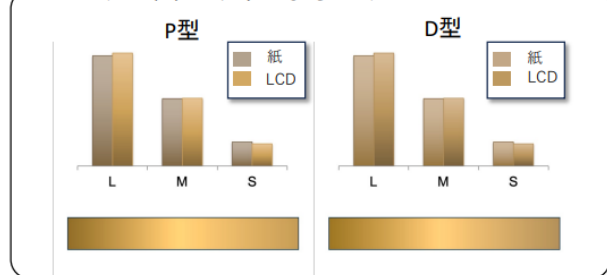
少数派色覚者に区別が付きにくい例



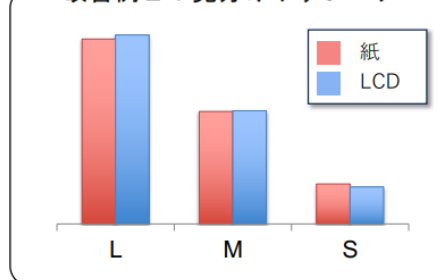
改善例1：色を使わない



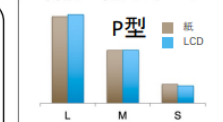
チェックアプリによるシミュレーション



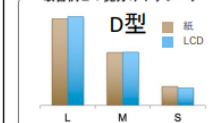
改善例2：見分けやすいペア



改善例2：見分けやすいペア



改善例2：見分けやすいペア



カラーユニバーサルデザイン

チェックリスト

- 内容を白黒にしても理解できるようにする
- 色だけに頼らない情報提供の仕方にする(文字情報を追記するなど)
- 色の名前を用いたコミュニケーションがなされることが想定される場合は、色の名前を記載する

- 彩度の低い色同士の組み合わせは行わない
- 色の塗分けに、色以外の模様を併用する
- 色の境目に輪郭線を入れ、色同士を見分けやすくする
- 折れ線グラフなどで複数の色を用いる場合、実線のみではなく、破線や点線等の線型を併用する、線の太さを変える、シンボルの形を変えるなど、色だけに頼らない工夫をする

チェックツール

色覚シミュレーションツール

P型、D型、T型と、C型(一般色覚)の色の見分けにくさの違いを可視化し、比較できるアプリ。



色のシミュレーター

無料アプリ

アンドロイド



iPhone



※なお、少数派色覚の方に色の見え方を補助するアプリに「色のめがね」があります。

発行 埼玉大学ダイバーシティ推進センター 電話 048-858-3110

E-mail: diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp

監修 理工学研究科 栗木一郎

大学での困りごとがあった場合は、下記の窓口が対応しています！

QRコードは、HPにリンクを貼っています。各窓口のHPに、メール等の連絡先も記されています。

保健センター

健康相談、カウンセリング
医師、看護師が常駐しています。

平日 9時～16時
TEL 048-854-5356

教職員
学生



障がい学生支援室

心身の障がいに伴う
修学上の配慮の提供に関する相談

月～金 10時～16時
TEL 048-858-3030

学生
教員



ハラスメント

学内のハラスメントに対応します。
ホットライン
048-858-9138

教職員
学生



キャリアセンター

アドバイジング、カウンセリング
イベント、各種セミナー等

平日 9時～17時
TEL 048-858-3767

学生



総合相談窓口

学生

さまざまな質問や相談に応じています

平日9時～16時45分
TEL 048-858-9045

全学講義棟1号館 1階
学生センター内



留学の相談

学生

留学についての相談窓口
留学・国際交流課



学生相談室

学生

授業や研究、人間関係や
将来のことなど。

平日 9時半～16時半
TEL 048-858-9258



DEI コミュニティラウンジ SAITO

学生

ジェンダー・セクシュアリティ
に関する相談等

火・木・金 10時～16時



留学生相談室

学生

留学生の方の勉学、生活上の悩み事に対応します。
留学生相談室(OASIS)
Office of Advising Services for
International Students

Education & Student Services Bldg.



ダイバーシティ相談

教職員

学内の子育て・介護の相談、
ワーク・ライフバランス、その他
ダイバーシティに関する相談

ダイバーシティ推進センター



ピアサポートルーム

学生

学生生活の悩みなど
学生ピアサポーターと
相談し合えます。

月・火・木 10時～17時



埼玉大学は、2020年5月に「[ダイバーシティ宣言](#)」を定め、年齢、国籍、社会的出身、人種、民族、文化、宗教、言語、障がい、性別、性自認、性的指向などによる差別やハラスメントに敏感な環境を積極的に整えることを宣言しています。



情報セキュリティ・倫理マニュアル

安心して情報システムを利用するための10か条

1. OSやソフトウェアは常に最新版にしましょう

PCやスマートフォンの基本ソフトウェア（OS）やアプリケーションソフトウェアを更新して、セキュリティ対策を最新にしましょう。

2. ウイルス対策を徹底しましょう

IDやパスワードを盗んだり、遠隔操作を行ったり、ファイルを勝手に暗号化するウイルスが増えています。PCやスマートフォンにはウイルス対策ソフトを導入しましょう。

3. ID・パスワードは適切に管理しましょう

IDとパスワードは本人であることを証明する大切な情報です。パスワードは、第三者に「教えない」「知られない」ようにしましょう。容易に推測される誕生日、名前などを使ったり、同じパスワードを使い回したりするのはやめましょう。多要素認証が利用できる場合は有効にしましょう。

4. 不審なメールは無視（削除）しましょう

不審なメールのリンクのクリックや、添付ファイルを開くとウイルスに感染する可能性があります。メールの差出人を確認し、知らない人から届いたメールは無視（削除）しましょう。差出人の「なりすまし」を防ぐため、メールソフトやスマートフォンなどのフィルタ機能を上手に使いましょう。

5. 情報管理に注意しましょう

ウイルス感染やネットワークの侵入、PCやUSBメモリの盗難・紛失により個人情報が漏洩する事件が多発しています。個人情報や機密情報を含む重要なファイルはパスワードでロックして、管理を徹底しましょう。なくなると困る重要なファイルはバックアップを作成して適切に保管しましょう。

6. Webページの通信が暗号化されているか確認しましょう

Webページでパスワードやクレジットカード番号などを入力するときは、盗聴や改ざんを防ぐため通信暗号化を確認しましょう。Webページのアドレス先頭が「https://」となっているか、Webブラウザのアドレス欄に鍵「🔒」マークが表示されていれば通信が暗号化されています。

7. 著作権などの知的財産を侵害してはいけません

著作物やデザインを無断で複製したり、WebページやSNSに掲載したりしてはいけません。正当なライセンスのないソフトウェアを使用したり、違法ダウンロードしたりしてはいけません。

8. 掲示板やSNSは注意して利用しましょう

現実社会と同様にインターネット上でもルールやマナーを守り、掲示板やSNSで個人等を誹謗中傷してはいけません。書き込みはうのみにせず、デマやフェイクニュースでないか確認しましょう。

9. 個人情報やプライバシー情報を守りましょう

インターネット上に、安易に個人情報やプライバシー情報を公開することは危険です。自分や家族、友人の個人情報をSNSに掲載するときは、情報の公開範囲に注意しましょう。写真を公開するときは、一緒に写った人に事前に許可を取りましょう。

10. 情報セキュリティに関する理解を深めましょう

情報システムの安全な利用には情報セキュリティに関する正しい知識が大切です。情報セキュリティeラーニングの受講などによって、情報セキュリティ対策を学びましょう。

★その他法令を遵守しましょう★

埼玉大学情報メディア基盤センター



埼玉大学
マスコットキャラクター
メリンちゃん





Information Security / Ethics Manual



10 items for using the information system with confidence

1. Keep your OS and software up to date

Always update the basic software (OS) and application software on your PC and smartphone to keep your security measures up to date.

2. Ensure comprehensive virus protection

Viruses that steal IDs and passwords, perform remote control, or unauthorizedly encrypt files are on the rise. Install antivirus software on your PC and smartphone.

3. Manage your IDs and passwords properly

IDs and passwords are crucial information to prove your identity. Make sure your password is not "disclosed" or "known" to third parties. Avoid using easily guessable information such as birthdays or names, or reusing the same password. If multi-factor authentication is available, enable it.

4. Ignore (delete) suspicious emails

Clicking on links or opening attachments in suspicious emails can lead to virus infections. Confirm the sender of the email and ignore (delete) emails from unknown senders. Make effective use of email software or smartphone filters to prevent sender impersonation.

5. Pay attention to information management

There have been many incidents of personal information leaks due to virus infections, network intrusions, and theft or loss of PCs and USB memory devices. Lock important files containing personal or confidential information with a password to ensure thorough management. Make backups of important files that you do not want to lose and store them appropriately.

6. Verify if web page communications are encrypted

When entering passwords or credit card numbers on a web page, check for encrypted communication to prevent eavesdropping or tampering. If the web page address starts with "https://" or if the browser's address bar displays a padlock symbol "🔒," the communication is encrypted.

7. Do not infringe on intellectual property such as copyrights

Do not reproduce copyrighted works or designs without permission, and refrain from posting them on web pages or social media. Do not use software without proper licenses or engage in illegal downloads.

8. Use bulletin boards and social media with caution

Just as in the real world, you should observe the same rules and manners on the Internet and do not slander or defame individuals on bulletin boards and social media. Do not believe what you read, and make sure that it is not a hoax or fake news.

9. Protect personal and privacy information

It is dangerous to casually disclose personal or privacy information on the Internet. When posting personal information of yourself, family, or friends on social media, pay attention to the scope of information you disclose. When publishing a photo, ask permission from the person in the photo in advance.

10. Deepen your understanding of information security

Correct knowledge of information security is essential for the safe use of information systems. Learn about information security measures through security e-learning and other resources.

★Comply with other laws and regulations★

Information Technology Center, Saitama University



Merin chan
Mascot of
Saitama University



春の一斉行動キャンペーン



ネットでは 利用者みんなが 責任者

情報通信の安心安全な利用のための標語（2024年度入賞作品）
～“優しさ”“思いやり”あふれるメッセージを～

情報通信における安心安全推進協議会
ネット社会の健全な発展部会

【参加団体】（一社）安心ネットづくり促進協議会 / （一社）インターネットコンテンツ審査監視機構 / （一社）セーフティーインターネット協会 / （一社）テレコムサービス協会 / （一社）電気通信事業者協会 / （一社）日本インターネットプロバイダー協会 / （一社）日本ケーブルテレビ連盟 / （一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム /
【事務局】（一財）マルチメディア振興センター

後援：総務省 文部科学省 警察庁 法務省

奨学支援担当係からのお知らせ

「奨学支援」トップページはこちら
https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/shougaku/



資料5-2

日本学生支援機構 奨学金予約採用候補者の方へ

埼玉大学/大学院へ進学したことを日本学生支援機構へ届け出る手続（**進学届のオンライン入力**等）が必要となります。

STEP 1 ▶ 最初に日本学生支援機構が公開する動画をご覧ください。

STEP 2 ▶ 新入生ガイダンス等で学生証を受領後、以下の書類を奨学支援担当に提出してください。

- ・採用候補者決定通知… [進学後記入欄] を記入済みのもの（原本）

授業料減免等

学部学生 ▶ 高等教育の修学支援新制度における授業料減免を希望される方は、日本学生支援機構の給付奨学金に申請することで、授業料等減免の申請手続きとなります。申請手続は当係のホームページに掲載されております。

大学院生 ▶ 新入生の次期（後期）授業料免除申請は9月ごろ受付予定です。

給付（学部生のみ・授業料減免を含む）、貸与（大学院も含む）奨学金 新規申込希望の方へ

進学前に日本学生支援機構奨学金の予約申請を行わなかったため、新規に申請したい方に奨学支援担当窓口にて申込冊子を配布しております。窓口へ取りに来ていただくか、郵送にてご請求ください。

在学生の申込も可能です。院生は4月下旬、学部生は5月中旬が申請期限となります。

※ 2025年度より、学部生で多子世帯（扶養される子が3人以上）の場合は、高等教育の修学支援新制度により、所得制限なしで授業料が免除されます。

日本学生支援機構以外の奨学金

地方公共団体・民間財団から募集案内があった場合は、奨学支援ホームページにてお知らせします。

なお、大学を通さず、申請者ご本人が地方公共団体や民間財団へ直接応募し、奨学生として採用された場合は、奨学支援担当係窓口にて採用された旨をご連絡ください。

※奨学支援HPより「地方公共団体及び民間財団等の奨学金について」をご覧ください。

詳細は 学生生活支援室「奨学支援」のページへ



https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/shougaku/J-NEW/

「【新年度】日本学生支援機構（JASSO）奨学金の手続案内について」を確認

日本学生支援機構 動画
採用候補者



<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/moshikomi/yoyaku/yoyakukouhosha/movie.html>

埼玉大学入学前に奨学金を申し込んでいた方はこちら

日本学生支援機構 動画
在学採用



<https://www.jasso.go.jp/shougakukin/moshikomi/zaiyaku/flow.html>

埼玉大学入学後に奨学金を申し込みたい方はこちら

▲必ずアクセスしてください!!▲

奨学支援担当係について

- ★窓口… **A10** 全学講義棟1号館1F学生センター内(平日8:45~16:45)
※中央階段近く、教育学部係カウンター向かい
- ★業務… 主に**奨学金**関係や、**授業料減免**関係を担当
- ★当係からのお知らせ… 申請時期等は、原則、**奨学支援ホームページ**や**CampusSquare**にて案内します。

★お知らせは随時**自分で**確認してください★

各種募集の案内は**CampusSquareのお知らせ**にて行います。また、貸与・給付を受ける奨学生となった方への在籍報告や継続申請等、年間を通して必要な手続についても、**CampusSquareのお知らせ**でご案内します。当係で案内する手続等は、期限を超過した場合は認められないため、見落とさないよう注意が必要です。**携帯端末等にメッセージが届くように転送設定**をして、必ず確認ができるようにしておくことをお勧めします。

★当係からの電話連絡について★

授業料減免等や奨学金のことで、重要で緊急性の高い連絡を行う際は**電話**でお知らせすることがあります。連絡がつかないまま各種申請や受給の資格を失う事がないようご注意ください。着信があり、すぐに出ることができなかった場合は必ず折り返してください。当係の電話番号を携帯電話のアドレス帳に登録することをお勧めします。



学生支援課 奨学支援担当係
048-858-3033 ◀番号登録してね!!!
平日9:00~12:15、13:15~17:00



学部生対象

学費のことで不安がある方へ

「高等教育の修学支援新制度」のご案内 ～返還不要の支援が受けられます！～

一定の年収以下の世帯や、多子世帯（扶養する子3人以上）を対象に、**入学金・授業料の減免と給付型奨学金の支給**を行うことで、学生の学びを経済的に支援する国の制度です。

在籍する大学の
学費減免日本学生支援機構から
返済不要の奨学金

▶本制度は、**日本学生支援機構の給付型奨学金に申請し、採用となった方**が利用できる支援です。

▶支援額は、家庭の収入に応じて分類される「支援区分」ごとに異なります。（詳細は右表を参照）

支援区分	減免後の学費納付額		奨学金給付月額	
	多子世帯	多子世帯非該当	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	0円		29,200円	66,700円
第Ⅱ区分	0円		19,500円	44,500円
第Ⅲ区分	0円		9,800円	22,300円
第Ⅳ区分 (多子世帯に限る)	0円		7,300円	16,700円
多子世帯	0円		0円	0円

【参考】入学金：282,000円
年間授業料：令和8年度入学者（3年次編入学生除く）642,960円
上記以外の学生 535,800円
※夜間主コース、長期履修生については上記金額と異なります。

★【新入生】高校で日本学生支援機構の給付奨学生の予約申請を行い、採用候補者となった方

入学後（学生証受領後）速やかに「採用候補者決定通知【進学先提出用】」に必要事項を記入の上、**奨学支援担当係**へ提出してください。提出後、WEB上で進学届の入力を行うことで「採用者」となります。進学届の入力が行われない場合は採用者となりませんので、必ず入力を行ってください。進学届の入力に関する案内は、「採用候補者決定通知」の提出と引き換えにお渡しします。なお、貸与奨学金のみ採用候補者となっている方についても、同様に進学届の入力が必要です。

★在学中の申請を考えている方

…春・秋の**毎年2回**、定期的に募集を行います。

※春の募集で不採用となった方は、秋の募集で再度申し込み可能です。

※家計急変採用もありますので、生計維持者の失業・死亡等で家計が急変した場合は、**急変事由の発生後すぐに奨学支援担当係**に問い合わせ願います。家計急変採用は申請可能な期限（3カ月）が過ぎると受理できませんのでご注意ください。

	春（在学一次）	秋（在学二次）
募集時期	4月～5月上旬	9月
振込開始月	7月又は8月	11月又は12月
奨学金受給	4月分より	10月分より
入学金 ※新入生のみ	減免対象	減免なし
授業料	前期分より減免	後期分より減免

★注意

- ・高等教育の修学支援新制度の適用を受けるには年齢・収入・資産・国籍等の制限があります。
- ・所得制限なしで**多子世帯（扶養する子3人以上）の学費が全額免除**される制度の利用希望者は、**日本学生支援機構の給付奨学金**にお申し込みください。
給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます（多くの場合は減額となり、0円となる場合もあります）。
- ・2年生以上は、前年度までに修得した単位数による学業基準を満たしていない場合は不採用となります。
※標準修得単位数…1年次末31単位、2年次末62単位、3年次末93単位
- ・支援区分は1年ごと（毎年9月）にマイナンバーを通じ前年の収入・扶養状況等により支援区分が見直され、「支援区分外」とされた期間中の学費減免・給付奨学金は受けられません。
- ・高等教育の修学支援新制度とは別に、大学が独自に被災した学生方等を対象とした**授業料免除**を実施することがあります。募集の際は**奨学支援ホームページ**、**CampusSquare**でお知らせいたします。

「奨学金」制度のご案内

▶日本学生支援機構の貸与奨学金について

日本学生支援機構では、給付（もらう・返還不要）奨学金の他、**貸与（借りる・要返還）奨学金**を申し込むこともできます。給付奨学金との併用も可能です。原則、大学を卒業してから返還していくことになります。

- ・**申込方法** …給付奨学金と同様です。大学入学後、**毎年2回**行う募集の際に申し込みください。
※高校時に予約申請を行い「採用候補者」となっている場合は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を大学に提出してください。
- ・**貸与奨学金の種類** …第一種（利子なし）、第二種（利子あり）があります。新入生は入学時の特別増額も可能です。
- ・**申請資格、審査** …給付より基準は低くなりますが、家庭の収入や成績等による審査があります。
- ・**緊急、応急採用** …年2回の定期的な募集によらず、随時受付可能ですので、家計が急変した方はすぐにご相談ください。

※**返還支援制度**…返還額の一部または全額を支援する制度です。地方公共団体が地元企業等に就職した方を対象に行うものと、就職先企業が従業員に対して行うものがあります。



▶埼玉大学基金奨学金、民間財団・地方自治体等の奨学金

- ・**埼玉大学基金奨学金**…企業等から埼玉大学への寄附金を原資とする**給付奨学金（返還不要）**です。
- ・**民間財団・地方自治体等の奨学金**…各種団体が募集する給付・貸与奨学金です。埼玉大学に推薦枠をいただいている奨学金もあり、4～5月に募集が集中する傾向にあります。

⇒各奨学金により、申請時期・応募条件等は異なります。募集の際は、**奨学支援ホームページ**でご案内いたします。民間財団等の奨学金は大学に案内がない奨学金も多くありますので、ご自身で検索してみることをお勧めします。

裏面もご覧ください！▶▶▶

参考サイトURL集

▼日本学生支援機構 (JASSO)



奨学金制度の種類と概要

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/>



進学資金シミュレーター

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

※奨学生に採用されるか大まかに調べることができます。

▼埼玉大学



学生生活支援室 奨学支援のページ

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/shougaku/

※ブックマークしておくことをお勧めします。



埼玉大学HP 授業料

https://www.saitama-u.ac.jp/student/school_expenses/

※授業料の納付方法・金額など、学費に関する情報を掲載。引き落とし口座の登録もこちらから可能です。



高等教育の修学支援新制度について

【奨学支援のページ】

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/syuugakusienn/



埼玉大学基金及び地方公共団体・民間財団等の奨学金【奨学支援のページ】

https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/minkan/

年間スケジュール

4 月	<p>★日本学生支援機構奨学金「進学届」提出 貸与・給付 ※高校での予約採用で奨学生となった新入生を対象とする 採用者決定通知を大学へ提出したのち、Web上で手続を行うことにより、奨学金の受給が開始されます。</p> <p>●在籍報告 給付のみ 2年生以上の給付奨学生はWeb上で「在籍報告」を毎年行います。期限までに報告がない場合は、給付奨学金の振込みが止まります。</p>
～5月 上旬	<p>★日本学生支援機構奨学金申請受付（春の在学一次採用） 貸与・給付 ※高校での予約採用で奨学生となった新入生を除く 給付奨学金に採用された場合は、前期分授業料の減免が適用されます。4月入学の新入生は、入学科も減免の対象です。奨学金は給付・貸与ともに4月分から受給することができます。給付・貸与を併用することも可能です。4月頃より窓口で申請書類を配布します。 ※所得制限なしで多子世帯（扶養する子が3人以上）の学費が全額免除される制度の利用希望者は、給付奨学金へのお申し込みが必要です。</p>
8 月	<p>●入学科・前期分授業料減免結果の通知 給付のみ 支援区分に応じた学費の減免額をCampusSquareでお知らせします。多子でない第Ⅱ～Ⅲ区分、支援区分外、春の在学一次採用を申請し給付奨学生不採用の方は減免されなかった分の学費をお支払いいただきます。 ※入学科の減免は、4月入学の新入生のみ対象です。</p>
9 月	<p>★日本学生支援機構奨学金申請受付（秋の在学二次採用） 貸与・給付 高校での予約採用や春の募集に申し込んだが不採用となった方も再申請が可能です。春の募集で申し込みをし忘れた方はこちらで申請できます。なお、給付奨学金採用者は、後期分授業料より減免が適用されます。9月上旬より窓口で申請書類を配布します。</p> <p>●支援区分見直し 給付のみ 日本学生支援機構が生計維持者の経済状況を確認し、来年度9月までの1年間の支援区分が決定されます。「支援区分外」となった場合、給付奨学金は10月分以降停止され、授業料減免は後期分以降適用されません。</p>
12 月	<p>●後期分授業料減免結果の通知 給付のみ 支援区分に応じた学費の減免額をCampusSquareでお知らせします。多子でない第Ⅱ～Ⅲ区分、支援区分外、秋の在学二次採用を申請し給付奨学生不採用となった方は減免されなかった分の学費をお支払いいただきます。</p> <p>★適格認定（学業） 貸与・給付 来年度も奨学金の受給を続けるかどうかWeb上で「継続届」を毎年提出します(貸与のみ)。提出しない場合、次年度から奨学金が受給できなくなります。成績による奨学金来年度継続の可否を審査する「適格認定（学業）」が行われ、結果によっては受給者が奨学金を継続希望していても、次年度から打ち切りとなることもあり得ます。</p>

※授業料の金額・徴収時期・納付方法について

埼玉大学の授業料は年額を2回に分けて半期ごとにお支払いいただきます。口座登録をされている方は、5月末に前期分、11月末に後期分を口座振替により自動で引き落としされます。ただし給付奨学生および給付奨学金申請者の方は、減免結果が通知されるまでは徴収が猶予され、通知後に実施する口座振替で授業料を納付します。

お問い合わせ先 ▶ 埼玉大学 学務部 学生支援課 奨学支援担当係

- ・ 〒338-8570 さいたま市桜区下大久保 255
- ・ 窓口…A10 全学講義棟 1号館 1F 学生センター内〔平日 8:45～16:45〕
- ・ TEL… 048-858-3033〔平日 9:00～12:15、13:15～17:00〕



埼玉大学マスコットキャラクター
×リンちゃん

2026年度新入生向け

留学ガイダンス



日時

4月7日（火）

お申し込みはこちらから



【午前の部】

9:30～12:00 全体説明

【午後の部】

①13:15～15:15 留学経験者とのフリートーク

②15:30～17:00 Global Talk Circuit -世界の友だちと話してみよう

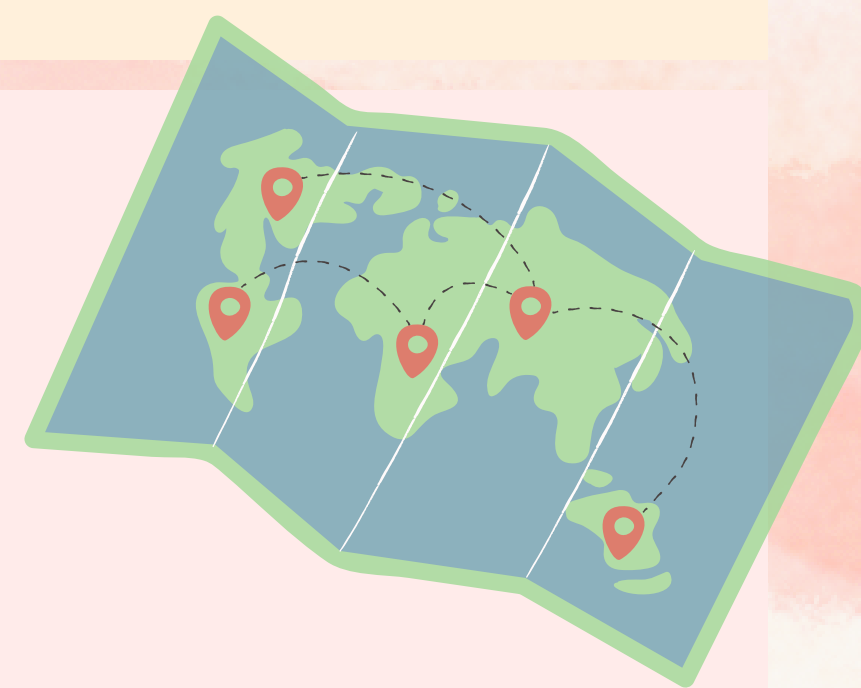
場所

【午前の部】 全学講義棟 1号館1-301講義室

【午後の部】

①全学講義棟 1号館1-302～305講義室（予定）

②全学講義棟 1号館1-205講義室



内容

【午前の部】

- ・派遣(交換)留学制度について
- ・特別教育プログラム Global Youth(GY) について
- ・English Resource Center(ERC) について
- ・学内の国際交流活動について
- ・留学体験報告

Global Youth (GY)プログラム とは？

SDGs(持続可能な開発目標)を正しく理解し、
人権を遵守、社会的、経済的、環境的に責任ある行動を取る
「グローバル市民」として活躍することを目指す全学部生対象の
プログラムです。
必須である留学やインターンシップを経験し、分野横断的な幅広い
国際的知見を身につけます。

【午後の部】（予定）

- ①派遣留学経験者(地域別)とのフリートーク
- ②世界各国から来た交換留学生のブースを順番に巡りながら、
交流を楽しむイベントです。語学に自信がなくても先輩たちがサポートします！いろいろな国の学生と出会って、
自分の世界を広げてみませんか？

問い合わせ先： 留学・国際交流課 留学交流担当
E-mail: outbound@gr.saitama-u.ac.jp

令和8年2月19日
研究費不正使用防止推進室

学生のみなさんへ

知っていますか？ 研究費の不正使用

研究費の不正使用とは、研究費を私的に流用又は着服することのみならず、実態とは異なる謝金・給与・旅費の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反した使用をいいます。

研究費の原資は、そのほとんどが国民の貴重な税金によりまかなわれていますので、このような研究費の不正使用は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

これらのうち特にみなさんに関係するものとしては、研究室の業務補助などを行い支払われる謝金・給与・旅費の受給が考えられます。

本学からの謝金・給与・旅費の受給にあたっては、例えば**以下の行為は研究費の不正使用(不正受給)に該当しますので、絶対にしないでください。**

カラ謝金・カラ給与

・実際には業務を行っていないにもかかわらず、大学に虚偽の勤務表を提出し、従事していない業務に対する謝金・給与を受け取ること。

カラ出張・旅費の水増し・旅費の重複受給

- ・実際には出張を行っていないにもかかわらず、大学に事実と異なる出張報告書を提出し、旅費を受け取ること。
- ・安価な交通手段を利用して出張したにもかかわらず、実際よりも高額な旅費を大学に請求し受け取ること。
- ・他の機関から旅費の支給を受けているにもかかわらず、本学に出張報告書を提出し、旅費を重複して受け取ること。

還流行為

- ・事実に基づき適正に本学から支給された謝金・給与・旅費であっても、その全部または一部を、研究室における他の用途に使用することや他の学生に再配分することなどを目的に、研究室においていったん回収するような行為(還流行為)に応じること。
- ※研究室においてこのような還流行為をすることは不適切な行為にあたり禁止されています。

上記の行為を求められた場合や不安に感じるようなことがありましたら、下記通報受付窓口にご相談ください。

○研究費の不正使用の通報受付窓口は、次のとおりです。

埼玉大学総務部総務課

TEL 048-858-3928 e-mail : soumu@gr.saitama-u.ac.jp

<https://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/prevention/index.html#inquiry>

※通報等に関する詳細については、上記 URL を参照ください。

※通報したことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。



To Our Students:

Know What Constitutes Misuse of Research Funds

The misuse of research funds is not limited to personal diversion or embezzlement. It also includes the following:

- Invoicing of honorariums (monetary rewards), salaries and travel expenses that differs from the actual facts and amounts
- Depositing research funds with a supplier as payment for a fictitious delivery
- Misuse of research funds for purposes other than research, either intentionally or as a result of gross negligence
- Misuse of funds in violation of the decision to grant research funds and its conditions

The vast majority of the funds that become research funds come from the hard-earned money the citizens of Japan have paid as tax revenues. The misuse of research funds is therefore impossible to justify for any reason.

Of these various areas, those particularly relevant to you as a student include receiving honorariums, salaries and travel expenses that are paid for helping to run academic laboratories.

With regard to the payment of such honorariums, salaries and travel expenses, **the following examples discuss the misuse (fraudulent receipt) of research funds. You must strictly avoid any such behavior.**

Falsified Honorariums/Falsified Salaries or Allowances

- Reporting fraudulent attendance records to the university and receiving honorariums and salary for work that has not actually been performed.

Falsified Business Travel, Inflated Travel Expenses, Duplicated Travel Expense Receipts

- Submitting fraudulent business trip reports to the university and receiving reimbursement for travel expenses while not actually taking the business trip(s) reported.
- Invoicing the university for travel expenses of greater value than the actual costs incurred and receiving fraudulent travel expense reimbursement while using less expensive means of transportation for business trips.
- Submitting business trip reports to the university and receiving travel expense reimbursement while also receiving travel expense payments from other institutions.

Redirecting Funds

- After being paid honorariums, salaries or travel expenses that you are entitled to from the university, it is strictly prohibited to respond to a request or demand from a laboratory to take a part or all of those funds to use for other purposes in the laboratory or redistributed to other students.

Note: Actions such as laboratories redirecting funds are strictly prohibited.

Please consult with the report reception desk mentioned below if you are being pressured to engage in any of the aforementioned actions, or feeling anxious about the possibility.

- Research Fund Misuse Report Reception Desk
Saitama University General Affairs Department, General Affairs Division
TEL 048-858-3928 e-mail : soumu@gr.saitama-u.ac.jp
<https://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/prevention/index.html#inquiry>

Notes:

1. Please refer to the abovementioned website for details concerning reporting and related matters.
2. Submitting such reports will not be grounds for being subjected to any disadvantage or detrimental treatment.



安全保障貿易管理ハンドブック

2019年(第10版)



その輸出!!その技術!!

ちょっと待った!

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

2019年 6 月

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

安全保障貿易管理ハンドブック 目次

安全保障貿易管理とは	1
日本の輸出規制について	2
リスト規制品	3
キャッチオール規制とは	4
技術提供について	5
技術提供の形態について	6
輸出などの許可	7
輸出者等遵守基準について	8
違反に対する罰則	9
違反事例	10
リスト規制の確認フロー図（参考1）	11
キャッチオール規制の確認フロー図（参考2）	12
HP・問い合わせ窓口の紹介	13
参考・注釈	14
輸出許可申請・各種相談窓口	15

安全保障貿易管理とは

国際的な平和及び安全を維持するための手段の一つです。

○武器そのものの他、高性能な工作機械や生物兵器の原料となる細菌など、軍事的に転用されるおそれのある物が、大量破壊兵器等^{※1}の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないようにするのが安全保障貿易管理です。

○日本を含む国際社会が一体となって安全保障貿易管理に取り組んでおり、日本にとっても、他国やテロリストから攻撃を受けないようにするための方策の一つです。



日本の輸出規制について

日本では、**外為法^{※2}** という法律に基づき輸出規制が行われており、**以下の規制に該当する輸出には事前の許可^{※3}が必要となります。**

リスト規制 😊 重要ポイント！！

- ・ リスト規制品 (3 ページ) に該当する物の輸出

以下の物が規制品としてリストアップされています。

- － 兵器^{※4} そのもの
- － 兵器もしくはその一部になりそうな高い性能を持つ汎用品
- － 兵器の開発などにも利用できる高い性能を持つ汎用品

キャッチオール規制 😊 重要ポイント！！

- ・ リスト規制品に該当するもの以外 (木材、食料品などを除く。) の輸出であって、その 用途 や 需要者 に兵器の開発に関する 懸念がある場合

リスト規制品

**兵器そのものや兵器の開発に利用できる
高い性能を持つ汎用品などを15項目に
リストアップしています。**

○以下のリスト規制品の技術的仕様は貨物等省令^{※5}に記載されています。輸出を予定する物のスペックが、当該仕様に該当するかしないかの判定（該非判定）を行います。

★技術的仕様が記載された貨物等省令については、「貨物等マトリクス表」をご覧ください。（マトリクス表ダウンロード先は13ページ参照。）

- ① 武器 …鉄砲、軍用の細菌製剤、軍用探照灯等
- ② 原子力 …核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、直流電源装置等
- ③-1 化学兵器…毒性物質の原料、耐腐食性の熱交換器、弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
- ③-2 生物兵器…細菌製剤の原料生物、クロスフロー濾過器、凍結乾燥器、密封式発酵槽等
- ④ ミサイル …ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、振動試験装置等
- ⑤ 先端材料 …超電導材料、有機繊維、セラミック複合材料等
- ⑥ 材料加工 …数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
- ⑦ エレクトロニクス …高電圧用コンデンサ、集積回路、半導体基板、周波数分析器等
- ⑧ コンピュータ …高性能電子計算機
- ⑨ 通信関連 …暗号装置、特殊な通信装置等
- ⑩ センサー・レーザ …センサー用光ファイバー、光学機器、特殊カメラ等
- ⑪ 航法関係 …慣性航法装置、衛星航法システムからの電波受信装置等
- ⑫ 海洋関連 …潜水艇、水中用のロボット等
- ⑬ 推進装置 …ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
- ⑭ その他 …粉末状の金属燃料、電気制動シャッター等
- ⑮ 機微品目 …電波の吸収材、水中探知装置等

キャッチオール規制とは

リスト規制品に該当しない物の輸出に対して、その用途と需要者の内容に応じて規制が行われています。

○リスト規制品に該当しない物は、以下についての確認を行い、これらに当てはまる場合には、輸出前に許可を得ることが必要です。(初任国向けは規制対象外^{※6})

【用途要件】

日本から輸出された物が、最終的に^{😊重要ポイント!!}大量破壊兵器や通常兵器^{※7}の開発などに使用されるおそれがあるか。

【需要者要件】

日本から輸出された物を受け取る者や最終的に使用する者が、^{😊重要ポイント!!}大量破壊兵器の開発などを行っている(又は行った)か。

(外国ユーザーリスト^{※8}に掲載された機関向けの場合は、特に注意が必要です。)

以上の要件に当たらない場合でも、経済産業省から許可を得るよう通知を受けた場合(フォーム要件)は、輸出前に許可を得ることが必要となります。

技術提供について

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象です。 😊 重要ポイント！！

○技術は「設計」・「製造」・「使用」に分類されます。

😊 重要ポイント！！

○リスト規制品（3 ページ）に関連する技術（リスト規制技術※⁹）を外国の者（非居住者※¹⁰）に提供する場合や、提供する技術の用途や需要者にキャッチオール規制における懸念（4 ページ）が認められる場合は、その提供に際して事前の許可が必要です。

○また、居住者に対する技術提供であっても、リスト規制技術を外国において提供することを目的とする取引や、提供の時点で外国において再提供することを目的とする取引についても、事前に許可を得て行うことが必要です。

外為法による輸出管理の対象は、



物 と 技術

技術提供の形態について

外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれています。

○技術提供とは、設計図や仕様書、マニュアルや試料、試作品などの技術情報を、紙やメール又はCDやUSBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれ、その形態は様々です。



○海外企業に研究機材（規制対象性能のもの）を発注する際の仕様書なども管理されるべき技術の一つです。

研究等を行う上で注意すべき点

注意ケース1 リスト規制品の研究を行う場合

例えば、規制対象の炭素繊維や金属、ジェットエンジン、飛しょう体、ロボットなどの研究を行っており、係る技術を提供するケース

注意ケース2 国内での技術提供でも許可が必要な場合も

例えば、非居住者と整理される留学生や研究者、一時帰国中の日本人などへの規制技術の提供のケース

輸出などの許可

規制に該当する物や技術を輸出又は提供する際には、事前に許可を取得してください。



ステップ1

物や技術がリスト規制に該当するかどうかを確認します。



ステップ2

リスト規制に該当しない場合、キャッチオール規制に当たるかどうか（用途要件、需要者要件）を確認します。



ステップ3

いずれかの規制に当たる場合は、必要な書類を用意し、経済産業省に許可申請手続きを行ってください。

- ・申請手続きに際しご不明の場合は、安全保障貿易審査課（15ページ）へお尋ねください。
- ・フロー詳細は11、12ページをご参照ください。

輸出者等遵守基準について

リスト規制品の輸出など※¹¹を反復継続して行う者が、遵守する必要がある事項です。
(リスト規制品を扱わない場合、少なくとも下線部のみ対象。)

- ①組織を代表する者を輸出管理の責任者とすること。
- ②輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③該非確認の責任者を選任すること。また、該非確認に係る手続を定めること。
- ④リスト規制品などの輸出等に当たり用途確認及び需要者確認を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。
- ⑤輸出時に、輸出しようとするリスト規制品などが該非を確認した貨物などと一致しているか確認を行うこと。
- ⑥輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦該非確認に係る責任者及び輸出等従事者に必要な指導を行うこと。また、研修を行うよう努めること。
- ⑧関係文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑨法令違反などがあつた際は、速やかに経済産業大臣に報告し、再発防止のために必要な措置を講ずること。

違反に対する罰則

許可が必要な物や技術を、無許可で輸出又は提供すると、外為法違反となり、法律に基づき刑罰を科せられることがあります。

○ 刑事罰

- ・ 法人の場合は最大10億円以下、個人の場合は最大3,000万円以下又は対象となる貨物や技術の価格の5倍以下の罰金
- ・ 10年以下の懲役



○ 行政制裁

- ・ 3年以内の物の輸出・技術の提供の禁止

○ 社会的制裁

- ・ 刑事罰や行政制裁以外にも、信用失墜等により社会的制裁をも受けかねません。

違反事例

注意を怠ると、予期せぬところで違反を犯してしまう可能性があります。

○故意や悪質な違法輸出以外にも、知識不足や注意不足により思わぬところで違反してしまった例があります。



- ・ 法令による規制を知らなかった。
- ・ 技術提供が規制対象であるとは知らなかった。
- ・ 規制の対象か否か、他者の判定頼みにしてしまった。
- ・ 輸出許可証の期限が切れていることに気づかなかった。
- ・ 法令にある特例が適用できると思った。
- ・ 兵器に使用するものではないので、許可が不要と思った。

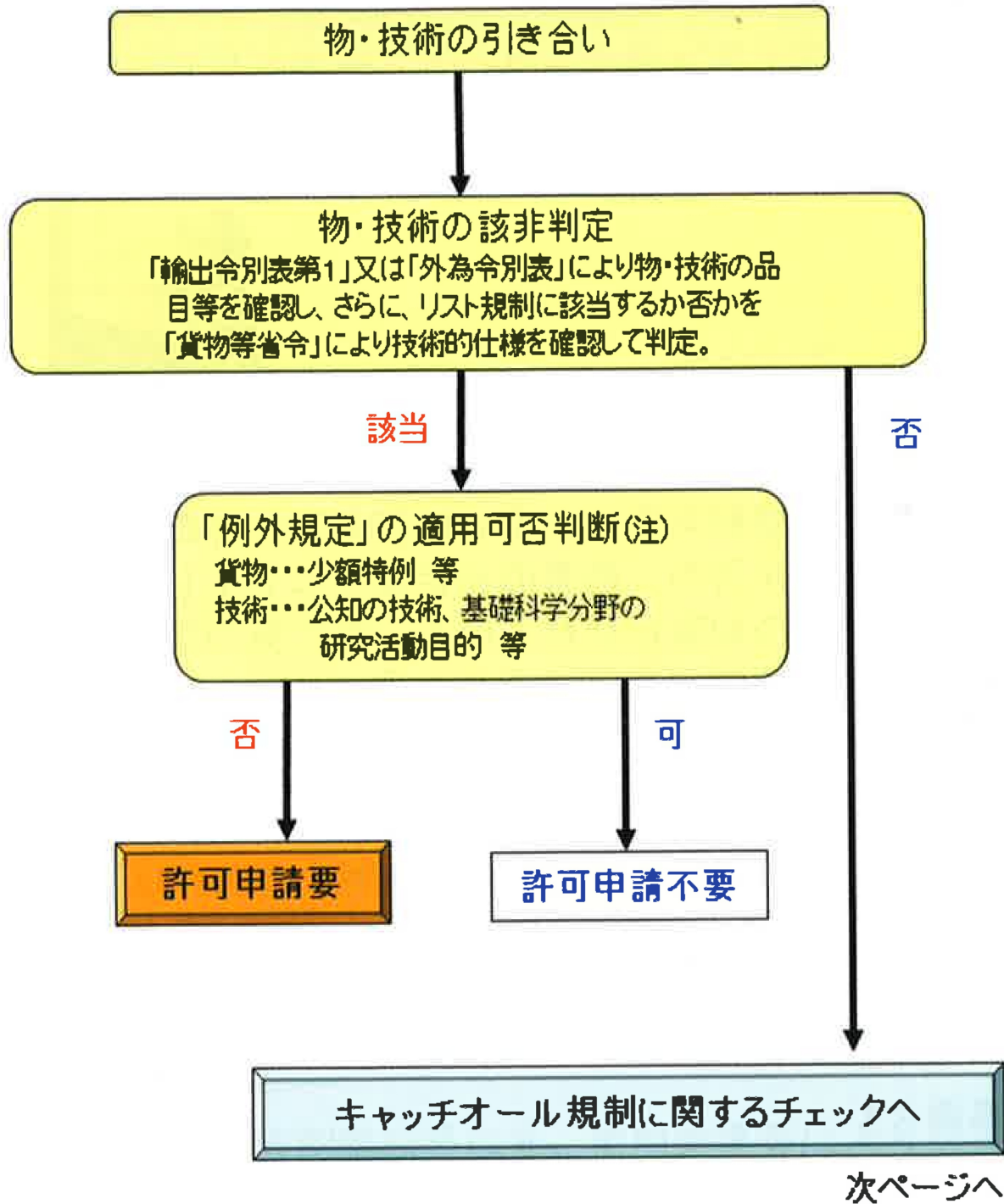
〈事例 1〉

・ 地質調査の研究用にサーモレーザー（リスト規制該当品（10 項（4））をメーカーから購入。海外の大学に当該機材を貸し出すため、手荷物として無許可で持ち出してしまった。

〈事例 2〉

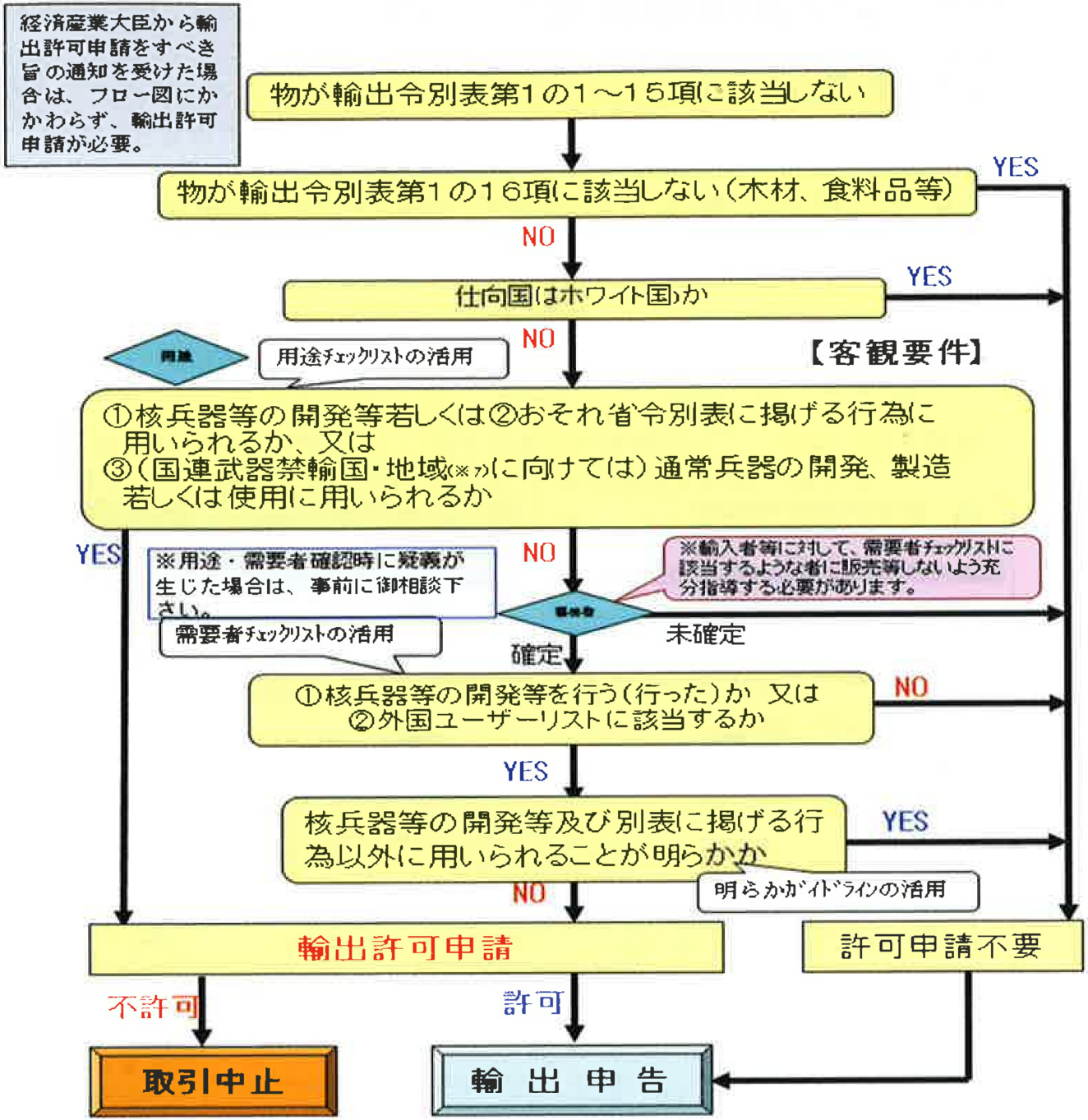
・ 海外での研究のためフレーミングカメラ（10 項（4））を輸出しようとしたが、持ち帰る物であったため、輸出申告額を 10 万円と記入して少額特例を適用して輸出した。ところが、実際の購入価格は 800 万円であったため、当該特例には該当せず無許可輸出となってしまった。

リスト規制の確認フロー図



(注)「例外規定」の適用可否判断の詳細については、各種説明会開催情報(13ページ参照)の説明会参考資料をご覧ください。

【インフォーム要件】 キャッチオール規制の確認フロー図



※技術提供の際は、フロー中の「物」を「技術」、「輸出」を「提供」、「輸出令別表第1」を「外為令別表」に読み換えるなどして御参照ください。
 ※用途チェックリスト等は安全保障貿易管理ホームページにて「客観要件、明らかなガイドラインの審査表(参考)」として入手できます。
 ※参考1, 2の各フローは参考例です。実際の判断手順などは各輸出者などに委ねられています。

HP・問い合わせ窓口の紹介

経済産業省では、輸出管理に関するホームページや各種相談窓口（15 ページ）を設けています。

○制度の概要や輸出許可申請の手順などが掲載されている安全保障貿易管理のホームページを是非ご活用ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

The screenshot shows the homepage of the Export Control website. The header includes the Ministry of Economy, Trade and Industry logo and the text '安全保障貿易管理 Export Control'. Navigation links for 'サイトマップ' and '利用の手引き' are visible. A yellow callout points to the '許可申請書類等' (Permit application documents, etc.) link in the top right.

The main content area is divided into several sections:

- TOPICS**: A list of recent regulatory updates, including foreign user lists, export destinations, and autonomous management.
- 安全保障貿易管理の概要** (Overview of Export Control): A link to learn more about the system.
- 申請手続き** (Application Procedures): A link to learn about the application process.
- 企業等の自主管理の促進** (Promotion of Autonomous Management of Companies): A link to learn about autonomous management.
- 関係法令** (Related Laws): A link to view laws and regulations.
- 電子申請** (Electronic Application): A link to apply online.
- キーワードで調べる** (Search by Keyword): A search function.
- 最新情報** (Latest Information): A section for recent news, with a yellow callout highlighting '外国ユーザーリスト' (Foreign User List).
- 各種説明会開催情報** (Information on Various Seminars): A section for seminar announcements, with a yellow callout highlighting 'リスト規制品の技術的仕様等が記載されたマトリクス表' (Matrix table containing technical specifications, etc., of list-controlled items).

On the right side, there is a sidebar with links for '安全保証貿易管理の概要', '申請手続き', '企業等の自主管理の促進', '事後審査(外為法違反について)', '届出書', '関係法令', 'Q&A', 'リンク集', and 'ENGLISH PAGE'. At the bottom right, there is contact information for the '申請窓口' (Application Office) and the Ministry of Economy, Trade and Industry logo.

参考・注釈

※1 「大量破壊兵器等」：核兵器、化学・生物兵器及びこれらの運搬手段としてのロケットや無人航空機

※2 「外為法」：外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

※3 「許可」：外為法に基づく経済産業大臣の許可

※4 「兵器」：大量破壊兵器及び通常兵器

※5 「貨物等省令」：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（通商産業省令第49号）

※6 「キャッチオール規制対象外について」：食料品や木材等の輸出、欧米や韓国等の輸出管理が厳格に実施されている27か国（ホワイト国）向けの輸出は、キャッチオール規制の対象外

ホワイト国(27か国)

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリヤ、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

※7 「通常兵器の用途確認」：通常兵器の用途確認については、国連武器禁輸国向けの輸出に限り確認が必要（通常兵器補完的輸出規制）。

国連武器禁輸国・地域(10か国・地域(2019年4月現在))

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

※8 「外国ユーザーリスト」：経済産業省が提供する懸念機関等リスト

※9 「リスト規制技術」：外為令別表の1から15の項に該当する技術

※10 「非居住者」：

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人
(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。)

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 - ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 - ③出国後外国に2年以上滞在している者
 - ④ ①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
- その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

出所：財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について（抄）」

※11 「輸出など」：物の輸出又は技術の提供

○輸出許可申請・各種相談窓口



- ・防衛装備移転三原則や外国ユーザーリストに関するご質問、安全保障貿易管理政策全般やホームページへのご意見

安全保障貿易管理政策課 03-3501-2863

- ・安全保障貿易管理制度の概要や法令解釈などのお問い合わせ

安全保障貿易管理課 03-3501-2800

- ・申請手続き、キャッチオール事前相談、該非判定などについてのご相談

安全保障貿易審査課 03-3501-2801

- ・輸出管理内部規程（CP）についてのご相談、不正輸出のご連絡

安全保障貿易検査官室 03-3501-2841

- ・輸出管理についての一般的なお問い合わせ

安全保障貿易 案内窓口 03-3501-3679

安全保障貿易管理ハンドブック

2007年	5月	初版
2008年	3月	第2版
2010年	2月	第3版
2011年	8月	第4版
2012年	1月	第5版
2012年	4月	第6版
2012年	9月	第7版
2014年	9月	第8版
2017年	10月	第9版
2019年	6月	第10版

お問い合わせ先：

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 貿易経済協力局

貿易管理部 安全保障貿易検査官室

電話：03-3501-2841

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>



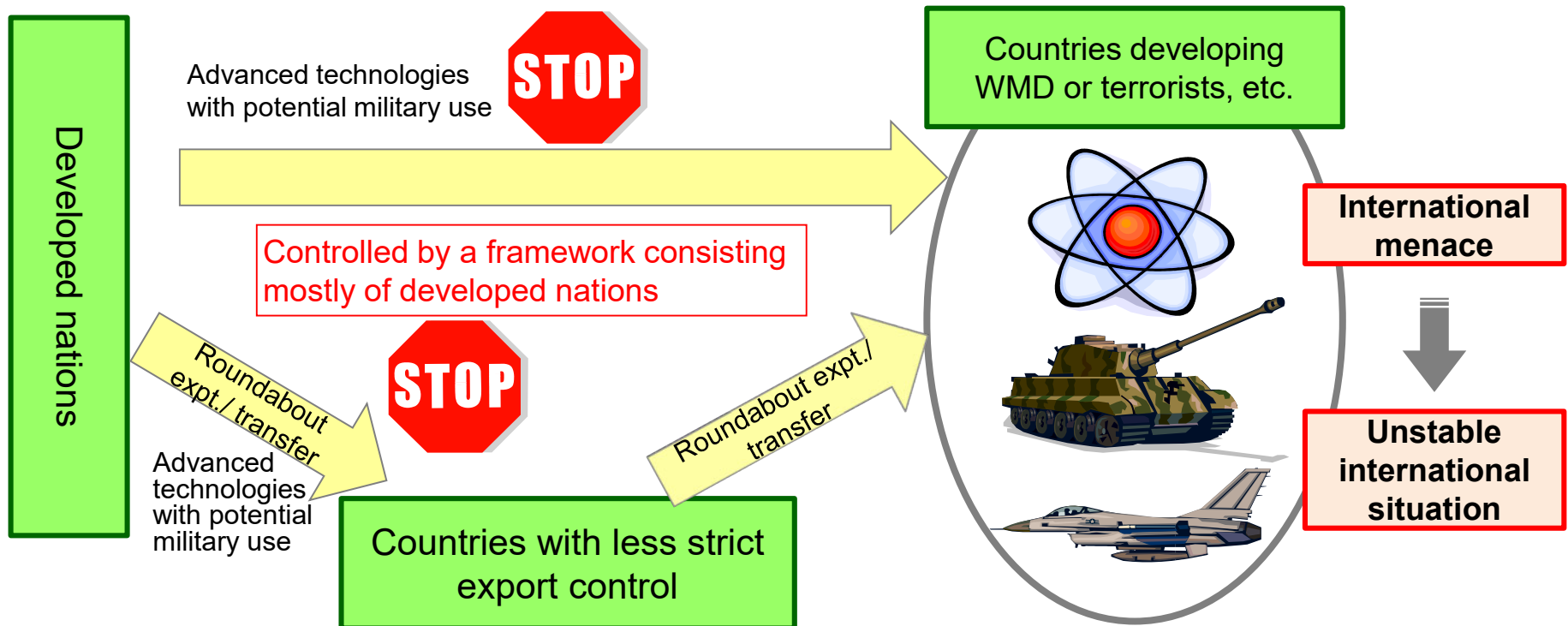
経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

Security Export Control

The Need for Security Export Control

- Security Export Control means to:
 - - control transfer of technologies or export of goods
 - - in order to prevent transfer of the technologies and goods that can be potentially diverted to weapons or military use
 - - by any such person who might conduct activities of concern as a nation or terrorists who could threaten the peace and security of Japan and the international community as a whole
- Since activities of countries of concern and terrorist organizations to acquire technologies are becoming increasingly sophisticated, the significance of the security export control in Japan contributing to preserving the peace and security of Japan and the international community is growing.



Aggravation of Issues around Security

- In recent years, the security environment is becoming more complicated and aggravated, including frequent random terrorist attacks, multiple missile and nuclear weapons testing by North Korea and increasing military expenditures in Asia.

Middle East

- November 2015: A series of coordinated terrorist attacks by ISIL in Paris, France.
- March 2016: Sequential bombings by terrorists in Brussels, Belgium.
- According to UN Report (Aug. 2016), ISIL allegedly used the mustard gas in Syria in August 2015.

Russia

- 2014: Backed by the worsening political situation in Ukraine, the cabinet agreement was made for additional measures against Russia including tightened control of weapons export thereto. As of now, the economic sanctions against Russia have not been lifted.

North Korea

- September 2017: Conducted the sixth nuclear bomb testing.
- November 2017: Conducted the third intercontinental ballistic missile (ICBM) launch.

China

- The publicly disclosed defense spending of China quadrupled over a decade.
- Conducting rapid and massive reclamation activities in the Spratly Islands in South China Sea.

Iran

- January 2016: Exports ban lifted for the transfer of nuclear power and missile related items to Iran.
- In the meantime, Iran conducted the missile test-launching in mid-March.

Japanese-made radars installed in the North Korean battle ships

Japanese-made components identified in the ISIL bombs

Examples where civilian technologies can be used in military sphere

- With the recent leadership of civilian technologies in innovation as well as movement of diversion of civilian technologies into military use, the significance of appropriately controlling not only goods but also civilian technologies is growing.
- In addition, there are cases where countries of concern or terrorists dispatch researchers and students, representing their increasingly diversified procurement activities that require appropriate control of technologies and goods at businesses, universities and research institutions as well.

Civilian applications

Carbon fibers

Light in weight, strong and durable fiber material whose key element is carbon



Golf club shafts, fishing rods, tennis rackets

Active control suspensions

A mechanism to damp vibration by electrically adapting the suspension characteristics



Formula 1 race cars

Gallium nitride (GaN) semiconductors

Semiconductor material for highly efficient power control/conversion



Amplifier for a satellite's radiowave transmission

Defense-related applications



Main wing material for fighter jets



Armored combat vehicles



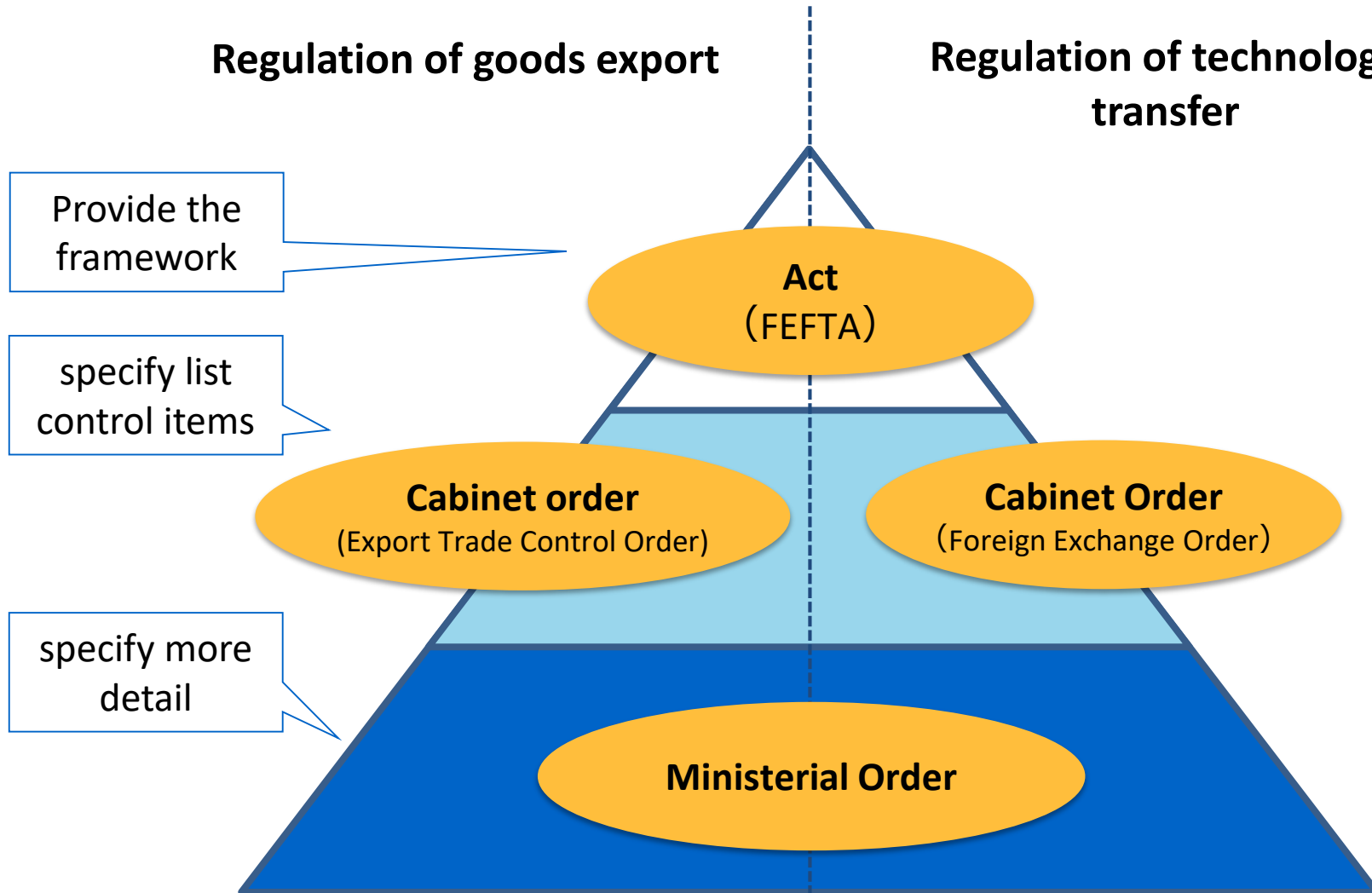
Radars for fleet escort vessels

Basic Legal Structure under FEFTA

FEFTA: Foreign Exchange and Foreign Trade Act

Regulation of goods export

Regulation of technology transfer



Detailed Legal Structure of FEFTA

- FEFTA also sets forth catch-all control for items which could contribute to WMD related or military end-use activities.

FEFTA	Cabinet Order	List Control	Catch-all control of WMD	Catch-all control of Conventional Weapons
Article 48	Export Control Order	category 1-15	category 16	
		List of Goods		
Article 25	Foreign Exchange Order	category 1-15	category 16	
		List of Technologies		
		<u>Regulated Items</u> •weapons •listed dual use items related to WMD and conventional weapons	<u>Regulated Items</u> All items or technologies that could contribute to WMD related or military end-use activities	
		<u>Regulated Destination</u> All countries	<u>Regulated Destination</u> All countries except for preferred trade partner list countries	

※As of August, 2019

Preferred Trade Partner List Countries : 26 countries※ which are member countries of all export control regimes and have comprehensive export control systems

UN arms embargo countries※ in the context of catch-all control: Afghanistan, Central Africa, Democratic Republic of Congo, Iraq, Lebanon, Libya, North Korea, Somalia, Sudan, South Sudan

List control under FEFTA

- Japan's control list is fully consistent with the international regime lists.

category	List control	International Regime List
1	Weapons	WA (Wassenaar Arrangement) / ML (Munitions)
2	Dual-use items	NSG (Nuclear Suppliers Group)
3		AG (Australia Group) (Biological/Chemical Weapons)
3-2		
4		MTCR (Missile Technology Control Regime)
5		WA / BL (Basic List) • SL (Sensitive List)
~		
13		
14		WA / ML (excluding item 1)
15	Dual-use items	WA / VSL (Very Sensitive List)
16	Catch-all	

Catch-all control

(Ref) The comparative list of Japan's List and EU list:

http://www.cistec.or.jp/service/eu_taihi.xls (Only in Japanese)

Individual License and Bulk License

• Individual License

- Transaction-based examination.
- Check the contents of each transaction.

(Ref) 4 Pillars of examination

1. Whether the goods will be actually delivered to the end user.
2. Whether the goods will be actually used by the stated end user.
3. Whether the goods will not be used for the purposes of impeding the maintenance of international peace and security.
4. Whether the end user will appropriately control the goods.

• Bulk License

- For specific destination and specific items, repeated transaction, etc.
- Do not examine each transaction.
- Check the exporter's compliance (ICPs, etc.).

Individual License and Bulk License-types of bulk license

Bulk License

Valid for multiple transactions for 3 years

General Bulk Export License

- Export of specific items to preferred trade partner list countries
- Only electronic application is acceptable.
- ICPs and prior on-site check are NOT required.

Special General Bulk Export License

- Exports of specific items to specific countries (i.e. export of WA/BL to non-WA countries, etc.).
- ICPs and prior on-site check are required.

Special Bulk Export License

- Repeated exports of specific items to specific customers.
- ICPs and prior on-site check are required.

Special Bulk Export License for Repair or Replacement

- Re-exports of arms and arms-related items (category 1) to the country of origin for repair or replacement.
- ICPs and prior on-site check are required.

Special Bulk Export License for Overseas Subsidiaries

- Exports of specific items to subsidiaries in foreign countries.
- ICPs and prior on-site check are required.

List-controlled Items - i. (for reference)

※As of January, 2021

Number	Item	Number	Item	Number	Item	Number	Item	
1. Arms		(12)	1. Numerically-controlled machine tools	(45)	Radiation shielding windows or frames	(15)	Structural materials for rockets or UAVs	
(1)	Firearms, ammunitions	(13)	2. Measurement equipment	(46)	TV cameras or lenses specially designed for protection from the influence of radiation	(16)	Accelerometers or gyroscopes for rockets or UAVs	
(2)	Explosives, explosive dispensers	(14)	Induction furnaces, arc furnaces or melting furnaces or components thereof	(47)	Tritium	(17)	Flight controllers or attitude controllers, et alia, for rockets or UAVs	
(3)	Propellants, military fuels	(15)	Isostatic presses	(48)	Equipment for the production, collection or preservation of tritium	(18)	Avionics equipment	
(4)	Stabilizers for propellant powders, other explosives	(16)	Robots	(49)	Platinized catalysts	(18 - 2)	Thermoelectric batteries for rockets or UAVs	
(5)	Directed-energy weapons	(17)	Vibration test systems	(50)	Helium-3	(19)	Gravity meters or gravity gradiometers for aircraft or ship mounting	
(6)	Kinetic energy weapons and projectiles	(18)	Structural materials for gas centrifuge rotors	(51)	Primary products of rhenium	(20)	Launch pads or associated ground launch support equipment for rockets or UAVs	
(7)	Military vehicles, bridges, etc.	(19)	Beryllium	(52)	Containers with explosion-proof construction	(21)	Radio telemetry equipment, radio telecontrol equipment for rockets or UAVs	
(8)	Military vessels, etc.	(20)	Substances used as alpha sources for the detonation of nuclear weapons	3. Chemical Weapons			(22)	Computers designed for use in a rocket
(9)	Military aircraft, etc.	(21)	Boron 10	(1)	Raw materials for chemical warfare agents or substances/raw materials having equivalent toxic ability with chemical warfare agents	(23)	Analog-to-digital converters for rockets or UAVs	
(10)	Anti-submarine nets, anti-torpedo nets	(22)	Substances used as reducing or oxidizing agents for the production of nuclear fuel materials	(2)	Equipment or device for the production of chemical agents	(24)	Vibration test equipment, aerodynamics testing equipment, combustion test equipment, et alia	
(11)	Armor plates, military helmets, body armors	(23)	Crucibles	(3)	Assemblies for the repair of reactors or containers	(24 - 2)	Electronic computers used for designing rockets	
(12)	Military searchlights or control equipment	(24)	Hafnium	3 - 2. Biological Weapons			(25)	Materials or equipment for reducing the level of the radio waves, acoustic waves or light
(13)	Military searchlights or control equipment	(25)	Lithium	(1)	Source materials for bacterial warfare agents	(26)	Integrated circuits, detectors, or radomes for rockets or UAVs	
(13 - 2)	Bacterial/chemical warfare agents	(26)	Tungsten	(2)	Equipment for the production of bacterial agents	5. Advanced Materials		
(14)	Chemical compounds for clarifying bacterial/chemical warfare agents	(27)	Zirconium	4. Missiles			(1)	Fluorine compound products
(15)	Biopolymers for chemical agents, etc.	(28)	Electrolytic cells for fluorine production	(1)	Rockets or their production equipment	(2)	(delete)	
(16)	Equipment for the production/test of warfare low explosives	(29)	Equipment for the production of gas centrifuge rotors	(1 - 2)	Unmanned aerial vehicles (UAVs) or their production equipment	(3)	Aromatic polyimide products	
(17)	Equipment or device for the production of arms	(30)	Centrifugal balancing machines	(2)	Guidance or testing equipment for rockets	(4)	Tools for forming of titanium, aluminum or its alloys	
(17)	Military satellites or components thereof	(31)	Filament winding machines	(3)	Propulsion units	(5)	Alloys or powders of titanium or aluminum and their production equipment	
2. Nuclear Power		(32)	Laser oscillators	(4)	Flow-forming machines	(6)	Metallic magnetic materials	
(1)	Nuclear fuel or nuclear source materials	(33)	Mass spectrometers or ion sources	(5)	Servo valves, pumps, gas turbines	(7)	Uranium-titanium alloys or tungsten alloys	
(2)	Nuclear reactors or power-generating equipment for nuclear reactors	(34)	Pressure gauges or bellows valves	(5 - 2)	Bearings for pumps	(8)	Superconductive materials	
(3)	Deuterium or deuterium compounds	(35)	Superconducting solenoid electromagnets	(6)	Propellants or their raw materials	(9)	(delete)	
(4)	Artificial graphite	(35 - 2)	Vacuum pumps	(7)	Equipment for the production/test of propellants	(10)	Lubricants	
(5)	Equipment for the separation/reprocessing of nuclear fuel materials	(36)	Scroll-type compressors and vacuum pumps	(8)	Powder and granular materials mixers	(11)	Liquids for preventing vibration	
(6)	Equipment for the separation of lithium isotopes	(37)	Direct current power units	(9)	Jet mills or equipment for the production of metal powders	(12)	Liquids for coolant	
(7)	Equipment for the separation of uranium/plutonium isotopes	(38)	Electron accelerators or X-ray generators	(10)	Equipment for the production of composite materials	(13)	Ceramic powders	
(8)	Frequency changers	(39)	Impact testing machines	(11)	Nozzles	(14)	Ceramic composites	
(9)	Nickel powder, nickel porous metal	(40)	High speed cameras	(12)	Equipment, et alia, for the production of nozzle or re-entry vehicle nose tips	(15)	Polydiorgano silane or polysilazane, et alia	
(10)	Equipment for the production of deuterium or deuterium compounds	(41)	Interferometers, pressure gauges, pressure transducers	(13)	Isostatic presses or controllers	(16)	Bismaleimide or aromatic polyamideimide, et alia	
(10 - 2)	Equipment for the production of uranium/plutonium	(42)	Goods used for the detonation (testing) of nuclear weapons	(14)	Furnaces or controllers for composite materials	(17)	Fluorinated polyimides	
(11)	Flow-forming machines	(43)	Photomultiplier tubes			(18)	Molded products that use prepregs or preforms	
		(44)	Neutron generators			(19)	Boron, boron carbide, guanidine nitrate	
			Remote control manipulators					

List-controlled Items - ii. (for reference) ※As of January, 2021

Number	Item	Number	Item	Number	Item	Number	Item
6. Material Processing		(20)	Aluminum, gallium and other organic metallic compounds	(7)	Controllers of optical equipment or components	(1)	Gas turbine engines
(1)	Bearings	(21)	Phosphorus, arsenic and other organic compounds	(7-2)	Aspherical optical elements	(2)	Spacecrafts for satellite or space development use
(2)	Numerically-controlled (N/C) machine tools	(22)	Phosphorus, arsenic or antimony hydrides	(8)	Laser oscillators	(2-2)	Controllers designed for use in satellites
(3)	Machine tools for the production of gears	(23)	Silicon carbides	(8-2)	Laser microphone	(3)	Rocket propulsion systems
(4)	Isostatic presses	(23)	Polycrystalline substrate	(9)	Magnetometers, underwater electric field sensors or magnetic field gradiometers, or calibrating equipment thereof	(4)	Unmanned aerial vehicles
(5)	Coating devices	8. Computers		(9-2)	Underwater monitoring systems	(5)	Testing/production equipment for items 1) through 4), and 10) of 15.
(6)	Measurement equipment	(1)	Computers	(10)	Gravity meters or gravity gradiometers	14. Miscellaneous	
(7)	Robots	9. Telecommunication		(11)	Radars	(1)	Metallic fuel in a powder state
(8)	Feedback devices, et alia	(1)	Telecommunication transmission equipment	(11-2)	Masks and reticles, specially designed for optical sensors	(2)	Substances which are additives or precursors to low explosives or high explosives
(9)	Spin-forming machines	(2)	Electronic changers	(12)	Equipment for measuring optical reflectance, et alia	(3)	Diesel engines
7. Electronics		(3)	Communication optical fibers	(13)	Equipment for the manufacture or calibration equipment of gravity meters	(4)	(delete)
(1)	Integrated circuits	(4)	(delete)	(14)	Materials, et alia, for optical detectors or components thereof	(5)	Self-contained diving equipment
(2)	Devices using microwaves or millimeter waves	(5)	Phased array antennas	11. Navigation Devices		(6)	Civil engineering machinery for air transportation
(3)	Signal processing equipment	(5-2)	Radio direction finding equipment for monitoring use	(1)	Accelerators	(7)	Robots or control equipment thereof
(4)	Devices using superconductive materials	(5-3)	Wireless communication wiretapping devices	(2)	Gyroscopes	(8)	(delete)
(5)	Superconducting electromagnets	(5-4)	Equipment capable of detecting the position of objects by observing interferences of radio waves, possessing a receiving function only	(3)	Inertial navigation systems	(9)	Tear or sneeze gas and application equipment thereof
(6)	Primary/secondary or solar cells	(5-5)	Internet communication monitoring equipment	(4)	Gyro-astro compasses, global navigation satellite systems, equipment for receiving radio waves, or aircraft altimeters	(10)	Simplified explosion devices
(7)	High voltage capacitors	(6)	Design/production equipment for items 1) through 3), and 5) through 5-5)	(4-2)	Underwater navigation devices using sonar	(11)	Detectors for explosives
(8)	Encoders or components thereof	(7)	Encryption equipment	(5)	Testing/production equipment for items 1) through 4-2)	15. Sensitive Items	
(8-2)	Thyristor devices or modules	(8)	Equipment designed to prevent the leakage of information transmission signals	12. Marine		(1)	Molded goods using inorganic fibers, et alia
(8-3)	Semiconductor devices for power control	(9)	(delete)	(1)	Submersible vessels/vehicles	(2)	Radio wave absorbers or conductive polymers
(8-4)	Optical modulator	(10)	Communication cable systems capable of detecting surreptitious intrusion	(2)	Vessel components or auxiliaries thereof	(3)	Nuclear heat source materials
(9)	Sampling oscilloscopes	(11)	Design/production/measurement equipment for items 7), 8) or 10)	(3)	Underwater salvage systems	(4)	Digital telecommunication transmission equipment
(10)	Analog-to-digital converters	10. Sensors		(4)	Underwater lighting systems	(4-2)	Units for obstruction of simplified explosion devices
(11)	Digital instrumentation recorders	(1)	Underwater acoustic equipment	(5)	Underwater robots	(5)	Underwater acoustic equipment
(12)	Signal generators	(2)	Optical detectors or coolers thereof	(6)	Sealed power units	(6)	Optical detectors for space use
(13)	Frequency analyzers	(3)	Optical fibers for use in sensors	(7)	Circulation water tanks	(7)	Radars which utilize a transmitting pulse width less than 100 nanoseconds
(14)	Network analyzers	(4)	Electronic cameras	(8)	Buoyant materials	(8)	Submersible boats
(15)	Atomic frequency standards	(5)	Reflectors	(9)	Closed-circuit or semi-closed circuit self-contained diving equipment	(9)	Soundproofing devices for vessels
(15-2)	Spray cooling method temperature control devices	(6)	Optical components for space use	(10)	Underwater acoustic transmitters used for obstruction	(10)	Ramjet engines, scramjet engines, combined cycle engines
(16)	Semiconductor manufacturing equipment	13. Propulsion Units					
(17)	Masks or reticles						
(17-2)	Base materials for production of masks						
(18)	Semiconductor substrate						
(19)	Resists						

Catch-all Control of WMD

- In case there are concerns that the goods or technologies in question could contribute to WMD proliferation program, exporters have to apply for an export license.

Region

All regions except for preferred trade partner list countries

Items

Any Items which are not on the list (except for food, etc.)

The Commodity Watch List [41 +21* items]

(*only for Syria)

Conditions

(1) Exporter's Initiative = The "Know" Condition

- In case exporters have come to know that the items will be used for the development, manufacture, use, storage etc. of WMD
- In case exporters have come to know that the end user is/was involved in WMD-related program through relevant documents such as Foreign End User List, except for the case the item in question will be apparently used for a purpose other than the WMD-related activities

(2) METI's Initiative = The "Informed" Condition

- The "inform" is given when METI considers that the items in question are/may be intended for WMD.

Catch-all Control of Conventional Arms

- In case there are concerns that the goods or technologies in question could contribute to military end-use, exporters have to apply for an export license.

Region

Countries under UN arms embargo

Non-preferred trade partner list
countries except for UN Arms
embargo countries

Items

Any Items which are not on the list (except for food, etc.)

The Commodity Watch List [34 items]

Conditions

(1) Exporter's Initiative

= **The "Know" Condition**

In case exporters have come to know that the items will be used for the development, manufacture or use of conventional arms in UN embargo Countries

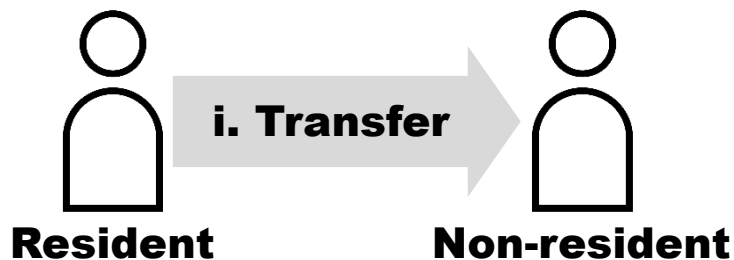
(2) METI's Initiative = The "Informed" Condition

The "inform" is given when METI considers that the items in question are/may be intended for a military end-use.

Transfer of Technologies Subject to the Control

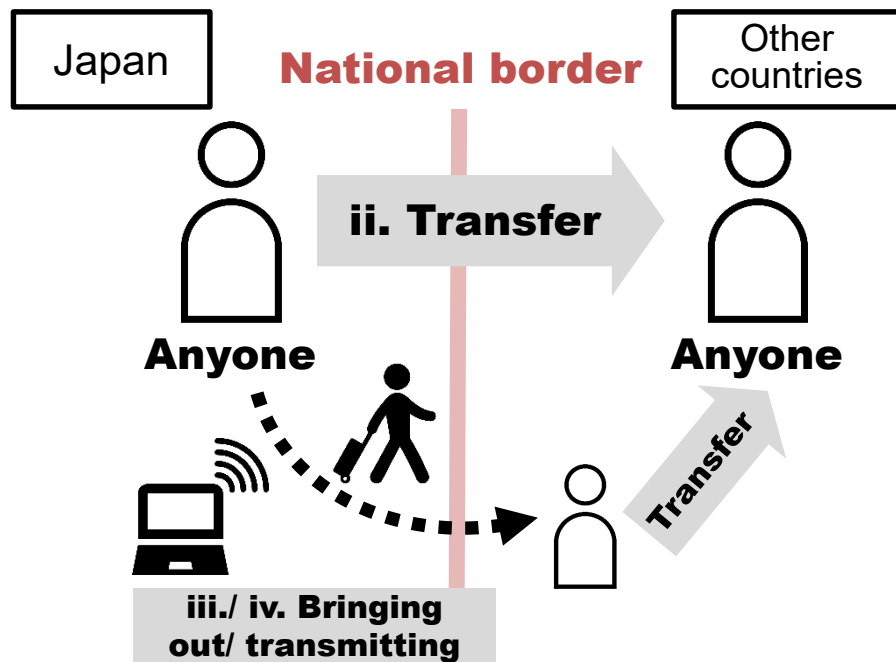
- Transfer of technologies subject to the controls are:
 - i. transactions intended for transferring technologies from a resident to a non-resident (personal aspect);
 - ii. transactions intended for transferring technologies in other countries (geographical aspect);(As complement for ii.)
 - iii. acts of bringing out technologies overseas; and
 - iv. acts of transmitting technical data in an electric form to other countries.

Personal aspect



i. Transfer of technologies from a resident to a non-resident

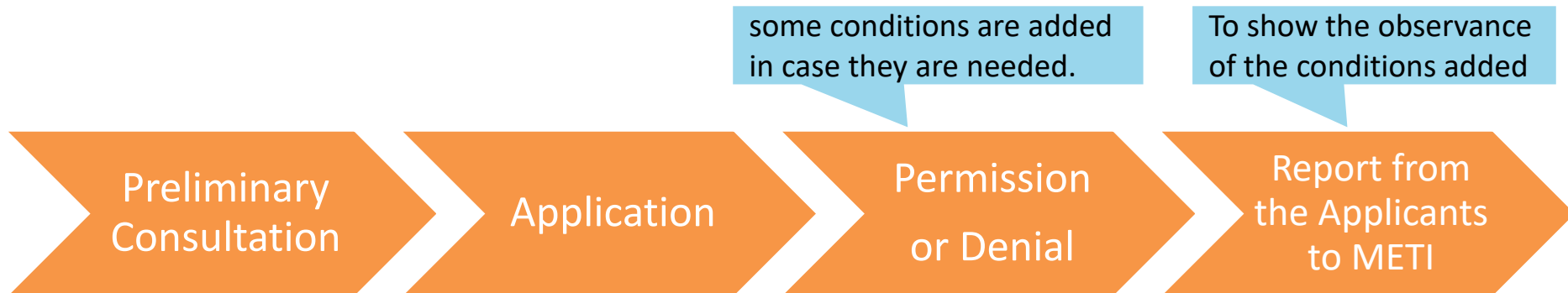
Geographical aspect



- ii. Transfer of technologies in other countries
Obtaining a separate license for bringing out technologies is required if a license for 'ii' is not yet obtained.

Procedure for Individual License Application

- The exporter has the responsibility to classify whether the export item is subject to control list. As a result of the classification, if it is found that the item is covered by the control list, it must apply for export license to the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI).
- METI examines the appropriateness of the end-use and the end-user of the license application, and decides whether to permit or deny the application. Additional conditions may be imposed on export licenses (e.g., monitoring of export machines, prior consent in the case of the re-transfer of items.).



Distinguishing Residents and Non-residents

- The definition of resident and non-resident is stipulated by the government notice: About interpretation and implementation of the Foreign Exchange Laws and Regulations (No. 4672, issued on November 29, 1980).

Resident

Japanese

- 1) Those who work at Japan's international diplomatic offices
- 2) All other Japanese than 1), 3), 4) and 5)

Foreigners

- 7) Those who work at an office in Japan
- 8) Those who stay in Japan for six months or longer after entry

Corporations or legal persons

- 12) Offices including a branch/sub-branch of an international corporation in Japan
- 13) Japan's international diplomatic offices
- 14) Japanese corporations/legal persons excluding 13) and 15)

Non-resident

Japanese

- 3) Those who departed from Japan and stay outside Japan for the purpose of working at an overseas office
- 4) Those who departed from Japan and stay outside Japan for the purpose of staying outside Japan for two years or longer
- 5) Those who stay outside Japan after the departure from Japan for two years or longer
- 6) Those who fall under any of 3) through 5) and returned to Japan as a temporary homecoming staying for less than six months so far

Foreigners

- 9) Persons in public service for foreign governments or international institutions
- 10) Diplomats, consuls or accompanying personnel/servants thereof (only those appointed/hired outside Japan)
- 11) All foreigners other than 7) through 10)

Corporations or legal persons

- 15) Offices including a branch/sub-branch of a Japanese corporation in other countries
- 16) Diplomatic offices of foreign governments and international institutions in Japan
- 17) Foreign corporations/legal persons excluding 12) and 16)

Note: The residency status is judged by applying the classification above in the order of the underlined with red -> the underlined with blue -> no underline. Indifferent to the classification above, the US Forces, UN Forces, and constituent members thereof are non-resident.

Penalties under FEFTA

Criminal Penalty

【Individual】

- No more than ten years of imprisonment
- No more than thirty million yen or no more than five times in value of the items

【Company】

- No more than ten years of imprisonment
- No more than one billion yen or no more than five times in value of the items

Publication

- METI may issue a warning, which would be made public on the METI website

Administrative Penalty

- Prohibition of exports for no more than three years

詳しい情報は
こちらをご覧ください

①安全保障貿易管理ホームページ

インターネットで「経済産業省 安全保障貿易管理」で検索
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

②大学・研究機関向けQ&A

大学・研究機関の方からよくあるお問合せとその回答
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf>

③安全保障貿易管理説明会の開催状況

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html>

その他、ご不明な点については、以下までお問い合わせください。

■ 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理制度、外為法の解釈についてのお問い合わせ
安全保障貿易管理課 ————— ☎03-3501-2800

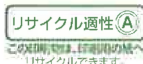
許可申請、談非判定についてのお問い合わせ
安全保障貿易審査課 ————— ☎03-3501-2801

輸出者等遵守基準、輸出管理内部規程についてのお問い合わせ
不正輸出などのご連絡
安全保障貿易検査官室 ————— ☎03-3501-2841

安全保障貿易管理について一般的なお問い合わせ
安全保障貿易 案内窓口 ————— ☎03-3501-3679

■ 大学・研究機関における相談窓口は…

※このスペースには、大学・研究機関として設置している
相談窓口や責任者などの連絡先を記載し、活用してください。



世界のどこかで悲劇を
生むかもしれません！

その大事な研究が
大量破壊兵器に使われ、

ちよっと
待っててください！！

Attention

国際交流の推進は大切ですが…

たとえ、研究・教育のためであっても、

- ① 規制対象貨物を輸出しようとする際
- ② 規制対象技術を提供しようとする際

には、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき、
経済産業大臣の許可を取得する必要があります。

安心して研究を行うためにも一人一人の意識と行動が重要です。

外為法の罰則は、違反行為を行った関係者のみならず、法人
も対象となり得ます。万が一、外為法違反に問われた場合は、
組織にとっても大きなリスクとなるおそれがあります。

 経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

「自分は兵器開発の研究なんてしていない」と考えていたら...

例えば...

1 原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

複数の色素レーザー光を照射してU(ウラン)同位体のうち²³⁵Uを選択的に励起して光電離。回収されたイオンを電極板に回収し、²³⁵Uを濃縮。

2 構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料)

炭素繊維を補強材とした複合材料を製作し、その力学的特性及び機能的特性を高性能化。

3 生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞を対象として、炭疽菌の病原性、ワクチン、炭疽の診断法に関する研究。

4 半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究(光電物性、画像処理、画像認識)

砒化ガリウムを用いた高分解能近赤外光用イメージ増強管を用いた画像認識装置の研究。

大量破壊兵器などに転用される可能性があったとは!!

転用されると...

1 原子力工学・放射性材料化学

色素レーザー光による²³⁵U励起スキームの研究(同位体分離、同位体応用、ウラン濃縮)

核兵器の原料精製のためのウラン濃縮装置の設計に転用可能【2の項(31)】。

2 構造力学・材料工学

炭素繊維強化炭素複合材料の製法の研究(高温耐熱材料)

ミサイルの推進用ロケットモーターのノズル部分に転用可能【4の項(15)】。

3 生化学

炭疽菌の研究(炭疽菌)

炭疽菌の芽胞をエアロゾル化しやすい形態に加工して散布し、肺炭疽の発生を謀るなど、生物兵器へ転用可能【3の2項(1)】。

4 半導体工学、情報科学

高分解能赤外線撮像システムの研究(光電物性、画像処理、画像認識)

夜間戦闘用ナイトビジョンなど、通常兵器に転用可能【10の項(2)】。

※出典:特定非営利活動法人産学連携学会編
「研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン」

注【】内は、輸出貿易管理令別表第1中の該当項番です。
詳しくは「安全保障貿易管理ホームページ」参照。

こんなこと、ありませんか？

■手作りの携行品、旧式や無償の資機材も「貨物」であり、ハンドキャリーでの持ち出しも「輸出」です。

■外国の研究者や留学生への研究指導などは日本国内で行う場合であっても、規制対象の「技術提供」となる可能性があります。

特に管理が必要な技術・学問分野の例

- 原子力技術
(原子核反応、中性子工学)
- 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- 自動制御技術、ロボット技術
- 化学・生化学（特に人体に有害な化学物質、解毒物質）
- バイオテクノロジー・医学
(ウイルス、細菌、毒素)を含む生物学
- 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- 規制される貨物の設計、製造、使用するために設計したプログラム

大学・研究機関でよく見られる外国への技術提供や輸出の機会の例

主な機会	主な具体例
留学生・外国の研究者への研究指導や研究交流	実験装置の貸与、試作 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 授業、会議、打合せ 研究指導、技術指導
外国の大学や企業との共同研究	実験装置の貸与 技術情報を電子メールやUSBメモリ、電話、FAXで提供 会議、打合せ
学術研究を目的とした研究試料などの送付・持ち出し	サンプル品の送付・持ち出し 自作の研究資機材を携行
外国からの施設見学	研究施設の見学、研究内容の説明 工程説明、説明資料配付、実験機器の説明
外国の研究者などが参加する非公開の講演会・展示会	技術情報の口頭発表 技術情報のパネル展示



■たとえ最先端の学問分野でなくても、幅広く規制対象となり得ます。

■原子力、機械工学、生命化学などの学問分野はもちろん、理学、農学、医学など自然科学分野全般にわたって、安全保障上懸念がある用途に利用できる可能性があります。

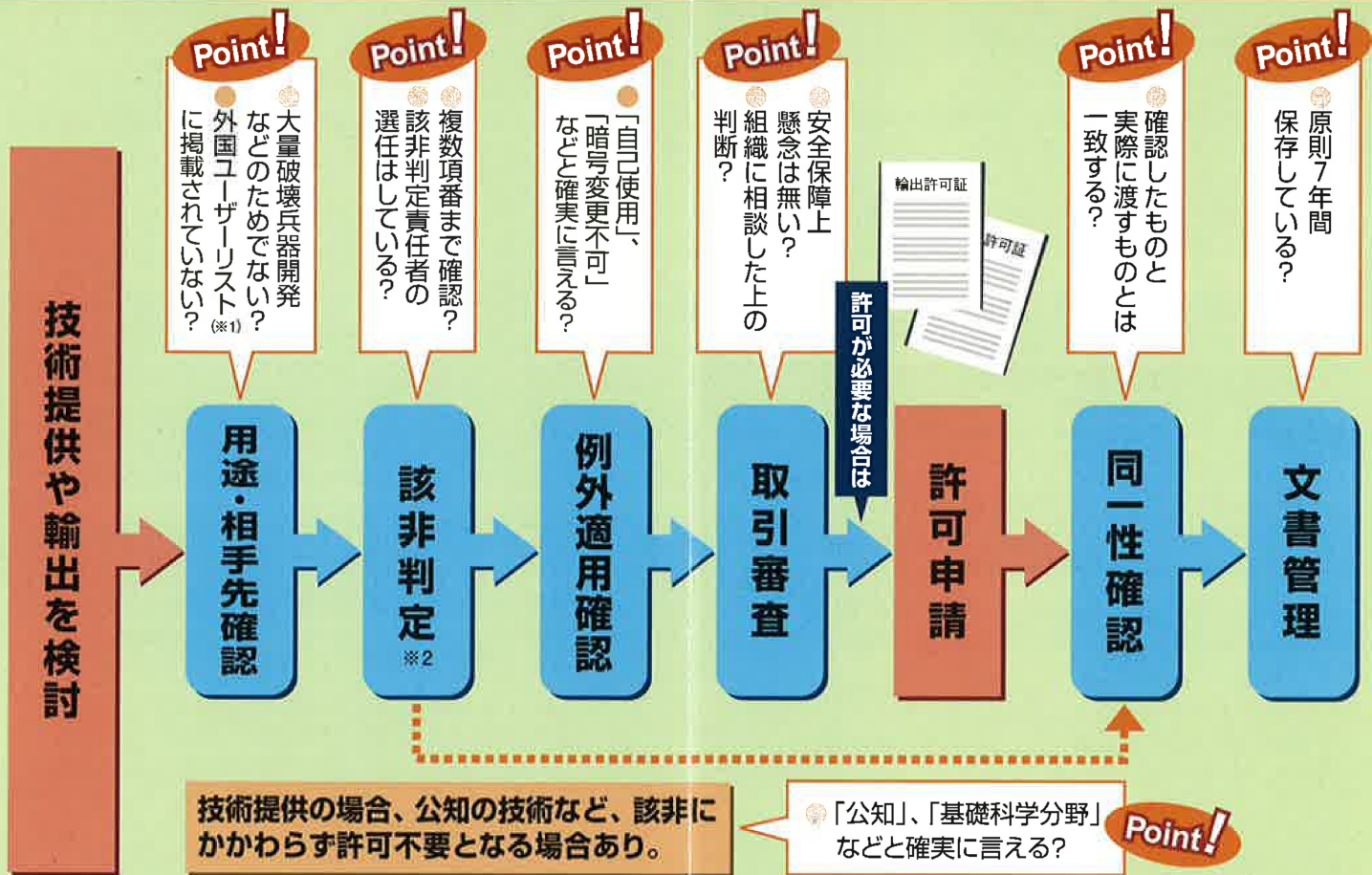
このような場面で管理を求める、安全保障貿易管理とは…

国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供や輸出となるものを事前にチェックし、懸念のある行為を行わないこと。

それは、皆さんと皆さんの家族や友人、また皆さんが所属する大学、研究機関、そして日本、世界の人々が安心・安全に暮らせるために必要な取組みです。

大学・研究機関における管理手続の流れの例

～安心して研究活動を続けるために～



※1 経済産業省が公表している大量破壊兵器の開発などへの関与が懸念される企業・組織のリスト。
 ※2 輸出する貨物又は提供する技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

輸出者等遵守基準

平成22年度から外為法に規定された、技術提供や輸出を継続的に行う者が遵守すべき基準です。懸念用途にも利用可能な技術や資機材を扱う者又は組織は、研究機関といえども、これを遵守して行動することが求められます。

- Point!** 該非判定責任者の選任
- 最新の外為法の内部周知(遵守指導)
- 機微な貨物・技術を扱う者はその他、具体的な管理手続の策定など。

But your research could be diverted for use in weapons of mass destruction.

If it is diverted...

1 Nuclear engineering or radioactive material chemistry
 Research on Uranium-235 excitation schemes using dye laser beams (isotope separation, application of isotopes, uranium enrichment)
 Could be diverted for use in designing uranium enrichment equipment for making nuclear weapons materials [No. 2 (31)].

2 Structural mechanics and material engineering
 Research on process for manufacturing carbon-fiber-reinforced carbon composite (high temperature-resistant material)
 Could be diverted for use in nozzle of rocket motor for missile propulsion [No. 4 (15)].

3 Biochemistry
 Research on anthrax (anthrax bacteria)
 Could be diverted to biological weapons use, such as enabling anthrax bacteria spores to be dispersed in aerosol form, plotting outbreak of pulmonary anthrax [No. 3-2 (1)].

4 Semiconductor engineering and information science
 Research on high-resolution infrared imaging system (photoelectric properties, image processing, image recognition)
 Could be diverted to conventional weapons use, such as night navigation system for nighttime warfare [No. 10 (2)].

Note: Numbers in [] correspond to those on Appended Table, 1 Export Trade Control Order. See the security export control website for details.

See here for detailed information

- ① Security export control website
 Search for "Ministry of Economy, Trade and Industry Security Export Control"
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>
- ② Q&A for universities and research institutions
 Answers to questions often asked by people from universities and research institutions
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigakuqanda/daigakuqanda.pdf> (Japanese)
- ③ Information about seminar on security export control
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html> (Japanese)

Contact points for inquiries.

- Trade Control Department, Trade and Economic Cooperation Bureau, The Ministry of Economy, Trade and Industry
 Inquiries about the security export control system and interpretation of the FEFTA
 Security Export Control Administration Division ☎03-3501-2800
- Inquiries about license application and classification
 Security Export Licensing Division ☎03-3501-2801
- Inquiries about the Compliance Requirements for Exporters and the Internal Compliance Programs Reporting Illegal exports, etc.
 Security Export Inspection Office ☎03-3501-2841
- General inquiries about security export control
 Security Export Control Information Counter ☎03-3501-3679

■ Consultations in universities and research institutions

*Use this space to enter contact points such as information desks or representatives in universities and research institutions.

**Professor!
Just a minute!**



International exchanges are valuable, but ...
 Even if, the purpose is for education and research,
 ① **When thinking of exporting goods subject to control**
 ② **When thinking of transferring technology subject to control**
 a license must be obtained from the Minister of Economy, Trade and Industry as stipulated in the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (FEFTA).

The awareness and actions of each individual are important for enabling research to be carried out with peace of mind.

Not only those persons directly committing illegal actions but also corporations are subject to punishment under the FEFTA. In case of violation of the Act, the result could put the organization at great risk.



<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/englishpage.html>

You thought your own research has nothing to do with weapons development ...

For example ...

1 Nuclear engineering or radioactive material chemistry
 Research on Uranium-235 excitation schemes using dye laser beams (isotope separation, application of isotopes, uranium enrichment)
 Multiple dye laser beams are irradiated, causing selective excitation of ²³⁵U among U isotopes for photoionization. The recovered ions are collected using an electrode plate, enriching ²³⁵U.

2 Structural mechanics and material engineering
 Research on process for manufacturing carbon-fiber-reinforced carbon composite (high temperature-resistant material)
 Using carbon fiber for reinforcement, composite materials are created with advanced dynamic properties and functional performance.

3 Biochemistry
 Research on anthrax (anthrax bacteria)
 Research is conducted on anthrax bacteria spores to study the pathogenicity of anthrax bacteria, vaccines, and anthrax diagnosis methods.

4 Semiconductor engineering and information science
 Research on high-resolution infrared imaging system (photoelectric properties, image processing, image recognition)
 An image recognition device is studied using an image reinforcing tube applying gallium arsenide for high-resolution near infrared light.

Source: Japan Society for Intellectual Production "Security Export Control Guidelines for Researchers in Universities and Other Institutions of Higher Education"

Are you aware of anything like this?

- Even hand-made carried items, or old-type materials and equipment or those provided for free, are “goods,” and hand-carrying them is also “export.”
- Research guidance to foreign researchers or international students, even if conducted inside Japan, may amount to transfer of technology subject to control.

Typical occasions for technology transfer or export to foreign countries often seen in universities and research institutions

Main occasions	Specific examples
Research guidance or exchange with international students or foreign researchers	Lending or test-producing lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX University classes, conferences, meetings Research guidance, technical guidance
Joint research with foreign universities or companies	Lending lab equipment Providing technical information by email, USB memory, telephone or FAX Conferences, meetings
Sending or taking along research samples, etc. for the purpose of academic research	Sending samples or carrying them with you Carrying research materials or equipment you made
Facility tours for visitors from overseas	Giving research facility tours, describing research Describing processes, distributing explanatory materials, describing test instruments
Non-public lecture events or exhibits attended by researchers or others from overseas	Oral presentations of technical information Panel displays of technical information

Examples of technologies and academic fields necessary special care in security export control

- Atomic technology (nucleus reactions, neutronics)
- Precision machinery techniques, precision fabrication techniques, precision measurement techniques
- Automatic control technology, robotics technology
- Chemistry, biochemistry (especially chemical substances harmful to humans, or antidotes to toxic substances)
- Biology including biotechnology and medicine (viruses, bacteria, toxins)
- Aerospace technology, high-performance engine technology
- Programs designed for design, manufacture, or use of restricted goods

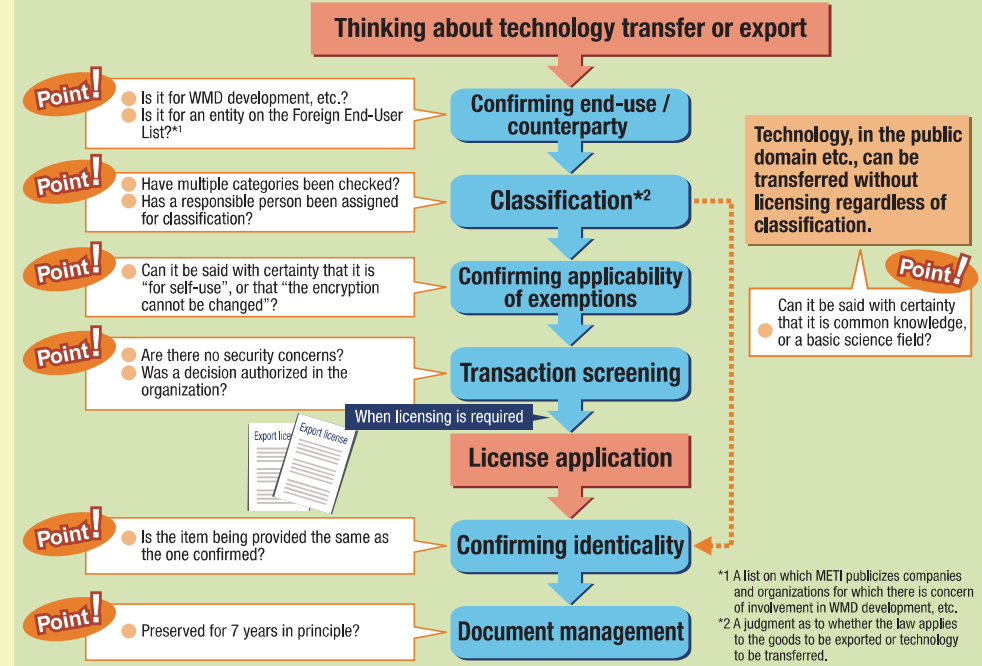
⚠ A wide range of academic fields are subject to control, even if they are not leading-edge areas.

■ Not only academic fields such as atomic energy, mechanical engineering, and life sciences, but natural science fields in general including general science, agriculture, and medicine have the potential for use in ways that are a security concern.

What is security export control that requires control in these kinds of situations?

Transfer of technology or export of goods that may hinder the maintenance of international peace and security must be checked in advance, avoiding actions of concern. Security export control is an undertaking necessary so that you, your family and friends, your university or research institution, and the people of Japan and the world can live in safety and with peace of mind.

Typical flow of control procedures in universities and research institutions To continue conducting research with peace of mind

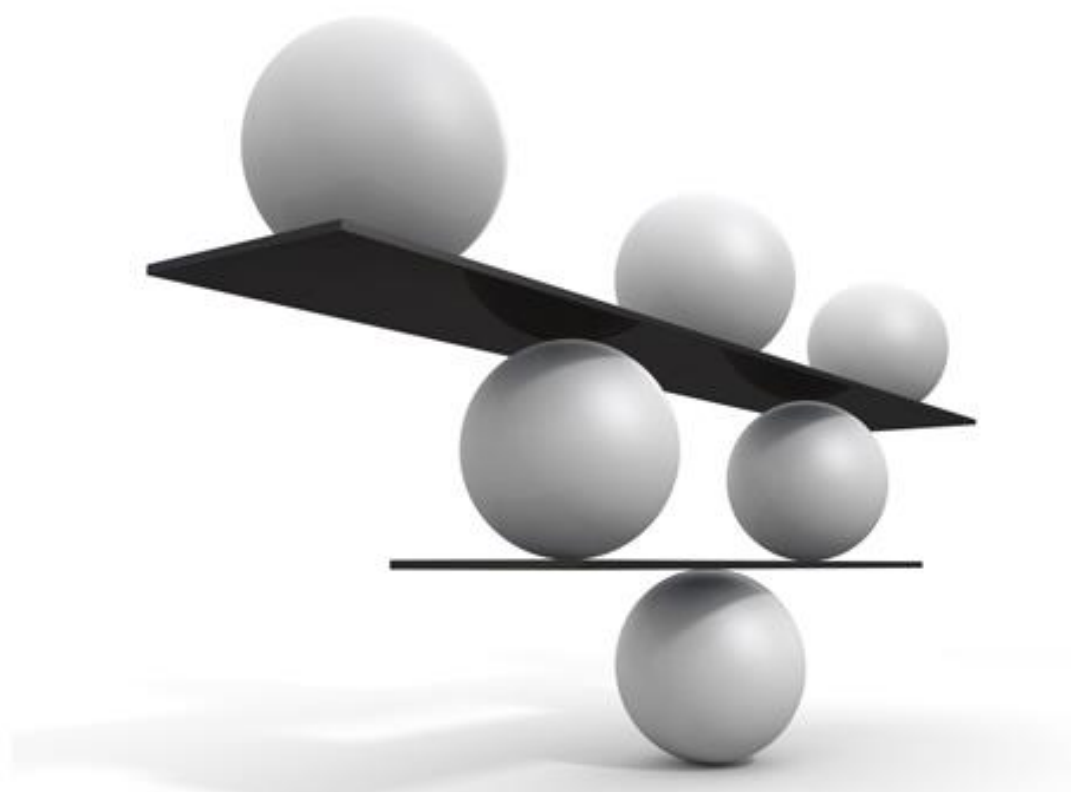


Compliance Requirements for Exporters

Standards stipulated in the FEFTA since fiscal 2010 that must be complied with by those continually transferring technology or exporting. Persons or organizations dealing with technology or materials and equipment that can be diverted to usages of concern must act in compliance with these standards, even if they are a research institution.

- Assigning a responsible person for classification
- Making known internally the latest version of the FEFTA (compliance guidance)
- ★ Those dealing with sensitive goods or technologies must set up specific control procedures, etc.

公正な研究活動のために - 貴方も責任ある研究者です -



「研究者等」とは、本学の役員、教職員及び学生その他
本学の施設・設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。

(「国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則」第2条第1号)



研究活動不正防止推進室

1 はじめに

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）が適用された平成27年4月以降も、特定の研究者が長期間にわたり多くの論文等において不正行為を行う事案が認められます。

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為です。

本リーフレットは、不正行為を未然に防ぐために、「研究活動上の不正行為とは何か」、「責任ある研究活動とは何か」等を理解していただくことを目的として作成しました。

本学では、教職員に限らず学生等についても「研究者等」と位置づけていますので、公正な研究活動に努めるようお願いいたします。

2 研究活動上の不正行為防止に関する規則（概要）

I 不正行為等の定義

1. 対象とする不正行為

論文等の捏造、改ざん、盗用等

2. 対象とする研究者等

本学の役員、教職員、学生、その他本学において研究に携わる全ての者

3. 研究倫理教育

研究倫理規範の修得及び研究倫理向上のための教育

II 研究者等の責務

- ・研究倫理教育の受講
- ・研究データの保存・開示

III 責任体制等

1. 責任体制

- ・最高責任者・・・学長
- ・統括責任者・・・研究担当理事
- ・研究倫理教育等責任者・・・部局長

2. 不正行為防止のための取組

- ・不正行為防止の基本方策・防止計画の策定、通知
- ・研究活動不正防止推進室の設置
- ・研究者等に対する研究倫理教育の実施など

3-1 研究活動上の不正行為とは・・・



・存在しないデータ、研究成果等を作成すること。



・研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真性でないものに加工すること。



・他の研究のアイデア、試料、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

その他

上記以外でも、研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念上に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものは、不正行為とみなします。

次の行為などは、不正行為とみなされる可能性が高い事例です。

・二重投稿

複数の学術雑誌等に実質的に同一内容の論文等を投稿すること。

・不適切なオーサーシップ(著作者表示)

論文の内容にほとんど寄与していない者を著者に入れたり、逆に重要な寄与をした者を著者に入れなかったりすること。

3-2 研究活動上の不正行為とは・・・(事例)

- ・ 実際には実験を行っていないのに、あたかもその結果で得られたデータとして作り上げて発表した（捏造）
- ・ 実験によるデータではあるが、想定していたものと異なっていたため、データに切り貼りをして公表した（改ざん）
- ・ 研究室の学生が実験で得たデータを当該学生の了解を得ず、自分の論文に使用し発表を行うことや既に発表された論文やWebサイト上の記載をそのまま自身の論文に出典を明記せず転記して公表した（盗用）



研究活動における不正行為により、学位が取り消される場合もあります。

4 特定不正行為が認定された場合について・・・

競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合、不正行為に関与した者については、競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金への応募についても制限する場合がある。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2年～10年間とする。

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
	不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

信頼性・客観性の保証

研究成果の信頼性は、科学の発展の基盤です。研究成果の発表にあたっては、研究手法やデータ処理は適切か、再現性は十分確認されているか、先入観や偏見に捉われていないか、慎重に検証することが必要です。

そのため、他の研究者や学生と相互に忌憚なく議論し、チェックし合える環境をつくることや、論文等に誤りがあった場合、速やかに訂正を公表する必要があります。

研究記録・試料の保管

研究成果は、他の研究者による厳しい評価と批判を経て「真理」として認められます。

研究に関係した、資料、試料、実験ノート・研究ノートの記録、データ、等については、論文等の発表後も適切に保管・管理することによって、事後の検証を可能にし、研究成果の信頼性・客観性を担保することとなります。

また、不正の疑念を受けたときは、自ら疑いを覆すに足る証拠を示す必要があります。

引用のマナー

新たな発見は、先行する研究成果のうえに成り立っています。

成果を公開するときは、先行研究からの引用や参考文献等についての出典を適切に明記することで、盗用の疑念を受けることが避けられます。

不正行為 事前防止 の取組

研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るために、研究者等に対し、研究倫理教育の受講を義務づけています。

実施方法は、原則として本学が指定するe-learning教材を受講することとしています。

受講対象者へは、研究倫理の受講について、通知しています。

実験・観察をはじめ研究活動の過程、論文や報告など研究成果発表のもととなった研究データ等の保存と必要に応じた開示を研究者等に求めることとしています。なお、保存期間については、以下のとおりです。

- ・資料（文書、数値データ、画像等）
→原則、当該論文発表後10年間
- ・試料（実験試料など）、装置等
→原則、当該論文発表後5年間

本学の研究活動における不正行為等の関係規則等については、以下のURLにて掲載しています。

URL : <https://www.saitama-u.ac.jp/guide/disclosure/research/>

The screenshot shows the Saitama University website. At the top left is the university logo. The top right has navigation links for 'HOME', 'サイトマップ', '交通・キャンパスマップ', and 'お問い合わせ'. Below this is a search bar. A horizontal menu contains links for '受験生の方', '在学生の方', '卒業生の方', '地域社会・一般の方', and '企業・研究者の方'. A dark green navigation bar includes '大学概要', '学部・大学院等', '教育', '研究', '産学官連携', '社会連携・地域貢献', and '国際交流'. The main content area is titled '大学概要' and shows a breadcrumb trail: 'Home > 大学概要 > 情報公開 > 公正な研究活動促進'. A left sidebar lists various university pages. The main content area features a section titled '公正な研究活動促進' with the following text: '埼玉大学では、研究活動上の不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が生じた場合に厳正・適切に対応するために、次の行動規範及び規則を定め、公正な研究活動を推進します。 ※研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわかまえる基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文等発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん又は盗用などです。' Below this are two links: '国立大学法人埼玉大学における研究者等の行動規範' and '国立大学法人埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則'. The second link includes a note: '(以下「不正行為防止等規則」という。) 本学における研究活動上の不正行為の防止(研究倫理教育の実施や研究データの保存など)及び不正行為が生じた場合の対応(告発の受付や事案の調査など)について、必要な事項を定めています。'

文部科学省のガイドライン含む「研究活動における不正行為への対応等」については、下記URLのページに掲載されています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

競争的研究費制度の「不正行為の取扱いに関する申合せ」等については、下記URLのページに掲載されています。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

研究活動上の不正行為に関する相談・告発等窓口については、以下のとおりです。なお、個人の秘密は保護いたします。

○ 相談窓口

産学官連携・ダイバーシティ推進課

TEL : 048-858-9158

E-mail : krinri [at] gr.saitama-u.ac.jp

○ 告発窓口

総務部総務課

TEL : 048-858-3005

E-mail : soumu [at] gr.saitama-u.ac.jp

※[at]は半角記号@に直してお送りください。

名古屋議定書締結!

…研究者にも何か関係があるの?

海外からの生物サンプル(遺伝資源)の無断持出しは、あなたの研究の継続、推進に大きな**リスク**となります。

無断で
持ち出すと
最悪の場合

- 提供国で逮捕される
- 研究が差し止められる
- 研究費申請が受理されない
- 発表論文が承認されない

こんなことが
起こるかも
しれません!

こんな場合には注意が必要です!

海外での生物 サンプルの採取

生物サンプル採取に対しては各国の法令があり、事前の許可が必要です。採取前に遺伝研ABS対策チームにご相談ください。



外国人留学生による 生物サンプルの持ち込み

留学生や訪問研究員が自国の生物サンプルを、自ら日本に持ち込み、研究を行う場合も生物多様性条約の対象となります。



海外の生物サンプルの 持ち込み

海外の生物はその国の財産です。生物サンプルを無断で国外に持ち出すと罪に問われる可能性があります。



海外の生物サンプルの 購入や受け取り

海外の共同研究者から生物サンプルを送付された場合や、国内で購入した外国由来の商品も、生物多様性条約の対象になる可能性があります。



海外生物サンプルの取得や研究には、生物多様性条約と名古屋議定書に基づくABS手続きが必要です。

ABS : Access and Benefit Sharing
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

遺伝研ABS学術対策チームまでご相談下さい。

☎055-981-5831

URL

<http://idenshigen.jp>

e-mail

abs@nig.ac.jp



国立遺伝学研究所
ABS学術対策チーム



大学共同利用法人
情報・システム研究機構
国立遺伝学研究所



ナショナル
バイオリソース
プロジェクト

① 生物多様性条約、名古屋議定書とは何か？

- 生物多様性条約は以下を目的とした国際条約です。
 - ・ 生物多様性の保全
 - ・ 生物多様性の持続可能な利用
 - ・ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
- 特に(3)はAccess and Benefit Sharingの頭文字から**ABS**と呼ばれています。これは「その国に生息する生物に対して、国が権利を持つ資源として扱うこ

と。両国で利益*1を公正に配分すること」を意味しています。

- 名古屋議定書を日本が締結したことにより、従来に比べてより厳密な対応が必要となりました。生物多様性条約と議定書への対応には、一般的には以下で示した**ABS手続き**が必要となります。

- (1) 提供国の共同研究者との間で、共同研究契約書を作成します。この際、研究によって生じる利益の配分(共著者など)を含めた「ABSに関して相互に合意する条件」(MAT*2)を記載します。
- (2) 生物サンプルの採取や取得に先立って、法令に従って提供国からの事前同意書(PIC*3)を取得します。
- (3) MAT/PICの取得後、提供国政府の手続によって「国際遵守証明書」(IRCC*4)(国際的な「お墨付き」)が取得できた場合、その後、日本政府からの指針*5に従い、定期的に行われるモニタリングへの対応を行って下さい。

② 遺伝資源とは何か？

- 生物多様性条約で、遺伝資源は「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他(ウイルスも含む)に由来する価値のある素材」と定義されています。
- 生物個体(生死は問わない)の全体やその一部、これらが凍結・乾燥・粉末化されたもの、またその抽出物

(DNA、RNAなど)も遺伝資源に含まれます。これらのサンプルを研究のために日本国内に持ち込む際には**ABS手続き**が必要になります。また、派生物*5も提供国においては対象となる場合がありますので注意が必要です。

③ 基礎研究にもABS手続きは必要か？

- 金銭的な利益が生じない**基礎研究も名古屋議定書の例外ではありません**。海外の生物サンプルの入手や採取に先立って、**ABS手続き**を行う必要があります。

- 遺伝資源から得られた利益を配分する際の「**利益**」とは金銭だけではなくありません。基礎研究の場合、例えば、共著論文の発表、実験技術の伝達、実験機材や図書の提供、研究者・学生の招聘なども含まれます。

④ 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームとは？

- 提供国の法令や必要な手続きは国ごとに異なり、対応が難しい場合があります。
- 国立遺伝学研究所 ABS学術対策チームは、ABSに関連した問題解決の総合窓口として、各国で様々な

異なる法規や手続きに対応し、共同研究契約書(MAT)や事前同意書(PIC)などの必要書類への対応、実際の遺伝資源の取得、大学、研究機関のABS対策体制の構築、などを支援いたします。

(*1「利益」については③を参照して下さい、*2MAT : Mutually Agreed Terms、*3PIC : Prior Informed Consent、*4IRCC : Internationally Recognized Certificate of Compliance、*5 : 指針、派生物については<http://idenshigen.jp>をご覧ください。)

海外の遺伝資源の取得について、まずは学術ABS問題の総合窓口
(国立遺伝学研究所 ABS学術対策チーム)

abs@nig.ac.jp までご連絡下さい。

Japan has ratified Nagoya Protocol!

Are there any consequences for scientists?

Your research may be seriously impacted, if you use biological resources transferred from overseas into Japan, without adhering to the necessary ABS* procedures. (*please see the reverse side for details)

In the worst case...

- You may be subject to arrest and prosecution in the resource providing country.
- Your research may be suspended or interrupted.
- Your application for some grants will not be accepted.
- Your paper may be rejected by some journals.

You need to be particularly careful in the following situations:

Collecting biological sample overseas

You need to have permission from the government of the resource providing country for the investigation and/or collection of biological samples.



Biological samples, brought into Japan, from your home country

ABS procedures are necessary for the transfer of samples to Japan from your country, even if such samples were included in your previous research materials, while in your own country.



Exporting biological samples from overseas

Organisms are the property of the providing country. You may face criminal charges, if you export them from the providing country, without proper authorization.



Receiving or purchasing biological samples from overseas

We must pay attention to biological samples sent by your collaborators overseas, or foreign-origin samples purchased in the market in Japan.



When you utilize biological materials from overseas (the countries outside of Japan, including your own home country) for your research, ABS procedures* are required, in compliance with the Convention on Biological Diversity and the Nagoya Protocol. (*please see the reverse side for details)

☎ 055-981-5831

Any questions? Please contact the ABS Support Team for Academia, National Institute of Genetics.

URL

<http://idenshigen.jp>

e-mail

abs@nig.ac.jp



ABS Support Team for Academia,
National Institute of Genetics



National Institute of Genetics,
Research Organization of
Information and Systems



National
BioResource
Project

What is the Convention on Biological Diversity (CBD), and what is the Nagoya Protocol (NP)?

The Conservation of Biological Diversity (CBD) is an international convention established for the following purposes:

1. the conservation of biological diversity
2. the sustainable use of its components
3. the fair and equitable sharing of benefits arising from the use of genetic resources.

The Nagoya Protocol (NP) is a supplementary agreement to the CBD to implement purpose #3, which is referred to as ABS (Access and Benefit Sharing). Among states which are parties to the CBD and NP, organisms are treated as properties of the country where they originate, and both countries providing and countries utilizing genetic resources shall share the benefits arising from utilization of these resources.

Since Japan has ratified the NP, the ABS procedures, outlined below (A-C) have become essential to compliance with the CBD and the NP.

- (A) MOU/MOA (memorandums of understanding/agreement) should be concluded between your and your collaborator's institutes in the country providing the genetic resources (providing country). In the MOU/MOA, you should describe the MAT (mutually agreed terms for ABS), including benefit sharing (i.e. co-authorship of papers, transferring experimental technology, etc.).
- (B) PIC (prior informed consent) should be obtained from the government of the providing country, before studying, acquiring and transporting samples.
- (C) After step (A) and (B), if an IRCC (Internationally Recognized Certificate of Compliance) is acquired from the ABS-Clearing House (ABS-CH), you should follow the ABS-guideline from Japanese government.

Japan has issued a domestic ABS measures (ABS-guidelines) to secure an accurate and smooth implementation of the NP and, in so doing, contributes to the conservation and sustainable use of biological diversity. (<http://www.env.go.jp/english.html>)

What is a "genetic resource"?

In CBD, a "genetic resource" is defined as any material of plant, animal, microbial or other origin (including viruses), containing functional units of heredity, which possess actual or potential value.

"Genetic resources" include living or dead organisms and parts thereof, frozen, dried or powdered materials of them, and their DNA/RNA extracts. ABS procedure are required to transfer those materials from the country of origin into Japan.

In some country, derivatives (naturally occurring biochemical compounds) may be considered as included within the scope of "genetic resources." (please contact ABS Support Team (abs@nig.ac.jp) for details)

Are the ABS procedures necessary for basic science?

Although basic research normally is not pursued for financial benefit, ABS procedures are necessary to access overseas biological resources, to observe the requirements of the CBD and NP.

To share the "benefit" arising from the use of genetic resources for basic science, you can offer the counterpart non-monetary benefits, by sharing research results (i.e. co-authorship of papers), cooperation in education and training, providing lab equipment and books, or invitations for researchers and students.

What the ABS Support Team can do for you?

Since each country has different laws, regulations and rules for the handling of genetic resources, we often face difficulties in completing ABS procedures.

The ABS Support Team for academia in National Institute of Genetics is the primary contact point for all the issues involving ABS, NP and CDB. They will advise and support you in the preparation of documents for MAT/PIC, to access and obtain the genetic resources overseas, and in constructing an ABS-responsive framework in universities and research institutes.

**Before acquiring genetic resources from overseas, please
contact the ABS Support Team for academia in NIG!**

abs@nig.ac.jp

**Questions?
Contact here!**